

季 刊

人口問題研究

第 7 卷 · 第 3 号

昭和 26 年 12 月 刊 行

貸出用

調査研究

日本人口の現状分析

—「日本人口白書」の発表によせて—

本多龍雄 1

東北、関東、中国地方の農山漁村における

産児調節実態調査結果報告

—宮城、岩手、青森、埼玉、岡山県下の

一町三四カ村について—

篠崎信男 31

日本における最近の死産

岡崎文規 49

資料

アメリカにおける産児制限の普及状況に關

する最近諸調査の概要

本多龍雄 55

移民と經濟開発—I・L・O 移民予備會議

を中心として—

黒田俊夫 67

雑報

岡崎所長の渡仏—定例研究報告会—

研究資料の刊行

78

統計

昭和二六年一—六月人口動態概数

昭和二五年国勢調査結果(二)

104 81

厚生省人口問題研究所編集

調査研究

日本人口の現状分析

——「日本人口白書」の発表によせて——

本 多 龍 雄

はし が き

昭和二六年八月すえ財団法人・人口問題研究会から『日本人口白書』が発表された。サンフランシスコに講和会議の開かれるに際し日本人口の現状をひろく内外に告げることを目的としたものであつたが、このよ
うな白書の発表はわが国においてはじめてのことでもあり、その啓蒙的
効果は相当に大きかつたようである。本稿はこの機会を利用し、もつぱ
ら『白書』の論序を追いながら、そこに展示された赤裸な事実にも多少と
も立ち入つた敷衍と解釈を試みたものである。もちろん一つの説的解
釈であつて、別ようの解釈もまた可能であらう。すなわち本稿はすでに
『白書』でもなければ、その公式解説版でもないことを念のためおこと
わりしておきたい。

内 容 目 次

一、緒 論

一一三

二、人口誌的諸要因の推移の分析

- 一、戦前戦後における人口増加の概勢
 - 二、戦後における増加人口の内訳
 - 三、戦後人口動態の推移
 - 四、将来人口の推計
 - 五、二つの課題と二つの途
- 三、国民経済的背景との連関の分析
 - 一、戦後における生活水準の低下
 - 二、産業構造の進化と出生率の低減
 - 三、産業構造の欠陥と過剰人口の再生産
 - 四、一億人口の産業構造
 - 五、人口の安定とその諸條件
- 四、産児制限に関する状勢の分析
 - 一、状勢分析の趣旨
 - 二、産児制限（避妊）の普及状況
 - 三、合法・非合法の墮胎の増加
 - 四、墮胎増加の社会的背景

五、産制問題の階級的葛藤

五、結語

一一五

一、緒論

一、現状分析の課題

「人口」はすでにその自然的構成においても多分に歴史的であるが、この現在の「人口」の中に表現される問題自体は一そう強度に歴史的なものである。「人口」とは本質的に歴史的なものの最も非歴史的な表現であるともいえよう。一個の観念的数値にまで抽象された現在の人口をその歴史的、社会的な本質にまで解析し、その含意する問題の真意をあきらかにすること、それが人口の現状分析に負わされた第一義的な課題でなければならぬ。

二、歴史的背景の概観

「人口」が單に人間集団をその口数によつてかぞえた観念的抽象物としてではなく、一つの独立した歴史的實在量として意識されるのは、その動きが経済の動きと相応せず、とりわけ相互に相反的な運動形態をとる場合であるが、日本の人口も第一次世界大戦（一九一四—一八年）の経過をへてそのような段階に這入つてきたとみてよい。大正七年（一九一八年）の米騒動は食糧問題とむすびついて人口問題につよく朝野の関心を集中させた。当時の食糧問題はその後の外産米の増産と移入によつて一応は解決されたが、それは第一次世界大戦を経過してその資本主義的構成をいちじるしく、発展させた近代日本の人口がすでに国内産米量からの制肘を離脱した新しい運動段階に入つたことを告げるものである。それに、米穀業者と投機業者に対する反感を動機としたこの都市小市民の騒動に飯米

のない多くの貧農が合流した事実も想起に値する事実であろう。それはこの近代日本の発展が農業部面を近代的進化の途から取りのこし、その構造的危機をいちじるしく濃化していたことの一つのなまなましい証佐であつた。惣じて國民大衆のよりよい生活余力への慾望をつよく梗塞しながら推進される國民経済の発展は、当然にその生産余力をいちじるしい人口の増加に徒費させる。人口が経済と表裏相応した状態を離脱し、あたかも社会経済的諸制約とは無縁な自然生物学的運動であるかのような動きをみせるのもこのような場合の通則といつてよく、日本の人口も第一次世界大戦をへてそのような状況をようやく濃くしてきたといつてよいようである。

そのような事情を念頭において考えてみると、米騒動の翌々年、すなわち大正九年（一九二〇年）に、日本ではじめてセンサスが行われたということも相當に象徴的な意味をもつてくる。イギリスではじめてセンサスの行われたとき、そのようなことをすると何かわるい神のたたりがあるかと少なからず世人の物議と心痛をひきおこしたということである。すでに一世紀半もむかしのことであるが、蒸汽機関車はもう走つていたはずである。この物議や心痛も時人の旧弊さをつたえる挿話としてよりは、旧來の社会のき絆を離脱してきた人口の動きに対する庶民的感能の一表現として意味がある。後進國日本の第一回センサスはそのような牧歌的挿話を残さなかつたが、そのかわり大正九年には戦後の反動恐慌が勃発した。それは日本資本主義が資本の本格的な集中運動の時代に入り、日本の社会の諸様態がいよいよ近代化の行進を開始した何よりの証拠といえよう。最初のメーデー行進もまたこの年にはじめて行われたということもつけ加えておくねうちがあらう。

日本資本主義のその後の発展は、周知のように、きわめて鋭角的であつた。しかし、生産力の年々の異常な上昇にもかかわらず、庶民の生活難はかえつて一そう痛切なものとなつた。後進國の異常な

経済的躍進が、世界資本主義の一般的危機の進行の時代に、それと並行し相互にからみあいながら進行したところにこの間における日本経済の動きの特異性があり、昭和五年（一九三〇年）恐慌以降は一そうはつきりとその国際的なつながりをあらわにする。そして雇傭の不足、失業の増加は、景気の変動に無頓着な人口の動きを一そう浮きたたせた。人口問題が失業問題とむすびついて再度つよく世人の関心をひいたことは当然であつた。

昭和六年満洲事変以降の日本の選んだ途が人口増加の圧力を早急の歴史の必然性を強化もし粉飾もしたことはない。そして戦争政策に鞭打たれた日本資本主義の急テンポの高度化につれて國民的規模における階級分化の進行は一そう促進された。

そのような諸状況下に人口の動きの上にもまた顕著な近代化過程は促進された。都市人口の著増、産業別人口における工業人口割合の膨張は第一次世界大戦以降とみに促進され、ながく停滞的安定をつづけていた農村人口にさえ昭和八年以降には若干の収縮傾向が実現された。

人口動態の上にもまた劃期的な近代化的傾向の発生をみる。出生率も死亡率も、大正九年を峠として、爾来ひきつづいて着実な低下運動をしめしている。それは疑うべくもなく人口あたり平均実質國民所得額からみた國民生活水準の一般的上昇と照応し、とくに都市人口におけるその生活様式の近代化と相應する現象ではあるが、このような國民的福祉の増進は社会階級別になし産業部門別に相當の懸隔があり時にはいちじるしい背反的關係を孕んでいたものであつたことも想起しておかねばなるまい。とりわけ農村人口における出生率の低下はその生活水準の上昇、よりよい生活余力への欲望の増進によるよりも、むしろ生活余力そのものの縮小に負う方がはるかに強かつたようである。そこにすでに戦前出生率低下傾向の内的、

構造的な弱さと限界とがあり、そのことをわれわれは戦後に再度省慮すること余儀なくせられよう。それはともあれ、第一次世界大戦以降、今次太平洋戦争にかけて、人口の動きもまた、日本資本主義の基本構造とおなじように、内部的な欠陥を孕みながら、しかもその欠陥のゆえに一応はかえつて一そう急速尖鋭に近代化的姿態を具現した。

三、戦後六年の特性

欧米先進諸國が歩んだ途を、おくれ、しかもぎわめて急速に集約再現した近代日本の歴史は、今度の戦争で一応の御破算をみる。しかし、戦後六年の日本は必ずしもその歴史の伝統を一切ふりすて立ちなおつたわけではなく、また事実そのようなことは可能なことでもあるまい。むしろ戦後六年の波瀾の多い経過こそ、近代日本の歴史の本質を、新しい戦後の諸條件下においてではあるが、以前にもまして短時日の間に集約再現し、一そう尖鋭に繰り返えそうとしていくものであることを戦後人口の分析にあたつてもわれわれは篤と心得ておかねばなるまい。独占資本の支配が完全に無力化し、やみのかたちで初期資本主義的要素が全国的に簇生した終戦直後の状況にはじまり、國家権力の再現につれて、傾斜生産政策からさらに集中生産政策へ、そしてインフレーション財政からドッジ・ラインへと、幾転の間に資本は再度その支配力をとりもどし、一応の社会的安定を回復するのに成功した。戦後の人口の動きにも当然それにふさわしい鋭角的な抑揚と振幅が期待されてよいわけで、その意味と帰趨とをよみとらうという現状分析の課題は常にこの事実を考慮の外にはななるまい。抑揚の鋭さにさして驚くにも及ばないが、さりとてこの振幅の大きさを手放しで受け入れてよいというわけでもない。要はその歴史的本質を正しく解析し、正しい対策を考へることではなければならぬ。

二、人口誌的諸要因の推移の分析

——人口はどのような動きをしているか——

一、戦前戦後における人口増加の概勢

大正九年（一九二〇年）から昭和二五年（一九五〇年）までの三〇年間の総人口の増加の概勢を五年おきのセンサス人口によつてしめすと第一表のとおり。所掲の数字はすべて琉球、奄美大島その他若干の小島嶼をのぞく現在の調査境域に統一換算されたものである。

第1表 総人口の増加（1920—50年）

	総人口 (単位千)	増加率 %	
		増加	%
大正9年 (1920年)	55,157	6.9	15.4
〃 14年 (1925年)	58,950		
昭和5年 (1930年)	63,644	8.0	13.6
〃 10年 (1935年)	68,431		
〃 15年 (1940年)	72,329	7.5	15.0
〃 20年 (1945年)	71,998		
〃 25年 (1950年)	83,200	(-) 0.5	
		15.6	

(備考) 琉球、奄美大島その他若干の小島嶼をのぞく現在の調査境域における10月1日現在の現在人口をしめす。但し昭和20年のみ11月1日現在。また昭和15年のみとくに在外軍人軍属を含む。即ちもし戦争がなかつたならば日本に現在してゐたであろう人口をしめす。——なお本表は人口問題研究所・上田正夫技官の編成による。

増加率をみると、前期に高く後期に低い。すなわち大観して人口増加の勢は次第に緩和しつつあることがわかる。大正九年を峠として日本の出生率が着実な低下傾向を開始したことを想起するならば、この長期的観察のしめす傾向は現状の理解と将来の予測について相当に重要な意義をもつていえるといえよう。戦争による波瀾は長大な人口の動きに対しては得失相殺してさして大きな影響を與えていないわけになる。

大正九年以降、日本の人口動態の具現した近代的態態は、欧米先進諸国においてそうであつたとおなじように差し当つては自然増加率をかえつて一そう増大した。それは出生率の低下よりも死亡率の低下の方が一そうよく作用したからである。とくに大正九年に先立つ五カ年間（大正五—九年）に死亡率が著しく高かつたことも附け加えておいてよからう。したがつて明治変革以来たどつてきた人口増加の勢は大正九年以降一そう強化された。大正九年に先立つ五カ年間におよそ六%であつた増加率は、以後の五カ年間にはほぼ七%に、さらに昭和年代に入つての五カ年間には八%へと強化の足どりをしめしている。増加率が低下の足どりにかわるのは昭和五年以降であるが、総人口の増加に伴い毎年の自然増加の実数はやはり逡増傾向を持続し、昭和七年には始めて百万をこえ、昭和一六年以降は毎年百万台を以つて普通とするに到つた。そういうわけでは戦前における人口の動きは、実質的にはなお相当に顕著な増加をつづけながらも、しかしその増加率を次第に低下してあり、人口増加を實質的に抑制しようという傾向を次第につよく具現するに到つていたといつてよい。

昭和一〇年から同二五年にいたる一五カ年間の人口増加率がそれに先立つ一五カ年のそれよりも低いことは、戦争による大きな人口損耗のためとも考えられるが、しかしこの戦争による人口損耗は後段にもしめすとおり戦後の引揚げによる人口の純移動増加とほぼ相

殺されるので、この間における増加率の低下はやはり人口抑制傾向の強化と考えて差しつかえないものである。と同時にまたこの事實は、戦後における異常な人口増加、とくに出生の増加が主として戦時から延引されてきた婚姻と出生の累積されて現われた結果であるという解釈の妥當なことを傍証することにもなる。

しかしながら、いま昭和一五年（一九四〇年）を中心としてその後各一〇カ年間を比較してみると、増加率は最近の一〇カ年において高く、人口の動きは明白にその傾向を逆転している。もつとも昭和一五年に先立つ一五カ年には主として満洲への移住による人口流出を考慮しなければならぬが、しかしこれもこの間における人口増加率の低下にそう大きな役割りをつとめたわけではない。また戦争による出生の延期も多少はこの日華事変初期にかかっているが大量動員は太平洋戦争以後のことに属する。いずれにせよ、昭和一五年すなわち今度の戦争の本格化した年次を中心としてみた場合の前後人口動向の明白な逆転は否定しがたい。多大の戦争消耗をうけた最近一〇年間の方が人口増加率が却つて高いというこの事實こそ戦後人口の動きの異常さを実証するものであるとともに、戦後における異常な出生増加も單に延引された婚姻出生の累積として片づけてしまうことのできない問題を含んでいることを物語る。われわれは戦後人口問題の探究をまずこの異常性の分析からはじめねばなるまい。

二、戦後における増加人口の内訳

上掲第一表にみる昭和二〇年人口は表中に備考されているとおり同年一月一日における現在人口であるから未復員者を含まない。したがって同年以降の現在人口の増加は大量の復員および海外在住者の引揚げによる社会増加と、出生死亡差による自然増加の二つの要因に負うている。両者の比重の推移を年次別にしめすと第二表の

第2表 戦後の社会増加と自然増加

	社会増加		自然増加	計
	実数	比	(單位千)	
昭和20・10・1—21・9・30	3,556	95	191	3,747
昭和21・10・1—22・9・30	1,001	40	1,470	2,471
昭和22・10・1—23・9・30	318	15	1,753	2,071
昭和23・10・1—24・9・30	149	8	1,789	1,938
昭和24・10・1—25・9・30	31	2	1,536	1,567
計	5,055	43	6,739	11,794
			率 (%)	
昭和20・10・1—21・9・30		95	5	100
〳 21・10・1—22・9・30		40	60	100
〳 22・10・1—23・9・30		15	85	100
〳 23・10・1—24・9・30		8	92	100
〳 24・10・1—25・9・30		2	98	100
計		43	57	100

(備考) GHQのESS発表の数字により人口問題研究所・上田正夫技官編成。なお本表による増加人口はセンサス人口によるこの年次間の増加人口と若干のそごをしめす。

とおりである。

すなわち、終戦直後の一年は自然増加はほとんどない。戦争末期から戦後にわたる昭和二〇年暦年においては自然増加は相当マイナスであつたと推計されているが、そのよう国民生活の破滅的状况は人口の動きの上では戦後な一年その形相を更めていない。戦後の婚姻はなお出生を伴わず、栄養失調による死亡は終戦直後にかえつて一そう累加増大した。しかし戦争の余勢をつづけるこの一年を除けば、戦後は一貫して戦前未曾有の著大な自然増加をつづけていることが注目されよう。

復員引揚げの実数は、表示の期間において、復員三〇〇万九千、引揚げ三一三万六千、外に復員引揚げの区別不明の者一〇万四千、

通計して六二四万九千であるが、この間における外国人（主として朝鮮人と台湾人）の退去数一一九万四千を差し引いて約五〇五万五千の社会増加となる。その大部分は終戦後二カ年に集中しており、現在はほとんど無視してよい程度のものとなつた。

この内、復員はもし戦争がなかつたならば当然日本に在住したであらう人口であるが、海外在住者の引揚げは敗戦による新しい負担で、その総数から外国人の退去数を差し引いても約二〇〇万の純増加となる。この新規の負担がさなきだに荒廃した戦後の労働市場をつよく圧迫したことは当然であつたが、しかし戦前戦後における人口の大局的動きの上からみるとこの引揚げによる戦後の社会増加は丁度戦争による人口損耗を補てんしたような結果となつている。戦争による人口の損耗は、経済安定本部の推定によると、戦死約一五五万五千、戦後の戦災死亡約三〇〇万、計一八五万で、外に戦地および戦後の行方不明を加えて二〇〇万前後、上記引揚げ人口による戦後の社会増加とほぼ相殺するものとみてよい。

そういうわけで、上掲第一表にみたような昭和二〇年以降人口のいちじるしい社会増加が昭和一五年以降の戦争による人口の移動や消耗とほぼ相殺されると、昭和一五年以降の最近一〇年間に於ける人口増加率の強化は一にかかつて戦後のいちじるしい自然増加に因由するものであることになる。それは戦争末期から終戦直後にかけて中絶された自然増加をうめあわせただけでなく、それ以上の爆発的膨脹をみたわけになる。戦後人口の異常性はこの戦後の自然増加の実態分析によつて一そう明きらかにされるであろう。

三、戦後人口動態の推移

人口の自然増加は戦前にあつては時たま百万をこえた年次もあつたが、昭和八一二年の年平均自然増加は九一万六千であつた。昭和一六年以後は百万をややこえたが、終戦前後の昭和一九一二年

第3表 戦後の出生率および死亡率

	出生率 %	死亡率 %	自然増加率 %
大正9年(1920年)	36.3	25.4	10.9
昭和11年(1936年)	30.0	17.5	12.5
昭和22年(1947年)	34.3	14.6	19.7
昭和23年(1948年)	33.4	11.9	21.5
昭和24年(1949年)	33.2	11.6	21.5
昭和25年(1950年)	28.3	10.9	17.4

の異常期をすぎると、昭和二二年には一五〇万をこえ、二三、二四年にはともに一七〇万をこえた。昨二五年にははじめて低下のきざしをみせたが、その実数はなお優に一四〇万をこえている。

この戦後自然増加の著増の一半は戦後における死亡率のいちじるしい低下によつて行われた。この戦後死亡率の著減は、別掲第三表にもみられるとおり、戦前の低下傾向を戦後にいはやく継承再現したわけであるが、その低下速度の強化には戦後における占領軍の公衆衛生指導に負うところが多かるう。最近（昭和二五年四月より二六年三月まで）の事実によつて作成された人口問題研究所の簡略生命表によると、日本人の平均寿命は男五六歳余、女六〇歳弱で、ともに戦前にくらべてほぼ一〇年を延長した勘定となる。また、このような死亡率の改善が人口増加に寄與した影響は極めて大きく、かりに昭和二五年の死亡率が戦時の最低年次である昭和一六年の一五・六八程度であつたとすると、昭和二五年の死亡はほぼ四〇万ほど多くなり、同年の自然増加一四五万は一〇〇万をややこえる程度に止まつたことになる。

しかし右のような戦後死亡率の低下とならんで戦後の出生率がいちじるしく上昇したことも注意しておかねばならぬ。昭和二二年の出生率三四・三%は、上掲第三表にみるとおり、ほぼ大正年代末期の高出生率にまで逆転したわけで、戦後日本の都鄙別人口構成や産業別人口割合が同じく大正年代末の状況にまで後退したことと全く符節を合せている。このような社会構造の突然の後退、生活水準の全般的低下、それにつれての古い生活伝習の解体、つまり誰もが貧乏になつたための気楽さは婚姻を刺戟し出生を助長するのが通例で、事実また男は国民服一着で、女は箆笥一本の用意もなしに結婚するのがむしろ当り前となつた。婚姻率は戦後に著しく上昇したばかりでなく、婚姻年齢は男女ともにかえつて戦前よりも低下したと考えられる。戦後出生率著増の真因はそこにあるわけで、これを單に戦時からの中絶延引された婚姻出生の累積の結果と考えるだけでは状況の社会的重大さを人口統計学的必然性によつて眼かくししてしまう危険がないでもないことを注意しておかねばなるまい。

もつとも戦後の出生著増には戦後の食糧難に起因する一時的な農村景気の影響も無視することができない。産業別にみた分配国民所得割合も戦後にいちじるしく農業部門に偏重した。しかしそれも一般的窮乏化の中での景気の部分的な片よりに過ぎない。しかもこの程度の生活余力の発生がすぐさま婚姻出生を著増させるといふ事実こそ農民社会の生活水準がいかに低度のものであつたかを間接に実証するものであろう。それは戦前、農村においても達成された出生率の近代的低下運動がいかに窮乏抑制の傾向をつよくもつたものであつたかを再証するに足るものである。

したがつて、国民経済の回復と国民生活の常態化、いいかえれば資本の支配力の回復と旧社会体制の再現強化につれて出生率は当然に戦前の傾向を再現し、あるいはそれを一そう強化するはずであり、事実、昭和二五年の出生率はすでに戦前水準を割り、昭和二六年前

半期の統計も同じ傾向が進行していることを確証している。しかしながら、死亡率の著減に対比して出生率はなお極めて高く、ために自然増加率はなお戦前水準をはるかに超えている。このような死亡率水準に対応する出生率の低下を今後も戦前体制の再現強化によつてのみ遺憾なく期待しうるものであるかどうかはわれわれに深い理論的反省を強要する重大な問題点の一つであろうとおもふ。

四、将来人口の推計

出生率の低下は、その実質的内容のいかんは姑く別として、今後も引きつづき進行するであろう。しかし近い将来における人口増加が相当に著しいものであることは拒みがたい事実である。人口問題研究所の推計結果により昭和三五年までの人口の推移をしめすと第四表のとおり。この推計人口は昭和二五年センサス人口を基準とし、出生率、死亡率ともに表中に備考されているような最も妥当と考えられる低下傾向を仮定して計算されたものである。

この推計によつてみると、総人口は昭和三五年に九千五百万をこえることになるが、とくにこの間における一四一五九歳の生産年齢人口の増加は年平均九〇万をこえ、一時は一〇〇万を突破する。年九〇万の生産年齢人口の増加に対しては、現在の就業状況を前提とすると、毎年ほぼ六五万ないし七〇万の新しい雇傭の造成が必要である。大正九年から昭和一五年にいたる日本資本主義の発展期の雇傭の増加が年平均三五万に足りない程度であつたことを思うと、それが今後の国民経済にとつていかに大きな問題を提示するものであるかを想像することができよう。しかもこの生産年齢人口の著しい増加は死亡率の低下がすでに生まれている子供の生長をよりよく保償する結果発生するもので、今後における産兒制限の普及によつてはいささかも緩和されることのない当面不可避の事実であることを心得ねばならぬ。

第4表 将来人口の推計（昭和25—35年）

昭和	年	総人口 (単位千)	自然増加数 (単位千)	14—59歳人口 (単位千)	同上増加数 (単位千)
25	年	83,196	1,466	49,274	
26	年	84,541	1,312	50,301	1,027
27	年	85,799	1,240	51,183	882
28	年	87,030	1,227	51,961	778
29	年	88,243	1,207	52,914	953
30	年	89,429	1,184	54,010	1,096
31	年	90,603	1,169	55,124	1,114
32	年	91,754	1,146	56,161	1,037
33	年	92,884	1,124	57,199	1,038
34	年	93,985	1,096	57,875	676
35	年	95,061	1,067	58,390	515

- (備考)
1. 総人口および生産年齢人口は各年次とも10月1日現在人口である。
 2. 出生率は昭和35年において戦前の低下傾向に一致するものとし、死亡率は20年後にアメリカ白人の死亡率に等差級数的に近づくものと仮定された。即ち基準年の昭和25年の出生率は28.40%、死亡率は10.77%、昭和35年の出生率は21.20%、死亡率は9.98%となる。
 3. 移動人口はないものと仮定されている。

なお本推計は人口問題研究所・高木尙文技官の担当集計による。

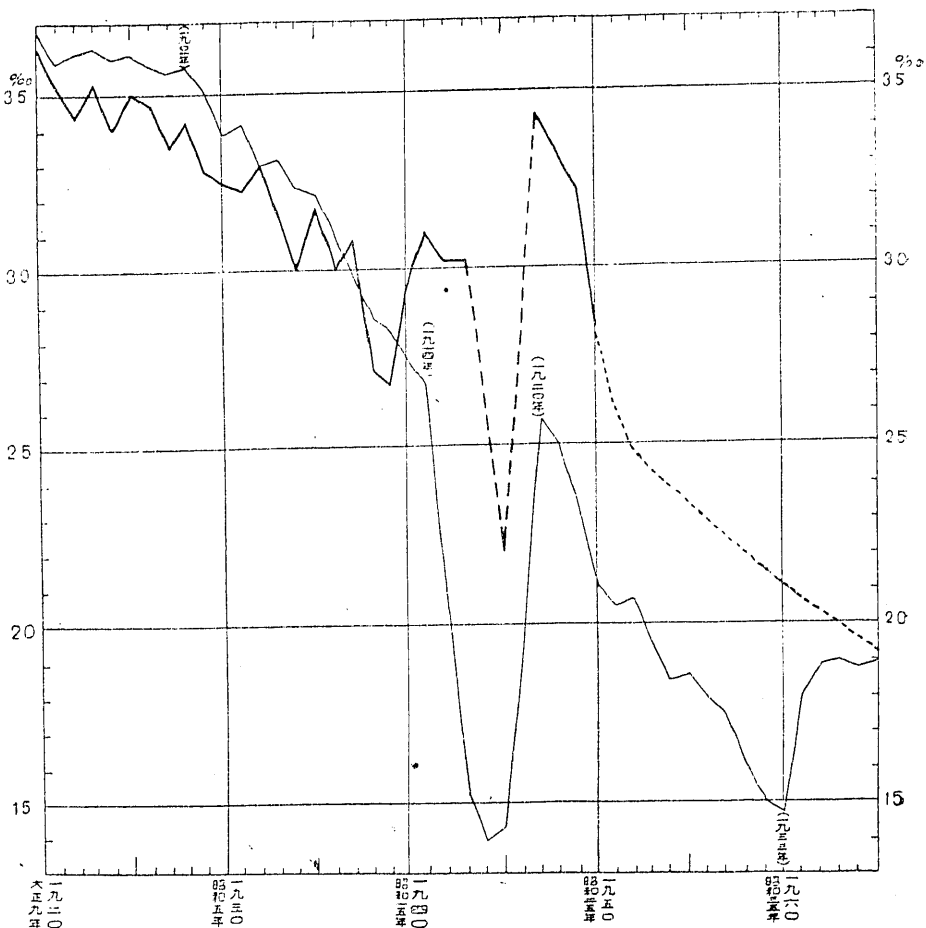
なお、右の推計を同様の仮定の下に更に延長してみると、日本の人口は昭和四〇年にほぼ一億となる。一億という数字になにも特別の意味を附託する必要はないし、将来の民族的自立のためにはそれくらいの人口は多過ぎることはないかも知れないが、しかしそれはこの巨大人口が十分に扶養されることを前提としての話である。一億人口における年一%の人口増加も実数にすると百万という数字を生む。われわれは少くとも一億人口の出現するころまでにこの巨大

な将来人口の合理的な扶養体制を完成し、またそうすることによつてのみ期待しうるであろう人口の安定を実現しなければならぬ。というのは、国民経済構造の全般的な合理化とその程度につれて、人口の安定すなわち人口の経済に対する合理的適応性もまたこれを期待することができるからである。もし万一そのような国民経済体制の実現に失敗するとき、社会的進化と適応の力に不足した一億人口が自然生物学的に再生産するであろう増加人口は国民経済にとつて致命的な破壊的暴力となるに相違ない。

なお、右の推計人口に仮定された出生率および死亡率の低下傾向は、経験的に最も公算が大きいといういみでほぼ妥当なものであるといつてよいが、しかしこの仮定にあつても昭和四〇年における出生率は一九・二六%で、同年の死亡率九・七五%に対し自然増加率は九・五一%となり、なお当分の間ほぼ一〇〇万の自然増加をつづけることになる。死亡率の仮定にはさして異論があるまいが、一〇%を割るところの想定死亡率は、もし人口が静止人口の状態になつたと仮定するならば、衛生状態の改悪を伴うことなしにも、自然にほぼ一五%程度(平均寿命の逆数)のところまで上昇するはずであるから、出生率は一五%に近いところまで低下してはじめて静止人口にちかいかい状況を実現することができるわけになる。二〇%をやや割る程度の昭和四〇年の想定出生率はその点でなお静止人口を実現するに足らないわけになる。しかし静止人口を期待するに足るような急激な出生率の低下も経験的に全く不可能事でないことは第一次世界大戦後のドイツの先例が教えている。日本の出生率低下傾向を過去におけるドイツのそれと対比図示してみると第一図のとおりで、ドイツの戦前の低下傾向は日本のよりもやや鋭かつたが、戦後のそれは一そう顯著で、一九三三年ナチの登場する年には一五%を割つて歐洲最低の低出生率をみせるに到つた。当時の流産統計は非合法墮胎件数が出生件数を上廻るほどの状態にあつたことを推定さ

第1図 日本の出生率の推移
(1920—50年の実勢と1950—65年の推定)

——細い線は1893—1938年のドイツ出生率の推移をしめす——



せているが、そのようにして行われた出生率の低下、いかえれば国民生活の破局的様相下に実現されたような出生率の低下が、ただ出生率の低下ということだけで決して望ましいわけではないこと、ここにあらわせてつけ加えておきたい。

五、二つの課題と二つの途

われわれはいま二つの大きな課題の前に立っている。一つは現在の人口圧を緩和し、当面する毎年の著大な増加労働力を消化しながら、

ら、近い将来に予期される一億人口を合理的に扶養するに足る国民経済の発展、とくにその構造的進化の方途を講ずることであり、いわば一億人口の扶養計画の樹立に関する問題である。もう一つは、この扶養計画の進行に相応して国民生活の合理的再編成過程を進捗させ、出生率の低下を促進することであり、いわば一億人口の安定計画ともいつてよい問題である。さいわいにこの二つは相互保障の関係にある。国民経済の発展は出生率低下のための根本の前提であるが、人口の側からするその安定化への運動は国民経済の合理的な発展を一そう促進し、またその成果を一そう効果的にするという関係にある。

しかし基本的かつ長期的に相互保障の関係にある二つの課題も、短期過渡的にはしばしば相互背反的な方向をとる。たとえば国民経済の進化にもなう国民生活水準上昇は一時的には出生率の上昇傾向に加勢するのが普通であり、そのため出生率の低下は国民生活の窮迫によつて一そう促進されるかのような外観をさえ強化しよう。しかもこ

のような一時的現象的な背反関係からくる錯誤を一時のものとして軽視することができないのは、上記課題の一応の達成に際して実は相互に対照的な二つの途が可能だからである。国民経済の発展は資本の蓄積集中過程を枢軸として可能であるが、それは国民生活水準を押し下げることによつて急激的には一そう急速度に促進されるであらうし、また一そうすることによつて出生率の低下は一時的にはかえつて一そう促進されよう。そのような事情の一端はすでに第一次

世界大戦後のドイツにみたとおりであるが、一般的に過剰人口圧の累加の中に進行するこのような出生減退傾向が民族的生命の生物学的破綻を招く危険を多分に宿しているものであることはナチの指導者たちが收奪体制のファッシスト的再編成を理論的に粉飾する人口論的根拠として強調したとおりで、この人口危機そのものは否定しがたい事実であつた。しかも過大人口扶養のための生産増強の名をかりてそのような人口危機の内訌過程が放任せられる危険はとくに今日の日本において尠くない。人口政策の本道はどこまでも上記兩課題の本質的、長期的な相互連関の認識の上に、人口扶養力の増大と人口の安定とを国民生活実態の全般的な進化と向上を媒介として達成するところになければならぬ。人口の現状分析が人口誌的觀察の域をこえて国民経済的背景との連関の分析にまで及ばねばならぬ理由もまたここに在る。

三、国民経済的背景との連関の分析

——人口はどのように扶養せられ、またどのように再生産されているか？——

一、戦後における生活水準の低下

戦前における国民経済の發展は、産業別にはきわめて跛行的であり、階級的にはきわめて不均等ではあつたが、そのような構造的欠陥のゆえにまたかえつて一そう急速に推進され、国民一人あたりの平均実質国民所得額の推移からみれば、増加する人口をよりよい生活水準において扶養してきたわけになる。昭和元年から同一〇年にいたる人口一人あたり実質国民所得は年平均ほぼ三%の割合で増加している(統計局編「昭和一〇年における我國國富および国民所得額」による)。國際的水準は普通一・五%ないし二%の程度といわれているから、その發展は相當に特記すべきものであつたといつてよい。

しかし今度の戦争は徹底的に國富を蕩盡し生産活動の基礎を破壊した。戦災その他による國富の損害は、經濟安定本部の推算によると、軍事裝備を除く平和的國富についてだけみても終戦時価格で六五三億円に達し、全平和的國富のほぼ四分の一に及んでおり、昭和一〇年以來その増加分をことごとくふいにしてしまつた勘定になつてゐる。のみならず、この損耗は、部門別には、船舶の八〇%余を筆頭として、工業機械器具の三四%余、建築物の二四%余等、近代的生産活動の基幹的部面に集中されており、近代的生産活動は周知のように終戦直後にはほとんど停止した。半減ちかい領土の喪失はその人口とあわせて收支対照せねばならないからいまは考慮の外におく。賠償の一部として接收せられることになる在外資産は右の國富損耗額の数倍におよぶと推定されていることだけをつけ加えておこう。それに國內の被害に限つても、計数的に計上できない間接の戦争被害は著大である。一例を戦時の山林濫伐にとつても、それが戦後の水害として累積加重している事情はあまりにも周知のとおりで、しかも戦後の累加人口による住宅や燃料の追加需要の累増はいまだに山林資源の再生保存の線をこえて安易な近山伐採をつづけさせており、過剰人口の悪循環的運動はここにも明白な事実として現われている。

敗戦直後とくに近代的産業部面において潰滅状態に陥つた生産活動も最近いちじるしく回復の歩調にあり、昭和二五年(一九五〇年)における国民総生産は、經濟安定本部の推算によると、戦前昭和九一一年(一九三四一三六年)の水準をややこえる程度に達したが、しかし人口はこの間二〇%以上も増加しており、生産分配の構造に異同がないとしても、国民生活水準の全般的低下は拒みがない。

とくに都市生活者の生活水準の低下を家計調査による消費水準指數の推移についてみると左のとおり、

昭和九一一年 一〇〇・〇
 昭和二二年 五八・〇

〃 二三〃 六三・八
 〃 二四〃 六八・二
 〃 二五〃 七三・〇

(備考) 戦前昭和九一一年は内閣統計局家計調査、戦後昭和二五年九月までは総理府統計局勤労者世帯収入調査、一〇月以降は同消費者価格調査により、世帯人員および日数を標準化(五人・三〇・四日)し、消費材実効物価指数により算出されたもので、いずれも東京都の分による。経済安定本部編第五次経済白書参考。

また昭和二五年における都市農村別消費水準をみると左のとおり、平均してなお八二%の低位にある。

昭和九一一年 一〇〇
 昭和二五年 都 七三
 市 九三
 農 八三
 村 八三
 平 均

(備考) 都市については前段参照、農村は農林畜産家経済調査による。全国平均は農家(四五・五%)、非農家(五四・五%)の人口ウェイトによる。

とくに家計支出中食費に支出された金額の割合を都市生活者(東京都)についてみると、戦後の七〇%という数字は昭和二五年には五七・二%まで低減はしたが、しかし戦前昭和九一一年の三九・五%と対比するならばその懸隔はなお極めて顕著である。さらに多少たち入つて勤労者世帯の収入構成をみると左のとおり、勤労外収入の著減と世帯主以外の家族の勤労収入部分の著増が観取せられ、戦争による一般的な無産化と人口の過剰に裏打ちされた低賃金体制の戦後的強化の実情を窺わせるに不足しまい。

勤労者世帯の収入構成
 収入内訳 昭和九一一年 昭和二五年
 実収入総額 一〇〇・〇 一〇〇・〇

勤労収入 九〇・一 九六・八
 世帯主の本業収入 八八・一 八七・一
 他の家族員の収入 } 二・〇 八・二
 副業及び内職収入 } 一・五
 勤労外収入 九・九 三・二

(備考) 出典は前段に同じ。
 以上にみるとおり、国民生活水準の低下は計数的にもきわめて深刻である。しかしまたわれわれはそれが徐々にではあるが次第に回復の足どりを辿つていくことにも背せねばならぬ。そして戦後の異常人口動態を戦前の傾向に引きもどす力もまたこの生産回復の努力の今後の帰趨にかかつていといつてよいとおもう。

二、産業構造の進化と出生率の低減

戦前、とくに大正九年以降の人口扶養力の増大は一貫して工業化のためものであつた。戦前戦後における産業構造の推移を産業別就業者数割合の推移によつてみると第五表および第六表のとおりである。

すなわち戦前においては、農林漁業就業者数は実数にさしたる変化はなかつたが、その比重を次第に低減しており、之に対し鉱工業就業者数は実数割合ともに著しく増大している。商業交通業等その他の広義サービスの産業就業数も鉱工業の発展につれて当然増加傾向にあるが、その割合が鉱工業のそれと一致しないのはわが国における商業人口が昭和五年にみるように多分に不況時過剰人口のプールとなつてゐるために好況時におけるその減少運動が広義サービスの産業就業者総数の増加に相殺的要因として働いたためである。そういう点からもわが国産業構造は、今日のアメリカなどにみられるように広義サービスの産業部門が高い生産性と大きな雇傭力をしめすような段階には達せず、その主軸をなお鉱工業とくに工業においてい

第 5 表

産業三大群別就業者数割合の推移

(大正9年—昭和25年)

	農林漁業	鉱工業	其の他	計
大正9年	53.8	20.8	25.7	100.0
昭和5年	49.4	20.4	30.2	100.0
昭和15年	43.6	26.2	30.2	100.0
昭和22年	53.4	20.4	26.7	100.0
昭和25年	48.5	21.3	30.2	100.0

(備考) 第6表より作成。但し昭和22年における製造小売業を60万ないし70万と推定して一部を改算した。なお、鉱工業は鉱業、製造業および建設業を含み、其の他は商業、交通業等の広義におけるサービスの産業部門をいう。

第 6 表

産業六分類別就業者数

大9—昭25

産業分類	実数 単位千人					割合 (%)				
	大9	昭5	昭15	昭22	昭25	大9	昭5	昭15	昭22	昭25
全就業者	26,966	29,341	33,839	32,329	35,540	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農業	13,726	13,742	13,860	16,622	16,150	50.9	46.8	41.0	49.9	45.4
林業及び狩猟業 (伐木業を含む)	189	186	303	480	390	0.7	0.6	0.9	1.4	1.1
漁業及び水産養殖業	526	562	576	710	710	2.0	1.9	1.7	2.1	2.0
鉱業	421	314	627	667	550	1.6	1.1	1.9	2.0	1.5
建設業	717	977	1,032	1,320	1,420	2.7	3.3	3.1	4.0	4.0
製造業	4,438	4,702	7,211	5,440	5,600	16.5	16.0	21.3	16.3	15.8
卸売業及小売業	2,342	4,113	4,257	2,115	3,840	9.8	14.0	12.6	6.4	10.8
金融保険及び不動産業	130	194	310	251	350	0.5	0.7	0.9	0.8	1.0
運輸通信及びその他の 公益事業	1,133	1,289	1,629	1,709	1,770	4.2	4.4	4.8	5.1	5.0
サービス業	1,940	2,459	2,951	2,656	3,200	7.2	8.4	8.7	8.0	9.0
公務	579	733	859	915	1,470	2.1	2.5	2.5	3.0	4.1
分類不能及び不詳	524	71	226	444	90	1.9	0.2	0.7	1.3	0.3

- 1) 製造小売業は昭22は製造業に、その他の年は小売業に含まれている。また進駐軍要員(日本人)は昭22は分類不能及び不詳に、昭25は公務に分類してある。
- 2) 大9, 昭5, 昭15は平常の従業により、昭22, 昭25は調査時一週間の従業による。
- 3) 大9, 昭5, 昭15いずれも沖縄を除く46道府県の現在人口によるが、昭15のみ在外軍人軍属を含み、応召前の職業によつて分類されている。
- 4) 昭22は数え年10歳以上、昭25は満15歳以上人口
- 5) 昭22, 昭25は失業者を含まない。

なお本表は総理府統計局が昭25年の分類基準により再編成したものである。

第8表 職業別・収入階級別平均出生児数
(婚姻期間 16—20年の夫婦)

	俸給生活者	労働者
月収 50 円未満	4.2	4.3
〳 50 — 100	3.9	4.4
〳 100 — 150	3.8	4.6
〳 150 — 200	3.8	4.0
〳 200 — 300	3.6	—
〳 300 円以上	3.8	—

	中小商工業主
国税営業税免税者	4.4
同 25 円未満	3.8
25 — 50 円	4.1
50 円以上	4.3

耕作反別	農業者
5 反 未 満	4.4
1 反 — 1 町	4.7
2 町 — 3 町	5.3
3 町 以 上	6.1

(備考) 前表におなじ。

昭和一五年人口問題研究所の出生力調査は妊娠期間を経過した夫婦の平均出生児数を職業別に集計しているが、その結果は第七表のとおり、昭和一五年においてすでに妊娠期間を経過せる夫婦で

落的背景であつた。

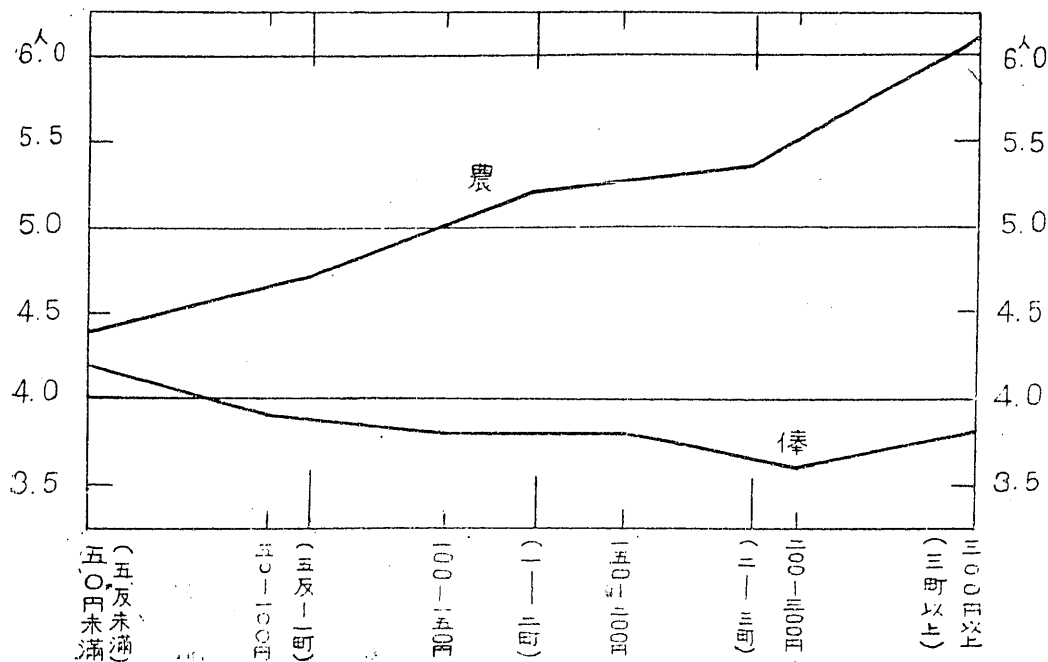
第7表 職業別平均出生児数
(妊孕期間経過後の夫婦)

職業	平均出生児数
カ - ド 階 級	5.18
農 業 者	4.98
富 裕 階 級	4.53
中小商工業主	4.17
賃金労働者	4.10
銀行会社員	4.03
官 吏	3.67

(備考) 昭 15 年・人口問題研究所・出生力調査による。中小商工業主、賃金労働者、俸給生活者は都市在住のもののみをしめす。

るといえよう。工業化の躍進こそ戦前における国民生活向上の原動力であつたし、また戦前における出生率の着実な低下傾向を可能にした国民

第2図 農業者と俸給生活者の生活水準別出生児数 (第8表参照)



あるからほぼ大正年代末期から昭和年代にかけての実情をしめすものといつてよいわけで、職業別の差異はなおさほど顕著ではないが、それでも富裕階級の多産に象徴されているような強い家族主義的多産の伝統の中で、出生率が生活様式の近代化と、生活水準の上

昇にそつて低下している有様を窺うことができよう。

大きく職業階級別に観取されるそのような家族主義的多産と近代的出生抑制傾向は之をさらに収入階級別に解析することによつて一そう明瞭である。第八表はとくに右昭和一五年調査において婚姻期間一六―二〇年の夫婦についてその平均出生児数を職業別並びに収入階級別にみたものであるが、多産な農業者にあつては経営規模の増大につれて一そう多産であり、之に反し俸給生活者にあつては収入階級の上昇につれて却つて一そう抑制的である。中小商工業者と労働者はその中間型に属するが、中小商工業者には家族主義的多産傾向の残滓があり、労働者には俸給生活者の場合に似た傾向のきざしが観取せられる。図示すれば第二図のとおりで、生活様式と生活水準とがその出生率を支配する情況はすでにこの時代においても極めて明白である。

とくに農業者の多産がその生産様式の特異性に負うものであることはいうまでもないが、この特殊な日本農業の生産様式が国民経済におけるその産業的後進性、あるいはむしろその相対的後退性に根ざすものであることも注意しておく必要がある。試みに国民所得の分配関係における農業者の取前を総人口に対する農家人口割合と対比してみても、人口割合で五〇%をこえていた昭和五年当時の農家人口に帰属した国民所得割合は僅かに一二%であつた。この年は農業恐慌のとくにはげしかつた年次であるが、小康後の戦前昭和一〇年にあつても人口割合でなお四七%余の農家人口に帰属した国民所得割合は一四%に過ぎない。日華事変後やや好転はしたが、太平洋戦争以後はまた急速に悪化した。

最近における差別出生率の状況を全国的に観察しうる資料は残念なことになお未完成であるが、上掲第五表にみるような国民経済構造の戦後における後退が戦後出生率の上昇、大正年代末期水準への逆行と無関係なものでないことは前段に触れたとおりである。しかも、なお戦前水準を回復しきらない国民経済的諸環境の中で出生率

は上記のとおり昭和二五年にすでに戦前水準をこえるほどの顕著な低下の運動をしめしはじめている。そこに戦後過剰人口圧の異常さとこの異常な環境に適応しようとする主体的努力のあらわれをみるのはよいとして、それだからといつてこの悲壯な努力は窮乏のいよいよ深化されるにつれてますます強化されるであらうなどと考えてよいわけではない。この主体的努力の裏にはかつて一度経験された戦前生活水準への追想と執着があり、また戦後の荒廃の中で徐々にではあるが逞しく推進された国民経済再建の努力がある。出生率低下運動が今後もしも引きつづいて一そう強度にまた持続的に進行することを期待するためには、国民経済の発展とその構造的進化、とりわけその構造的な欠陥の訂正されることがその基本條件とならねばならぬ。

三、産業構造の欠陥と過剰人口の再生産

戦前における国民経済構造の顕著な工業化は、その反面において一部他産業部門の近代的進化を遅滞させ、むしろその犠牲において一そう強力で達成された。とくに家族の手労働に依存する零細農業経営が近代的進化の線から取りのこされたことは農村を停滞的過剰人口の温床とし、零細農体制は低賃金労働の補給源として全国民経済的規模において定着された。同じく家族労働中心の都市零細商業もその都市的反映であり、増大する都市人口の中に再生産せられた第二の過剰人口貯水池であつたといえよう。有業人口の一割前後に及ぶ商業人口の大部分は零細小売業人口とみてよいものである。このような構造的欠陥は工業人口自体にもまた附随しており、工業人口中家族経営的零細企業の占める割合は圧倒的に高い。工業人口中職工一〇人未満の零細企業体における就業者数は、一人一戸の家庭工場まで合せて、年次により多少の異動はあるが、職工総数の半數にちかいかものとなつている。このような国民経済的構成が人口問題の立場からとくに考慮されねばならない理由は、これらの生産性の低い産業分野が停滞的過剰人口の收容基地として人口問題を不

感症化してしまふばかりでなく、またそれ自身過剰人口を拡大再生産し勝ちな危険を多分に包蔵している点にある。

戦後の過剰人口は当然にこれらの産業部面、とくに農村につよくしわよせ、されていく。戦後産業人口中農業人口割合は五〇%をこえ昭和年代初頭の姿に逆行したが、しかし都市産業の荒廃により国民総所得中農業の占める割合は昭和二二年には二七%余という未曾有の比重をしめた。人口の逆流はそういういみでは当然のことであつたともいつてよいが、しかしその後の都市産業の急速な回復は、一方あずけた人口はそのままにし、他方農業所得の増進は低米価でつよく押さえながら、一そう急速かつ順調に進行した。そのような戦後国民経済の基調がいま農村人口問題として特別の関心を強要する段階にまできたわけである。戦前ながく五五〇万戸の線を上下してきた農家戸数は戦後に到つて六〇〇万戸をこえ、農家の経営規模は全般的に縮小した。しかも余剰人口の都市への移動は著しく滞滯している。農家人口は昭和二二年八月一日の農業センサスから昭和二五年二月一日の世界農業センサスにいたる二カ年半の間に一三〇万を増加したが、それはこの間における推定自然増加数のほほ七〇%にあたる。つまり自然増加の三〇%しか離農させていないのである。また食糧庁の全国的な異動人口調査の結果にみても昭和二四年八月一日から昭和二五年一月三十一日にいたる半カ年間の農家における転入に対する転出超過九万一千余（但し短期バランスであるから復員引揚げを除く）はこの間における自然増加三二万二千弱のほほ三〇%にちかく、上記の推計と大差ない数字をしめている。戦前の農家人口はその自然増加分をほほ残りなく離農離村させてきたことを思うと、農村における過剰人口の停滞はきわめて深刻である。農家余剰人口の排済は、人口問題研究所の終戦後継続実施している農村人口調査の結果にみると、最近は幾分回復の傾向にあるが、戦前水準にはなお遙かに遠い。この回復の遅退は他方の側における回

復の急調と表裏しており、事態の本質は一時のしわよせという以上に国民経済の基本構造そのものに根ざしているといえよう。

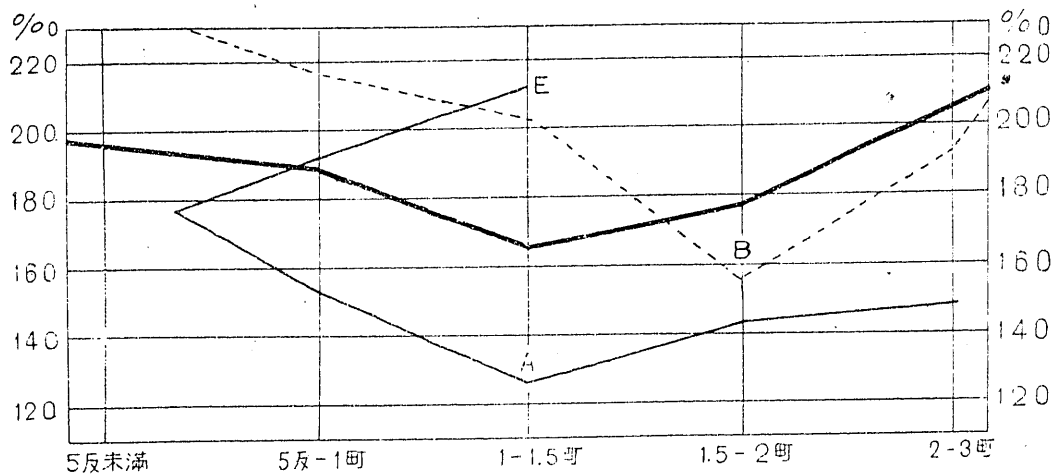
農村におけるこのような戦後の過剰人口圧は、家族主義的伝統を代表する農民社会の中にも強度の出生抑制傾向を助長するに到つた。上記農村人口調査の結果により最近の農家出生率を農家の経営規模別にみると第九表のとおり、経営の合理化に最も切実な中層農において出生抑制傾向は相当に顯著であり、上記昭和一五年出生力調査の結果にみた家族主義的多産傾向とは反対に、少くとも前進的農村にあつては、出生率が農家経営規模の拡大と適正化につれていちじるしく低減してきていることをしめしている。（第三回参照）

しかしながら、生産構造の合理化と生活水準の向上に最も敏感な中核農家層にこのような人口の適応を発現させるに到つた戦後の過剰人口圧は、その反面において容細な兼業農家層を増加させ、ここに過剰人口をしわよせし、かつ新しく再生産させつつあることを忘れてはなるまい。いわゆる「農民的多産」がいまはむしろ農民的安定をえがたいための多産として農村社会に累積されつつあることにむしろ一そう注意すべき問題点がある。

昭和二五年世界農業センサスの結果による専業別農家割合は専業五〇%、農を主とする兼業二八%、農を従とする兼業二二%で、戦後一時激減した兼業農家の再度増勢の傾向をしめしている。それは或るいみで一般労働市場の回復のしるしでもあるが、農工両部面において相互補償的にその労賃水準を低下させるこの生業形態が再度再生産されつつある点に問題があり、全国民経済の構造的特質に對する深い反省を要求するものがあるとおもう。

他方、戦後における鉱工業生産の回復を指数を以つてしめすと第九表のとおり、戦禍の大きかつた英仏もその鉱工業生産指数は一九四八年に、イタリは四九年に、ドイツ（英米地区）も五〇年をはじめに戦前（一九三七年）水準をこえているのにくらべて日本は最

第3図 農家階層別特殊出生率



(備考) 第9表参照。太線はB群(単作村)の特殊性を考慮した全群平均による。但し本図中のBは原階層による。なお全平均は5反未満を一括(193%)。

第9表 農村類型別にみた農家階層別特殊出生率
(49才以下の有配偶女子1000につき年間出生数)

		3反未満	3-5反	5反-1町	1-1.5町	1.5-2町	2-3町	3町以上	計
A	群	118	177	153	126	142	148	--	142
B	群	..	241	..	217	203	155	193	200
C	群	181	195	208	178	..	183	..	191
D	群	253	154	188	179	257	--	--	194
E	群	224	177	192	213	--	--	--	196
計	(1)	206	183	185	174	159	189	250	184
計	(2)	214	185	188	165	177	205	184

(備考) A群は岡山県下の機械化農村および佐賀県下の代表的前進型農村各1計2カ村, B群は新潟・岩手両県下の代表的米作村各1計2カ村, C群は岡山・佐賀両県下の中庸型農村各1計2カ村, D群は静岡県下の商品作(茶)農村2カ村, E群は香川県下の零細型農村2カ村の平均である。

計(1)は全10カ村の無作為の平均をしめし, 計(2)は単作村であるB群を表示の階層より一階層づつずらして平均したものである。計(2)の2-3町層は3町以上を含む。集計された夫婦数はA群1,399, B群1,686, C群694, D群1,373, E群1,021, 計6,173組で, 該当夫婦数の階層別分布はAB両群においては1-1.5町層に, CDE群においては5反-1町層において最も高い。該当夫婦数80未満の場合は少数観察の傾向が強いのですべて省略または二階層を合算して集計した。

なおA群の3反未満は相当多数の俸給生活者を含んでいる。

第10表 鉱工業生産指数
(昭和21—25年度)

	総合	基礎物資	投資材	生活物資
昭和8—10年	100.0	100.0	100.0	100.0
昭和21年度	35.1	33.0	58.9	23.0
〃 22年度	44.2	43.3	74.1	26.1
〃 23年度	62.7	60.6	116.2	31.0
〃 24年度	78.7	82.4	140.4	39.0
〃 25年度	109.6	111.3	187.9	45.8

(備考) 経済安定本部調。第5次経済白書による。なお基準年次に昭和9—11年平均をとると昭和25年度の総合指数はなお94%である。

の工場を対象とする毎月勤務統計調査によつてみると、昭和二二年以降さしたる増加なく、二五年以降はむしろ減少の傾向にある。センサスによる工業就業者数の最近における増加は、主として賃金水準の低い零細企業における就業者の増加として進行しているものであることを推論せしめるわけで、人口政策的見地から要望される産業人口再配分の理想にはなおほど遠いといわねばなるまい。最近における農業人口の幾分の減少傾向も、他方における商業人口の増加などと見合わせて考えてみると、過剰人口の産業間移動の現象と考

も回復におくれたが、昭和二五曆年指数において漸く昭和八—一〇年水準に到達し、昭和二五年會計年度において表中にみるとおり幾分戦前水準をこえた。しかし生産部門別にみると生産の回復は投資材工業部面において強行されていることが窺取され、戦後国民経済権造の戦前に加重化された跛行的発展を思わしめるに十分である。

いま鉱工業生産の回復に見合う雇傭指数を職工三〇人以上近い将来に予期せられる一億人口の扶養方策が極めて高度の工業化において求むべくもないことはいうまでもないが、この高度工業化が、その資本構成の高度化にともなう労働雇傭力の相対的減少を弱体な他産業部門における停滞過剰人口の累積に転嫁することなく、むしろ国民経済の全般的発展の槓杆として推進されるためには、どの程度の工業就業者数を必要とするかを若干の仮定において概算してみると、われわれに負わされた課題の如何に巨大なものであるかを想見することができよう。

上記将来人口の推計で昭和四〇年に想定された一億人口はおよそ六、五〇〇万の一四—五九才人口をもつと推計されるが、この場合の就業者総数を、仮りに昭和一五年ごろの総人口対有業率を前提として計算してみると、ほど四、八〇〇万、生産年令人口に対する有業率はやゝ低下する勘定となる。その内農業就業者数は戦前すでに観取された減少傾向を将来は一そう強化することが望ましいから、農林水産業の就業者数は総計多くとも一、五〇〇万をこえないことを理想としよう。また商業、交通業、公務自由業等の広義サービス産業

四、一億人口の産業構造

えることはできても、過剰人口そのものの解消と考えてよいものではない。それが今後における産業構造の合理的進化のための一段階となるか、それとも旧体制的経済構造を一そう拡大再生産することに帰着するかは、かかつて今後の国家政策の指導の如何に負うといつてよい。将来人口の扶養と安定という二つの課題の達成を産業構造の劃期的な進化と国民経済の全般的発展によつて成就するか、それとも跛行的な旧国民経済体制の拡大再生産によつて、したがつて同じく抗大再生産せられるであろう過剰人口を自然暴力的抑制の一线に追い込むことによつて仮装するか、この二つの途の間に将来日本の運命はなお可変数として存在しているといつてよからう。

の就業者数は、大正九年ないし昭和一五年の推移傾向からみて、鉱工業就業者数とはほぼ均等化する程度のもので仮定すると、鉱工業部門は優に一、六〇〇万をこえる就業者数を收容しなければならぬわけ、その大部分は製造工業および建設工業の收容すべきものである。それは現在（昭和二五年）の工業就業者数（約七〇〇万）の二倍よりも多い。今次戦争末期、昭和一九年の龐大な工業就業者数さえ九〇〇万をこえた程度で、鉱工業就業者数としても一、〇〇〇万をやや超えた程度であつた。しかも就業者数における倍増はその生産力における数倍あるいは十数倍の飛躍を必須とするものであることを思わねばならぬ。課題は極度に巨大ではあるが、しかしもしそれが順当に進捗するならば広義サービス的産業人口の割合はよいいみで一そう通増的な増加をみるであろうし、前提された有業率も相当に低下することを期待してよい。就中、そのような国民経済の飛躍的かつ全般的な発展は出生率の低下運動を一その促進するであろうから、焦眉の資本の蓄積もそれだけ容易となるはずである。

増加人口の一部を海外への移民によつて消化することはもとより望ましい。それは如何に小規模であつても、産業構造が進化の途上にある場合には、それを一そう容易にし促進するに著効がある。單なる実数以上の間接的効果はきわめて大きい。しかしわれわれは実数において一そう大量の移民を期待するわけにはゆくまい。また人間を移動させるよりも、その労働による生産物を移動させる方が一そう容易でもあり、かつ合理的でもあろう。人口扶養力の合理的な拡充こそ人口政策の第一義的な要請でなければならぬ。

しかしながら、このような高度の工業化は國際貿易の自由な發展を前提としてはじめて可能である。二つの世界の対立は、そのゆえにかえつて相互の陣営内においては一そう計画的な相互交易關係を期待させるかも知れないが、それが差し当つては軍需生産を中心として推進されるものであることもまた否定しがたい。昭和二五年度

の鉱工業生産指数は、上記のとおり、著増したが、それは二五年六月朝鮮事変以降においてとくに促進されたもので、しわも事変後にはそれまで上昇してきた実質賃金の再低下傾向が現われていることも相當に暗示的な事実だといへよう。劃期的な高度の工業化、生産力の飛躍的發展は人口政策的見地からも要請せられる必須の課題ではあるが、しかしなお必要にして十分な條件ではないのである。

五、人口の安定とその諸條件

われわれが近い将来に期待する人口の安定とは人口の動きが國民経済の發展速度と相応し、その間に不均衡ないしは相互背反的な關係のない状態をいう。つまり、人口が経済の動きに対して十分な適應能力をもつてゐることをいうわけで、必ずしも増減のない静止人口であることを意味しない。そういう意味ではむしろ人口統計学でいう「安定人口」とその本質において共通した点をもつてゐるようである。人口統計学的意味での「安定人口」とは人口の自然増加率がその正負大小にかかわらず不変状態にあり、したがつてその人口年齢構成が一定する場合をいう。したがつて人口統計学的意味においては極めて高い増加速度をもつた安定人口もまた可能なわけであるが、現実的な諸條件を完全に抽象した人口統計学的「安定人口」の具体的な成立條件を考えてみると、経済が一定の安定した發展速度をもつてゐることと、人口が経済の動きに対して完全な適應能力をもつてゐるといふことの二つに帰着するとおもふ。したがつて若し継続的に著大な経済發展が許されるならば相當に高い増加人口もわれわれにとつて望ましいといふいみでの安定した人口であるわけになる。ただ現実的に可能な經濟發展は、とくに生活水準の上昇がこの經濟發展そのものの一條件として織り込まれるかぎり、静止人口にちかいかい状態に人口の安定点を求めるわけになる。つまり結果においては静止人口に近づくが、本質的には人口の經濟は對する適應

能力の達成こそわれわれの期待し要望する人口の安定性であることになる。国民経済における構造的欠陥の是正と国民生活水準の全般的、民主主義的上昇が人口安定のための基本條件として要請せられるゆえんもまたここにあるといつてよいのである。

高度の工業化、生産力の累増、資本の蓄積集中過程の進行は戦前にそうであつたように今後もひきつづいて進行するであらうし、また一そう早急強力に国家権力を媒体として推進せようとしている。過去三〇年の成果は戦後六年にして再現され、日本資本主義はこの短い期間にそれ特有の逞しい骨格を再現した。われわれはそこに国民的伝統の力強さを自讃することもできれば、いわゆる民族的活力の働きの思うこともできようが、戦後の荒廃の中に早急強力に推進されるこの国民経済の再建過程は過去におけるその構造的欠陥をも再度かつ一そう刻明に定着強化しようとするものであることも附け加へ承知しておかねばなるまい。戦後の人口問題は、つまるところの圧縮強化された戦後国民経済の再建過程が当然にその内部の弱い部分にしおよせ、よせよせしてくる社会的、経済的諸矛盾の人間の表現に外ならぬといつてよいものである。したがつて、そのような戦後国民経済の推移をすでに如実に反映している戦後人口動態の推移、とくに出生率の最近における相当顕著な低下傾向を、単に加重された国民的窮乏への一時的消極的な反射運動として終らせることなく、生活革命に裏打ちされた人口革命への出発として大成させるためには、国民経済構造の諸欠陥に対する人口政策的見地からする多分の訂正と補償が是非とも必要なのである。とくに劃期的な高度工業化の進行が国民経済をさらに畸型化することなくその全般的発展に資するような国家計画的配慮が是非とも必要である。産業構造の上からはとくに農業部門の産業的後進性の補強が必要であり、階級的見地からは国民的な低賃金水準の訂正が是非とも必要であらう。

農業人口の強度の收縮を将来に要望することも農業労働の生産性

を上昇させ、農業を産業発展の一般的趨勢から取り残させないための配慮であり、その国民経済的比重をかえつて増大させようがための要望である。それは農業生産の構造的基軸が今日みるような家族労働力の再生産過程から資本自身の再生産過程へ転換されることによつて可能であらうが、農家人口そのものの再生産過程もまたそのようにしてこそ近代的合理主義の統制下に導き入れられることになるであらう。

農業労働の生産性の向上は同時にまた一般の労働賃金水準を上昇させ、全産業構造の近代的進化過程を促進させるための基本條件でもなければなるまい。西洋諸国にみる産兒制限の大衆的普及は近代資本主義の高度の発展が労働者階級にも小市民的な生活程度と生活意識を享受できるようにした時代に、またその程度に應じて達成されてきたものであつた。低米価と低賃金をかけがえない土台石とし、その上に過重な税金による基幹産業の國家的助成を必要とするような今日の国民経済構造は、特に人口問題の見地からみて、戦後応急の耐乏体制だといつて済ますわけにはゆかない重大な問題を孕んでいるといえよう。国民的習性化された耐乏体制は、それによつて促進された資本の集積、生産力の発展をもつば機械的な人口増加によつて顕れてしまい、耐乏の必要を自らまた一そう深刻に再生産してゆく。この悪循環こそ戦前日本の病根であつた。そしてとりわけ戦後日本に致命的な宿痼とならうとしているのである。

しかしこの悪循環を裁断し人口の安定を達成する力もまた資本集積の促進、生産力の躍進において外にはない筈である。かつまた今日の成熟期資本主義社会はこの課題を自らの責任において解決することなしにはその史的存在理由を要求することができないともいえよう。人口の安定こそその存続によつて最も基本的かつ現実的な條件となつてきているのである。そのような史眼の開明を、人口問題は今日の政治的良心として要求しているのだということもできよ

う。

四、産兒制限に関する状勢の分析

——過剰人口はどのような自己適應運動をし
ているか？——

一、状勢分析の趣旨

富の蓄積が他方の極につくりだす一般的貧困の拡大は、それが商品市場を収縮させ資本家の富の蓄積をもを不可能にすると、資本主義体制自体の中で救済されねばならないものとなつてくるのおなじように、近代資本主義社会が産みおとした史上未曾有の人口増加も、資本主義の成熟、労働生産性の上昇にともなう労働雇傭力の相対的減退傾向の強化、特に資本主義的階級分化の進行を社会不安にまで駆り立てる相対的過剰人口の累積につれて、資本主義体制自体の中で鎮靜されることが必要となる。そしてまた資本主義の成熟は、それが本格的な發展過程を辿つてきたかぎりにおいて、そのような必要を充たす諸条件を自ら用意するといえよう。階級分化の進行の中にも達成された一般生活水準の不断の上昇は、一般生活様式の近代的進化と相俟つて、国民大衆の生活態度の中に資本家的な意欲と打算をいよいよ生長させた。産兒制限思想の大衆的普及も、この近代小市民的精神の全般的な拡大と強化に負うものといつてよく、つまるところこの近代的合理主義の精神が夫婦性生活の中にまで押しすすめられたところに現われてきた勝れて近代的な現象だといつてよい。資本の高度化にともなう労働生産性の上昇はその社会経済的背景を貴く基礎条件であり、個人の生命にいよいよ多くの自己目的的な存在価値を認めようとする社会思想的進歩はそのイデオロギー的反映といつてよいものである。そういういみで産兒の制限は近代市民の市民的教養の一環として生長し、またそのようなも

のとしてこそその大衆的普及も可能であつたといつてよいわけになる。産兒制限の状況分析は、そういうわけで、單に過剰人口の自己適應運動の実情をはかるということ以上に、むしろそのような実情を介してその社会的環境の近代的成熟度を反省し、その帰趨を診断するところの高度に社会科学的な仕事でなければならぬ。

とくに日本のように、その近代的成熟が十分に封建的要素を温存し或るいみではむしろそれを強化しながら達成された社会にあつては、このような近代的教養の普及もまた特別の形をとるであろうことを予期せねばならぬ。その必要が難儀な日常生活の中で身近かに実感されていながら、しかもそれが日常的な行為として取り入れられることがはかばかしくないのは、つまるところ夫婦の性生活にそれを思想的に齟齬し技巧的に消化するだけの力が欠けているからで、夫婦の性生活を特別の生活場面として生活し享樂しうるほど生活水準が昇つていないということがやはり決定的な障碍となつているといへよう。國民道徳的伝統の抵抗もそこに根をはつている思想的葛藤の一部にすぎまい。産制の必要をとくに切実なものとする低い生活水準が同時にまたその普及をさまざまに障碍ともなつていわけで、産兒の制限が避妊よりもむしろ多く墮胎によつて充たされようとしている傾向もまたそこから生まれるといつてよいとおもわれる。

二、産兒制限（避妊）の普及状況

人口問題研究所が終戦以降篠崎信男技官の担当下に継続実施してきた産兒制限実態調査はすでに二〇〇余の市町村にわたつており、調査地域は標本調査の方式によつて選択されたものではないが、ほぼ全国の状況を察するに足りよう。右の調査結果により産兒制限の普及状況を妻の年齢四九才以下の夫婦中の避妊実行夫婦割合によつてしめすとおおむね左のようである。

大都市において 三〇―二五％
中小都市において 二〇％程度
農山漁村においては 一五―五％

右の数字から全国的な普及度は一〇％をこえてはいるが、まだ二〇％には達しないものと考えられ、加重平均してみるとほぼ一五％程度のところではないかと推定される。

この普及率は農村などで特に多い調査票の記入不完全な無効票をすべて不実行者と推定して算定されたもので、一般の世論調査などにみられる普及率算定方法よりは相当に辛い点数であるわけである。また避妊の普及率は、不妊夫婦や結婚直後で避妊の意志はあつても現在まだ実行していないような夫婦などを考慮に入れると七〇％ないし八〇％を以つて完全にちかひ普及度とみてよいわけのもので、アメリカのフォーチュン誌の調査にみても同国の普及率は都市において六〇％、農村において四〇％程度となつてはいるが、それにして一五％程度の普及率はなお未だしの感を深くする。

地域差の著しいことも一般普及度を低くする有力な理由となつており、農村にあつても一方には一例を長野県下にみるように大都市級の普及度をもつてはいるところもあるが、他方には東北地方の純農村や山漁村のように五％程度のところも多い。小農村で普及度五％といえば実数にして十指を屈するに及ばぬ程度で、しかもその内の過半は村の吏員のような非農業者で占められている場合が普通であるから、この程度では農民生活そのものへの浸透はほとんど皆無にちかひといつてよいものとなる。

普及度は物じて地域の都市化につれて規則的に上昇しており、したがつてまた職業による生活様式の近代化や、収入からみた生活水準の上昇につれて上昇しているが、教育程度別にみた差異が最も顯著なのはこれらの諸要件がここに集約的に表現されるせいとみてよからう。毎日新聞社人口調査会が昭和二五年四月に行つた世論調査

の結果もまたおなじ傾向をしめしている。(本誌前号掲載資料参照) 産児制限の知識が完全に全国民の常識化した場合には、その利用度は上層よりもむしろ下層に、富裕者よりもむしろ困窮者において一そう強化されるのが当然なわけで、事実最近のフランスなどにはその差別出生率からみて、そういう傾向が推定せられるし、まいスウェーデンの都市人口については所得階級の低下につれてその出生率が規則的に低下してゆく実情がエディンによつて統計的に実証されている。しかし両国とも国民一般の生活水準が日本とくらべて格段に高いということも附記しておかねばなるまい。わが国の現状は、一方に知識的啓蒙のお極めて局部的な初期段階にあることをしめすものであるが、しかしその国民的常識化をそのように妨げている社会経済的背景についても一そう真剣な反省を必要とすることはいうまでもない。知識的啓蒙も今後一段と必要であるが、その知識を実生活の中に生かしうるだけの生活水準の向上は一そう重要な仕事でなければなるまい。

避妊の方法についてみると、コンドーム使用、定期禁慾法、中絶法などの大衆的慣用法が大部分で、それに混つて避妊薬公認以後はジェリー使用が相当に普及した。しかし、このジェリー使用が最近はやや減少気味なのは、商業主義のための不良薬品の氾濫もその一因に相違ないが、根本は生活の実体がまだそのような高度の技術的方法を受け入れるのに不十分なせいと考えるのが本当であろう。社会経済的な限界はここにも一つの傍証を認めざるをえないようである。また農材などでは定期禁慾法と称しながら実は伝承俗信的な受胎日の算定法が行われている場合も多く、配票自計主義の調査による普及率はそれだけ割引きして考えねばなるまい。

しかし避妊の効果をアメリカのパールによつて考案されノートン・ユタインによつて一部改訂された計算法により、避妊の不実行期間に対する実行期間の妊娠率の低下割合として算出してみると、都市

においては平均ほぼ八〇%、農村においても規則的実行者においては八〇%以上の効果をあげており、(本誌六卷三号および七卷二号所収の青木尚雄技官の論文参照)、アメリカで一般大衆の産制相談所訪問者について調査された訪問以前の自己流の産制効果よりもやや高いくらいで、専門的指導のない大衆的避妊法としては相当の効果をあげていることになる。完全な技術的指導は避妊効果を九五%前後まであげることを実証しているが、わが国当面の問題はそのような技術的指導の完備とあわせて、むしろ一そうその外延的普及の方策如何にかかつていっているといつてよいようである。

普及度は右のとおりであるが、それでもこれを戦前および戦時にくらべてると相当に増大したようである。戦前戦時については掘るべき調査が皆無であるが、大正一四年から昭和一二年に到る期間の五〇才未満の有配偶女子の出生率の低下割合は八%にちかいから、かりにその内の半分近くが生活様式の近代化に伴う無作為的な出生抑制の結果とみても、その過半四ないし五%は有意的な産児制限の結果と考えてよいものとなる。この特殊出生率の低下割合をそのまま上記のようなみでの産児制限の戦前の普及率と考えることが許されるならば現在にはほぼその三倍ないし四倍の普及をみたわけになる。また上記毎日新聞社の世論調査報告は被調査夫婦の婚姻持続期間別の分布と避妊夫婦の実行開始時期との組合せから、戦前および戦時中の普及率を推算推計しているが、その普及率は戦前において六%弱、戦時中に六%強となつており、同調査結果による現在の普及率一九・五%はほぼ三倍増、現在是不実行者だが過去において実行したことのある者をも含めた普及率三〇%はほぼ五倍増という結果をしめしている。いずれにせよ、現在四倍前後の普及をみたわけに戦後における普及は相当に顕著ではあるが、将来普及度の増進するにしたがつてなお未成熟な国民生活の実体からくる抵抗もまたいよいよ通増してくるものであることを覚悟せねばなるまい。

三、合法非合法の墮胎の増加

そのような抵抗の一端はすでに戦後における墮胎の著しい増加によつても首肯せられよう。

合法的に墮胎の許される範囲は昭和二三年七月制定の優生保護法により著しく拡大された。同法の施行規則公布は翌二四年一月であつたから、本格的に運用されたのは同年以後とみてよいが、同法による人工妊娠中絶(墮胎)件数は左のとおり、累年著増の姿をしめしている。

昭和二四年	二四万六千余	総出産の七・四%
昭和二五年	四八万九千余	一四・四%
昭和二六年(一—六月)	三〇万八千余	

(備考) 公表統計は自然死産統計と相応させるために右の内妊娠四カ月以上のものについてのみ発表されているから、右の数字は実数割合とともに一般公表の数字と合致しない。

なお優生保護法による出生防止は右の人工妊娠中絶のほか優生手術(断種)によつても行われており、その実施件数は左のとおり。

昭和二四年	五、七〇〇余件
昭和二五年	一一、四〇〇余件
昭和二六年 一—六月	七、五〇〇余件

右人工妊娠中絶の大部分(昭和二五年においては九七・五%)は母体保護を理由として行われたものであるが、現行法規においては経済的理由による場合もそれが結果的に母体の健康にかかわることを必須の条件としていることを考慮する必要がある。長野県下において人工妊娠中絶の二回以上に及んだものについてその理由を調査した結果によるとその二〇%以上が経済的理由をあげており、実際ににおいてはむしろ大部分が直接間接に経済的事情を主動機としているとみても大過なからう。

第 11 表 死産数および死産率

			死産数 (単位千)	死産率 (出産千に付)		
明	治	43 年	157	84.7		
大	正	9 〃	144	66.8		
〃		14 〃	124	56.8		
昭	和	5 〃	118	53.8		
〃		10 〃	116	50.5		
〃		15 〃	102	46.3		
〃		18 〃	93	39.9		
〃		22 〃	124	44.2		
〃		23 〃	144 (104)	50.5 (36.6)		
〃		24 〃	193 (114)	66.7 (39.1)		
〃		25 〃	217 (108)	84.3 (41.8)		
〃		26 〃 (1—6月)	113 (52)	—		

(備考) 昭和 23 年以降の括弧内の数字は合法的墮胎を除いた自然死産をしめす。

墮胎はしかし非合法的にもまた行われている。優生保護法の実施以前はむしろそれが常態であった。非合法的墮胎の実数はもちろん正確にとらえがたいが、戦後における自然死産率の増加傾向はその一斑を察知せしめよう。

死産の届出義務は妊娠四カ月以上のものに限られているが、右届出による死産数および死産率を戦前戦後にわたつて表示すれば第一一表のとおりで、戦後の全死産率(妊娠四カ月以上の合法的人工妊娠中絶を含む)は明治四〇年代にまで逆行しているばかりでなく、合法的墮胎を除いた自然死産率もまた戦前戦時の低下傾向を逆転した動きをしめしている。いいかえればその一部を合法的墮胎として顕在化しながら、なお死産の仮面をかぶつた墮胎が残存し、か

つ増加しつつあることが推定される。

死産は上表にみるとおり、戦前戦時を通じて実数割合ともに著しい低下傾向にあつた。いまでも戦前戦時の死産率低下傾向が今日に及んだとすると昭和二五年における妊娠四カ月以上の胎児の死産率は総出産の三〇%前後、七万ないし八万程度と推定されるから同年における届出自然死産数との差三万余は自然死産の仮面をかぶつた非合法的墮胎件数の最小限とみてよい。妊娠四カ月未満の死産率は普通四カ月以上の最少二倍に及ぶと推定されているから昭和二五年における非合法的墮胎は右推定数の三倍、総計ほぼ一〇万の件数を数えることとなる。したがつて上記合法的墮胎と合せた墮胎の総件数はほぼ六〇万件に達し、同年における総妊娠数の二割ちかくが墮胎によつて処理せられたことになる。昭和二六年の前半年分について同様の計算法により年計をとると実数で優に七〇万をこえ、総妊娠数の二割以上に達する勘定である。

なお、非合法的墮胎には自然死産の届出をさへ行わない(ないし四カ月未満の場合は届出義務があつても届出をしないであろうところの)完全なやみ墮胎があり、むしろそれが非合法墮胎の本体であることを考えると、それを仮りに偽装合法化墮胎のほぼ倍数とみて、総墮胎件数は現在おそらく百万、総妊娠数のほぼ三割にちかひ程度とみて大過あるまいと思われる。

四、墮胎増加の社会的背景

人口動態の近代化傾向として待望される出生率の低下が右のように主として墮胎によつて行われているということが相当に慎重な考慮を要する事実であることはいうまでもなからう。

たしかに墮胎もまた産児制限の一亜種として身辺生活の破壊を自らの責任において調整しようとする合理主義的精神の発露には相違ないし、そのすべてを一概に反文化的な行為として非とするには及

第 12 表 農家階層別にみた農村の墮胎普及率

	A 村	B 村	C 村
5 反 未 満	4.8%	9.0%	2.5%
5 反 — 1 町	8.7	12.9	11.1
1 — 1.5 町	} 7.2	13.2	17.9
1.5 — 2 町		61.5	—
2 町 以 上	3.8	—	—
農 家 計	6.3	13.5	10.2
非 農 家	11.7	26.0	15.2

(備考) 本表の普及率は夫婦 100 に対する総墮胎件数の割合をしめす。

A 村は岡山県下の某機械化農村、B 村は同じく岡山県下の某山村、C 村は広島県下の某山村である。いずれも昭和 25 年及び 26 年度林茂技官の担当調査の結果による。

ばないかもしれない。事実農村などについてみると、避妊の普及が経営の合理化に最も切実な關心をもつ中核農家層において最も高いのと同じように、墮胎による人口調整もまた階層の上層につれて強くなつてゆくようである。ことがらの性質上正確な資料はもとより得がたいが、われわれの農村人口調査に附帯して行われた簡易無記名式の産制状況調査によつても、その一部を掲げれば第一二表のとおり、右の推測を首肯せしめるに足るようである。

また、人口問題研究所施行最近の産兒制限実態調査の結果についても、第一三表にみるように、総妊娠中に占める自然死流産および人工流産の頻度は避妊の不実行者よりも実行者において高く、人工

第 13 表 避妊の実行・不実行者別にみた自然死流産および人工流産の割合(昭和 21 年々首以降、総妊娠数に対する百分比)

	自然死流産	人工流産
避妊実行者	5.29%	10.24%
同不実行者	4.05	1.47
計	4.26	2.99

(備考) 本表は群馬・和歌山・岡山・香川・鹿児島の上五県下の市郡にわたる夫婦 11,020 組、総妊娠数 12,360 件、内実行者 1,793 夫婦、2,138 件、不実行者 9,227 夫婦、10,222 件についての結果で、小林和正技官の集計による。調査は昭和 25 年に行われたものであるが、集計結果はほぼ昭和 21—24 年の平均状況をしめすものと考えられる。

流産においてその差はとくに顯著であり、墮胎は主として避妊実行者の既住の産制手段として、ないしは避妊失敗後の事後の次善策として利用されることが多いことを想像せしめる。すなわち墮胎は避妊の一種の代用ないし併用手段としてほぼ同一の人口層において慣用されているわけで、墮胎が無思慮な旧時代的生活慣習として行われている場合はむしろ却つて少ないことをしめすことにもなる。

したがつて、ただ一概に避妊を是とし、墮胎を非とするわけにもゆくまい。というのは出産を抑制しようとする動機ないし心的態度の如何、いいかえればそれが生活の向上を求める合理主義的精神の発露によるか、それとも生活の氣力を喪失した生活逃避の結

果であるかという心構えの相違を、産制技術上の方法的差別と直接に混同してはなるまいと考えられるからである。合理主義精神の強化がおのずから墮胎よりも避妊を選ぶようになるであろうことはいうまでもないとしても、とくに産制普及の過渡的状況下にあつてはその心的態度とその技術的方法とを直ちに同一視するのは無理であろうとおもわれる。

しかしながら、現在みるような墮胎の著増傾向を果して全幅的に首肯してよいかどうかはもちろん別問題である。全妊娠数の三割におよぶ部分、本来の自然死産産を加えればさらにこれを上廻る部分があり、母性にとつて全く浪費的な生理的負担となつてゐるということだけでも、国民経済上からみて大きな労働力の消耗といわねばなるまい。事実また農村などにあつては妊娠が大きな嫁働労働力の障害となつて実感されており、そのため無理して酷使される妊産婦の労働は農村女性の健康に大きなマイナスとなつてゐるといえよう。農村女性の肉体的早老を單に女性労働のせいに歸するのは失当で、生理的休養を無視した労働の苛酷さこそその真因といふべきであろう。それは日本農業における小農的な自己労働力酷使の体制がつよく封建的な家族制度の圧力の中でいや応なく強要するもので、農村における墮胎の慣行もそのような社会経済体制から遊離したものではない。それは一面においては、疑いもなく、小農的合理主義の発露ではあるが、しかしこの合理主義は同時にその反面をつよく封建的な家族制度によつて補強され、とりわけ母性の無條件的な奉仕と忍従によつて裏打ちされているものである。都市の小市民階級における場合の事情もこれと大差ないものといえよう。ただここでは社会的適応に立ちおくれた性生活の跡始末が伝承道徳に拘泥しない浅薄な自負の意識で粉飾されているだけのこと、生活自体の惰性的な停滞性を象徴するものである点においてはいずれもかわりないものである。

事後の墮胎が事前の予防的避妊に切りかえられることはあらゆるいみで切にのぞましい。しかし避妊という、たしかにきわめて不自然な、あるいみでは墮胎よりも一そう不自然なしくさを機微の多い夫婦性生活の中に差しさわりのなく取り入れるといううことは、それが一時の好奇や殺伐な忍耐力によつて行われるのでないかぎり、一つの大きな生活革命でなければなるまい。そもそも人口問題というもの人間にそのような生き方そのものの革新を要請する大きな時代の問題だといつてよいものである。そういういみで、都鄙を通じての墮胎累増の趨勢こそ戦後日本の人口問題の大きさを問題の一斑に肝腎な問題点にまでさかのぼつて映し出してみせたものといえよう。戦後の過剩人口の重圧はここでわれわれの伝統的耐乏生活体制とからみあつてその最後の貸借清算を強要してゐるともいつてよいのである。

五、産制問題の階級的葛藤

望まぬからぬこともそれが社会的に一般化してくるとこれを理論的にも首肯しようとする傾向が生まれがちであるが、墮胎についても、それが医学的に適正な用意と養護の下に行われれば人口政策的手段として一そう効果的でありまた一そう簡便かつ自然でもあるといふような意見もないでもない。しかしこのような意見の政策的否は、その医学的当否は一応別としても、そのような医学的養護がどの程度まで大衆化されるものであるかを考慮することなしには決定しがたいものである。とくにわれわれのいま問題としてゐる人口問題は現在の階級社会においてはその体制的死活にもかかわる問題であること、そしてまたその対策のいかんは現在の社会体制の中でどのような実的作用をひき起すものであるかを考慮することが是非とも必要であろう。單に医学的便宜のゆえに墮胎を公認しかつ勧奨することは、つまるところ、ようやく社会の荷厄介となつてきた

下層大衆の人口増加を理論的には安全だが実際的には危険でただ簡便なだけの墮胎によつて処置しようとするものであることに注意せねばなるまい。のみならず、そのような方策は結局は民族の活力そのものを去勢することなしには所期の目的をも達しがたいものである。

避妊の勸奨においても、もちろん同様の階級的利害の葛藤は否定することができない。社会経済政策上の欠陥が避妊の一方的な勸奨、生活実体の改善にふれない機械的な技術指導にかたよつてくる危険はここでも極めて濃厚だが、ただ避妊には夫婦相互の理性的な協力が是非とも必要である。それは女性解放の理想に帰着するともいつてよい近代的な生活意識の生長と不可分のつながりをもつたものであり、とりわけ近代生活の中でも取り残された最大の盲点である夫婦性生活の中に理性の照明を導き入れる機縁でもあるといふのみで人口政策的手段として勸奨されてよい十分の資格をもっている。それだけに普及は困難であるが、そこにまた政策的便宜主義に対する現実的補償もあるといえよう。その普及が本筋に推し進められるなら、それは今後の日本に期待される生活革命の理想にも帰一するものといつてよいのである。

そのような思想的生長を成就した先進資本主義諸国家にあつても、現在なお相当の墮胎は行われている。避妊普及度の極めて高いアメリカにあつても、ステイツクス女史の一千人の標本面接調査の結果にみると第一四表のようで、いまかりに上の結果から婚姻持続期間別の夫婦数と妊娠率とによつて加重平均をしてみると米國における非合法墮胎は妊娠総数のほぼ二五%前後となる勘定となる。日本の優生保護法による合法的墮胎の大部分は、アメリカでは非合法のものとなることを考えると、右の數値はほぼ日本の現状と似たものといえよう。避妊の普及はその反面に墮胎の慣行を随伴し、社会の近代的成熟度やその階級的葛藤の如何につれてその比重の消長を

第 14 表 アメリカにおける婚姻持続期間別の妊娠率および妊娠の結果
(Stix による標本 1,000 人の面接調査)

婚姻持続期間 (年)	0—4	5—9	10—14	15—19
妊娠率 (妊娠危険期間 100 年につき妊娠数)	68	36	28	18
妊 娠 の 結 果				
出生	76.9	60.2	45.5	49.3
非合法墮胎	14.8	31.2	43.3	42.3
その他の死産	8.3	8.7	11.3	8.5
計	100.0	100.0	100.0	100.0

(備考) Notestein & Kiser, Factors Affecting Variations in Human Fertility (Social Forces Vol. 14, No. 1, Oct. 1935) による。

みるといつてよいが、しかし避妊になおさしたる普及をみることにしに發生する同じ程度の墮胎の普及がどういふことを意味するかをわれわれは深く省慮せねばなるまいとおもう。

少くともわれわれはこの年ごとの墮胎累積の事実の中に單に戦後の過剩人口の大きさを計るばかりでなく、同時にその社会的本質を計量する用意がなければなるまい。そしてこゝでもまた国民生活水準の全般的向上をつよく抑えてきた國民經濟構造の構造的欠陥がまさしく人口問題として問題となつてくるといえよう。近代日本の生

長發展期には国民経済的に一応の役割りを果たした日本資本主義の体制的欠陥も、いまその成熟期にその人口問題の解決方策の中にまで持ち込まれるならば、それは欠陥によつて当の欠陥の産物を処理しようとするもので、こんどは民族的生命の生長を助長するかわりに生氣のない沈滞状態に虚脱させてしまふに相違ない。のみならず、そのような方策は、日本民族の民族的活力がそうして去勢されてしまふほどひ弱いものでないかぎり、その目的どおりに達成される公算もまたあるまいとおもう。そして政策的に強化される貧困の一般化の中に無言の社会的プロテストとして発生するであろう過剰人口はそれだけで大きな社会不安の根源となるに相違ない。自由国家群の辺境にその一員として再出発する戦後日本の今後の運命はこの人口問題解決の方策とその成否いかんにかかつているといつても過言ではないであらう。

五、結語

多岐にわたつた以上の所論からとくに銘記すべき問題を重ねて要約してみると以下のものである。

一、戦後人口問題の戦後的特性

戦後における未曾有の人口増加、またその主因の一つとして特に政策的関心の焦点となる戦後出生率の野放図にちかい上昇も、最近には、国民経済の一応の立てなおり、資本の支配力の早急強激な再編過程の進行につれて、すでに明白な鈍化、反転の兆をしめている。国家権力を媒体として推進されたこの資本支配力の回復、国民経済の再組織が今後もなお引きつゞいて相当急歩調に進展するであろうことが予期せられるだけ、人口の動きもまた相当に抑揚のはげしいものとなるであろうことが予期される。とくに今後における出生率の

低下が間もなく戦時戦後の異常を清算して少くとも戦前の低下傾向線上に再帰するであらうことは、その実質的内容のいかんを越くおいては、ほほ疑いないこととしてよからう。

われわれはむしろこの出生率低下の実質的内容のいかんに一そう関心し、そういういみでまた戦後国民経済の立てなおりが戦前の国民経済構造をその構造的欠陥とあわせて一そう強度に再度に再現しつつあることに格別の関心をもたざるをえない。国民生活水準をよく抑圧することによつて急速に資本を蓄積集中し異常に生産力を發展させてきた近代日本の国民経済的基本構造こそ戦前すでに過当な人口増加の根源であつた。しかも戦前には低賃金労働源としてなお一応の存在理由をもつていた停滞的過剰人口が、いまは一段とその構成を高度化しようとする資本自身にとつて大きな負担と化し、放置しがたい不安の根源とさえなつてきた。そこに戦後人口問題のとくに戦後的な特性があり、その著しく深刻化してきた真因があるといえよう。

戦後国民生活水準の低下が都市においてとくに著しいにもかゝらず、人口問題の悩みは旧にまして農村に濃化しつつある理由もそこにある。再生日本の無理算段は、当然に国民経済構造のもづとも弱体な部分に、すなわち社会階級的には一般勤労階級の上に、産業構造の上ではとくにつよく農業部面にしわよせされ、階級的抵抗の最も弱いところで人口の悩みとして現われているのである。

二、当面する人口政策的課題

今後毎年九〇万をこえる生産年齢人口の増加、したがつて毎年およそ六五万におよぶ新規労働力人口を生産的に消化しながら、近い将来に予期せられる一億人口の適切かつ合理的な扶養力を造成すること、それがわれわれの当面する巨大な人口政策的課題のおよその輪廓である。それはひとえに国民経済の劃期的發展にまたねばな

らないが、とくに人口政策的関心はこの劃期的發展が今日の過剰人口の社会経済的支柱であつた後進資本主義の体制的欠陥を同時に匡正してゆくといういみでもまた劃期的なものとなることをつよく要請せねばならぬ。とくに産業構造の劃期的な工業化、資本の急速度の蓄積と集中がいままでのように農民労働の収奪、農業生産の構造的停滯を宿命化することなく、むしろその近代的進化和表裏補足するものとなり、またそれにつれて成就されるであろう農業人口の合理的收縮が生産性の高い広義のサービスの諸産業部門の雇傭の累増によつて十二分に補償されるであろうような推移を、いいかえれば高度の工業化とその労働生産性の上昇がそのまま國民生活水準の全般的上昇として國民的に享受されるような國民経済構造の進化をわれわれはとくにつよく要請せねばならぬ。それが人口政策的見地からみて適切かつ合理的な人口扶養力の造成であり、人口の安定を同時に期待しうところの國民経済の發展である。われわれがそういうことをとくに人口政策的見地から要請しなければならぬのは、資本の專一に経済的合理主義が時局の急に借口して手なれた戦前体制を一そう大規模にくりひろげようとしているからである。それがかえつて資本自身の自滅の途となることを警告しているのが今日の人口問題だといつてよく、人口政策というものが諸般の社会経済政策を指導する基本政策的要請として取りあげられねばならないゆゑんもまたここにあるといえよう。

三、出生率低下政策の基本前提

戦後の過剰人口圧に対する適応作用は産兒制限のいちじるしい普及として現われている。避妊の普及はなお初期的段階にあるが、それでも戦前戦時にくらべてその三倍ないし四倍に拡大してしていると推定せられるし、合法非合法の墮胎は通計しておそらく百万前後、妊娠数のほぼ三割におよぶと考えられる。

家族主義的多産の宗家であつた農民社会においてさえ、少くとも前進的農村の中核的農家層においては出生率の顯著な低下傾向が実証せられる。合理主義的出生抑制は農村にあつてもその緒についたといつてよいが、しかし一方にこのような近代的適応を發現させた戦後の過剰人口は、同時に他面においては多産な零細農層を著増させ、かつその多産をいよいよ宿命的なものにして、これを思わねばならぬ。合理的適応能力の萎縮は生活の破綻による制限以外に人口制限の途を喪わせるであろう。一般に、産兒制限の必要が避妊よりもむしろもつばら墮胎によつて充たされているということも、最近の出生率低下が主として應急の窮乏抑制の結果であることを思わせるに足るもので、そこに今後の人口政策上とくに省慮せねばならぬ重大な問題点があるといえよう。

過剰人口下の窮乏はたしかに出生率を低下させた。しかし、それだからといつて、窮乏の強化がさらに一そうそれを促進すると考へてよいわけではない。われわれは過剰人口下の生活破綻の中にも、かつて経験された戦前生活水準をとりもどそうという真剣な努力が最近は多少とも実を結んできた事実を思いを致さねばなるまい。

專一な窮乏の累加による人口の抑制は、それが社会的適応性を喪つた新しい窮乏人口をたえず一そう大量に再生産してゆくことによつて、結局は所期の目的を達成しがたいものであるばかりでなく、もしかりにそのような方途によつて目的どおりの出生減退が達成されたとしたなら、それは同時に民族活力そのものの去勢を代償としてのみ実現されるものであろう。近い将来に要請される人口の安定、いいかえれば國民経済の構成とその發展力に相応した人口の動きは、國民経済の劃期的發展がその民主主義的な再編成過程の中に達成されるとき、そして國民生活水準の一般的向上がその社会的適応能力を増進するとき、その程度に応じてこれを期待することができるものである。生活の進化にとものう諸般のたくまざる社会的抑

制も、近代市民の市民的教養の一つとして自覚された産児の制限も、そのような社会進化の線においてこそ一そう強化され、国民的福祉の推進力として作用するものとなる。

四、日本人口問題の国際政治的位置

われわれの要望する人口の安定が静止人口にちかいかい状態で達成せらるべきであるとすると、現在三〇%を割ったばかりの出生率は一五%にちかいかい点にまで低下することが必要となる。そのような出生率の急低下は第一次大戦後のドイツが経験したが、それは国民生活の破局的な状況の中で実現されたところのものであつた。われわれの要望する人口の安定がそのようなものであつてはならないことはいうまでもないことで、それだけその課題は一そう困難なものである。しかもこの困難な課題の処理いかんが今後の日本を自由国家群の正統な一員として自立させるか、それともその圏外に逸脱することを余儀なくさせるかの岐路となるといつてもよいものである。近代資本主義の発展がその生活理想として育てあげてきた現代の民主主義は現下日本の人口問題を試金石として一つの重大な史的試練の前に立つているといつてもよからうとおもふ。

それだけにまた、人口問題の民主主義的解決方策が国民の総意において首肯せられまた真剣に努力されるかぎり、それは民族の生存権の名において国際社会の協力を要求するに十分な正当の理由をもつているといえよう。われわれは海外移民にさして多くの期待を懸けないが、国際交易の自由については最大限の国際的保障と協力を要望せねばなるまい。

五、政治的良心としての人口問題

『白書』の発表後われわれはいろいろの質問を受けとつた。その一つは、もし社会主義体制に切りかえられさへしたらそこに提示さ

れた問題の大部分はすぐと解決され、そこに示唆されている解決方策も陳腐のものとなつてしまふのではないかと一部の人たちのまじめな質問であつた。質疑の本旨は社会主義体制下に期待される生産力の異常な発展は産児制限のような方法を不必要にしてしまふのではないかという点にあつたようである。生産力の発展はおそらく人口扶養力を割期的に増大するであろう。しかしそれだけで問題は最終的に解決されるわけではない。たゞわれわれはこの生産体制の変化に伴う人口論的側面をあわせて考慮することによつて、そのような状況の可能性を首肯することができないわけではない。たしかに将来社会主義社会に想念されているような婚姻および家族形態が一般的なものとなるならば、妊娠の危険に曝された夫婦生活期間の社会的総量は今日とくらべて極端に縮小するであろうから、産児制限は民族優生学的な配慮による場合をのぞいてはその必要度を大半うしのかもしれない。産児の制限を必要としないような社会こそわれわれの最後の理想であろう。しかしそのような生活革命にとつても必要な基本条件の一つとしてこそいま性生活の理性的支配が社会的教養の一つとして要請されているわけで、産児制限が近代社会に生長してきた大きな史的含意もまたそこにあるといえよう。巨大な歴史の中にふりあてられた現段階の史的限界を自認することこそその現代的意義と使命を確認するゆえんでなければなるまい。

人口問題はそれ固有の大きな世界史的歩調をもつていゝ。というのも、最後の解決は人間が社会進化の方向にそつてその生き方をかえ、いわば人間自身を変革してゆくことによつてのみ成就されてゆくものだからで、それには社会体制のいかんを問はずながい社会的訓練が是非とも必要なのである。と同時に、現存社会体制の当否いかに對する裁定も、それが現代の人口問題をどのような問題として取りあげ、またどのような形で解決しようとしているかにかかわるということわれわれはたえず自省するところがなければなる

附 表
昭和35年10月1日現在推計人口
(単位千)

年齢階級 総数	総数	男	女
	85,061	46,837	48,222
0—4	9,599	4,895	4,704
5—9	9,744	4,970	4,775
10—14	10,758	5,481	5,277
15—19	9,392	4,757	4,635
20—24	8,520	4,310	4,210
25—29	8,306	4,194	4,112
30—34	7,458	3,710	3,748
35—39	5,904	2,651	3,253
40—44	4,916	2,210	2,706
45—49	4,693	2,175	2,518
50—54	4,159	2,016	2,144
55—59	3,565	1,763	1,802
60—64	2,862	1,410	1,452
65—69	2,077	995	1,082
70—74	1,488	669	819
75—79	930	379	551
80—	689	253	436

(備考) 本文8頁第4表への補足

まい。戦後の無理と無策を人口問題にしわよせしながらも、ほと戦前の状況を回復した日本の、今後の動向のいかんは、そういういみで決定的ないみをもつてこよう。人口問題こそ、とくに今後の日本にとつて、その一切の政策的利害の最終的功過を映しとる鏡として、最高の政治的良心とならねばなるまい。

附 記

「日本人口白書」の正誤訂正

〇七頁下から四—三行「昭和四〇年（一九六五年）に到つて一億をこえ

る」とあるを「……ほと一億に達する」と訂正、正確に一億を超えるのは昭和四一年となる勘定である。〇一三頁下から一—行「この場合の一億人口はおよそ五、八〇〇万の生産年齢人口をもつ」とあるは「……六、五〇〇万の一四—五九万人口……」の誤り。〇なお、一六頁下から八—五行にある昭和二五年の非合法墮胎数の推計は自然死産の仮面をかぶらないやみ墮胎の推計についての記述が欠けているので正確を欠く。

(本多記)

東北、関東、中国地方の農山漁村に於ける産兒調節実態調査結果報告

— 宮城、岩手、青森、埼玉、岡山県下、一町三四ヶ村について —

篠崎信男

一、序

昭和二二年以来、厚生省人口問題研究所に於いては産兒調節実態調査を実施してきたが、今回は第三次報告として昭和二四年六月より十一月に調査した結果を、まとめて発表する。本調査は東北三県については十ヶ村宛、岡山県は一町二ヶ村、埼玉県は二ヶ村、計一町三四ヶ村に居住する妻の年令満十五歳より四九歳迄の夫婦全体を対象として配票調査によつて得たものである。以下述べるものは総数一七、六二四票の結果で更に調査村を述べれば次の如くである。

青森県 東津軽郡平館村 漁村
 // 荒川村 農村
 中津軽郡大浦村 農村
 // 和徳村 農村
 三戸郡階上村 漁村
 // 市川村 農村
 // 川内村 農山村
 南津軽郡中郷村 農村
 西津軽郡岩崎村 漁村

岩手県

// 大戸瀬村 漁村
 紫波郡志和村 農村
 // 水分村 農村
 岩手郡御所村 山村
 // 明神村 山村
 // 江刈村 山村
 胆沢郡小山村 山村
 // 白山村 農村
 江刺郡愛宕村 農村
 二戸郡田山村 山村
 // 荒沢村 山村
 本吉郡大島村 山村
 登米郡北方村 山村
 本吉郡唐桑村 山村
 柴田郡沼辺村 山村
 伊具郡楼村 山村
 玉造郡東大崎村 山村
 栗原郡畑岡村 農村
 // 姫松村 山村

宮城県

// 大戸瀬村 漁村
 紫波郡志和村 農村
 // 水分村 農村
 岩手郡御所村 山村
 // 明神村 山村
 // 江刈村 山村
 胆沢郡小山村 山村
 // 白山村 農村
 江刺郡愛宕村 農村
 二戸郡田山村 山村
 // 荒沢村 山村
 本吉郡大島村 山村
 登米郡北方村 山村
 本吉郡唐桑村 山村
 柴田郡沼辺村 山村
 伊具郡楼村 山村
 玉造郡東大崎村 山村
 栗原郡畑岡村 農村
 // 姫松村 山村

第2表 農山漁村別回収率及び有効率

農山漁村	回収率	有効率
漁村	66.2	68.5
山村	74.0	73.6
農村	82.3	75.1

即ち最高は宮城県沼辺村山村で百%を示し最低は青森県の階上村漁村で三・六%となつてゐるが、この階上村の低率は遠海漁業等で家を離れていたものが多かつたのに起因してゐる、従つて農山漁村別に集計してみると第二表の如く漁村は回収率が悪く山村農村の順になつてゐる。有効状況も略々その順序であるが差が小さい。平均すれば七六・五%の回収状況で有効割合は七二・二%であつた。これは第一次第二次調査の回収率四六・六%と比較して格段の相違がある。これは斯る産兒調節の調査と言うものに

回収状況と有効票の割合は全村悉皆調査であつたにも拘らず比較的好成績を収めてゐる。この概略を村別に示せば次の如くである。

二、回収並びに有効率

従つて地方都市一、農村二七、農山村二、山村八、漁村七である。

岡山県	後月郡井原町	地方都市
御津郡野谷村	栗樹村	
都窪郡清音村	農村	
	農山村	
	久那村	
	秩父郡国神村	農村
	宮戸村	漁村
	桃生郡須江村	農村

第4表 農山漁村別実行率

農山漁村別	有効票中率 実行	回収票中率 実行
漁村	10.5	7.2
山村	11.2	8.2
農村	13.1	9.8

地域別に実行状況を見ると青森県では七・四%より九・一%の平均となり、岩手県は一・〇%より一五・八%、宮城県が六・八%より九・三%、埼玉県は一・二・八%より二二・七%、岡山県は一番高く一五・八%より二五・八%となつて示されてゐる。(第三表参照)平均すれば昭和二四年度の本調査では九・四%より一三・一%の実行状況を示し、この率は昭和二四年五月朝日新聞の行つた全国実行率の標本調査の九・〇%に下の値は近く又新聞世論調査連盟の昭和二四年四月の全国調査結果一三・二%に上の値は近く示されてゐる。従つて昭和二四年度の全国実行率を本調査は示すのと言つても過言ではない。

村別に見れば三・一%の宮城県東大崎農村に最低率が示され、三一・七%の岩手県愛宕農村に最高率が示されてゐる。農山漁村別に見ると第四表の如く、回収状況、有効率の順序と同じくその実行率が漁村より山村、山村より農村へと高く示される。又東京都及びその近郊調査に於いて大都市の文化圏の距離の短縮に比例して産兒調節の実行率が高まつてゐるのを見たが今、一町三四ヶ村の地理的條

対する一般人の理解の深まつたことを示すものである。然し有効率は第一―第二次調査に於いても七一・七%を示し大差はない。これは昭和二二年当時の東京都会人の状態を示しているが時間的には、地方人が三、四年おくられてゐることを示すものであろう。

三、実行状況及びその理由

第 1 表 村別回収状況及び有効票の割合

県名	村名	農山漁村の別	配布数	回収票	回収率 (%)	有効票	回収票中有効票率 %
青森県	平館村	漁村	650	628	96.6	531	84.6
	荒川村	農村	500	462	92.4	426	92.2
	大浦村	農村	620	602	97.1	553	91.9
	和徳村	農村	780	585	75.0	534	91.3
	階上村	漁村	450	151	33.6	128	84.8
	市川村	農村	437	411	94.0	234	56.9
	川内村	農山村	700	500	71.4	453	90.6
	中郷村	農村	701	432	61.7	231	53.5
	岩崎村	漁村	805	346	43.0	208	60.1
	大戸瀬村	漁村	1000	592	59.2	529	89.4
	計		6643	4709	70.9	3827	81.3
岩手県	志和村	農村	900	515	57.3	275	53.4
	水分村	農村	500	440	88.0	403	90.1
	御所村	山村	750	661	88.1	537	81.2
	御明神村	山村	650	379	58.3	197	52.0
	江刈村	山村	650	567	87.3	474	83.6
	小山村	山村	1000	814	81.4	457	56.1
	白山村	農村	400	193	48.3	186	96.4
	愛宕村	農村	750	584	77.9	322	55.1
	田山村	山村	780	296	37.9	230	77.8
	鶯沢村	山村	850	615	72.4	459	74.6
	計		7230	5064	70.0	3540	69.9
宮城県	大島村	漁村	600	384	64.0	220	57.3
	北方村	農村	753	712	94.6	686	96.3
	唐桑村	漁村	1600	1309	81.8	716	54.7
	沼辺村	山村	595	595	100.0	587	98.7
	桜村	農村	440	386	87.7	264	68.4
	東大崎村	農村	520	509	97.9	482	94.6
	畑岡村	農村	388	326	84.0	150	46.0
	姫松村	山村	652	441	67.6	210	47.6
	須江村	農村	310	304	98.1	286	94.1
	宮戸村	漁村	312	174	55.8	124	71.3
	計		6170	5140	83.3	3725	72.5
埼玉県	国神村	農村	450	384	85.3	214	55.7
	久那村	農山村	154	153	99.3	90	58.8
	計		604	537	88.9	304	56.6
岡山県	井原町	地方都市	1600	1419	88.8	870	61.3
	野谷村	果樹村	335	326	97.3	216	66.3
	清音村	農村	450	429	95.3	248	57.8
	計		2385	2174	91.2	1334	61.4
総計			23,032	17,624	76.5	12,730	72.2

第3表 村別実行状況

県名	村名	農山漁村の別	実行者数	有効票中の実行割合	回収票中の実行割合 (不完全票を不 実行者として)
青森県	平館村	漁村	32	6.0	5.1
	平荒川村	農村	18	4.2	3.9
	大浦村	農村	38	6.9	6.3
	大和徳村	農村	46	8.6	7.9
	階上村	漁村	7	5.4	4.4
	市川村	農村	45	19.0	11.0
	川内村	農山	32	7.1	6.4
	中郷村	農村	63	27.3	14.6
	岩崎村	漁村	34	16.3	9.9
	大戸瀬村	漁村	32	6.1	5.4
	計		347	9.1	7.4
岩手県	志和村	農村	84	30.5	16.7
	水分村	農村	55	13.6	12.5
	御所村	山村	48	8.9	7.3
	御明神村	山村	61	31.0	16.1
	刈刈村	山村	41	8.6	7.2
	小山村	山村	80	17.5	9.8
	小白山村	農村	18	9.7	9.3
	愛宕村	農村	102	31.7	17.5
	田山村	山村	30	13.0	10.1
	荒沢村	山村	39	8.5	6.4
	計		553	15.8	11.0
宮城県	大島村	漁村	17	7.7	4.4
	北の方村	農村	35	5.1	4.9
	唐桑村	漁村	122	17.0	9.3
	沼辺村	山村	33	5.6	5.5
	桜村	農村	31	12.1	8.0
	東大崎村	農村	16	3.3	3.1
	畑岡村	農村	26	17.3	8.0
	姫松村	山村	27	12.9	6.1
	須江村	農村	26	9.1	8.6
	宮戸村	漁村	14	11.3	8.0
	計		347	9.3	6.8
埼玉県	國神村	農村	48	22.4	12.5
	久那村	農山村	21	23.3	13.7
	計		69	22.7	12.8
岡山県	井原町	地方都市	247	28.4	17.4
	野谷村	果樹村	54	25.0	16.6
	清音村	農村	43	17.3	10.0
	計		344	25.8	15.8
総計			1,665	13.1	9.4

(註) 本表で二種類の実行率を示してあるが一つは調査回収票中産児制限を実行しているか否かについて明確に記入されてある完全記入票中の実行割合であり他は回収票全体に対する実行割合で従つて産児調節を実行しているか否か明確を欠く不完全票をも産児制限を行つていないものとした時の実行率である。

件を前回と同様に鉄道沿線の交通便利な大都市及び小都市よりの距離を中心として見ると、五軒圏内にあるものは十ヶ村（井原町を含む）五軒—十軒圏内のもの十五ヶ村、十軒—二十軒圏内のもの七ヶ村、二十軒—三十軒圏内のもの三ヶ村である。斯る文化距離別にその実行率を見ると第五表の如く文化中心に近い村程実行率が高く、これより遠ざかるにつれてその実行率が次第に減少していることが伺われるのである。この事は東京都心を中心として普及展開を遂げていた実行状況と略同様な状態であり、従つて産児制限の普及は地方に於いても同様な傾向を辿つていくことが頷げよう。

第5表 文化交通距離別に見た実行率

中心文化地点より	有効実行率	回収票中実行率
5軒以内	18.6%	12.3%
5軒—10軒	12.5	8.7
10軒—20軒	9.3	7.7
20軒—30軒	7.7	6.2

次に実行者の理由をみると、その理由の割合が稍々異つてゐる。例えば東京都では経済上の理由が何れも多く、次に母体の健康上の理由、第三が子供に対する養育上の問題となるが、東北三県は母体上の理由を第一とするものが相当にある。今経済上の理由をAとし、母体の健康上の理由をBとし子供健康その他養育上の負担の理由をCとして、頻度の多い順に並べて、その理をみると、東京都と同様なABCの型になるものは、宮城県で二ヶ村、岩手県四ヶ村、青森県二ヶ村、岡山県一町一ヶ村に過ぎない。東北では寧ろBACの型がふえてゐる。第六表に斯る型別に見た村を掲げてみよう。

之に依れば東京都型の実行者の構成状況を示すものは全体で一町九ヶ村で、之に近い型、即ちA（経済上の理由）を最も多く述べて

いるがBCの順にはなつていない村は九ヶ村である。他は逆にB（母体の健康上の理由）を最も多く理由としてゐる。又表にみる通り、Aの理由を欠く村はないがB及びCの單獨理由が述べられない村もある。

即ち受胎調節を行う感覚が社会生活の中より割り出されて来るものと、健康生活の中より割り出されて来るものとが圧倒的に多いことが分るが、母体の健康上之を行うことは、つまり東北三県は出産が如何に多いかをも物語り、出産と結びついた直接的のものにその理由が発していることは、都会の社会生活から割り出された経済的理由の進歩段階と比べて、第一段階的な原始的な理由の一つである。つまり生活水準の向上と言うものを中心として実行理由を段階付けてみた場合、受胎調節の近代文明への活用適応が單に母体の健康上からのみ理由となつてゐることは、感覚的に初歩的段階であると言ふことである。即ちAとBとの序列はAがBに優位することが一般に東京都の実行者の構成である点より見て、地方に於ける実行者の層が都市程は進化してゐないことを想像せしめるのである。しかし実最大の行理由がAである村と、Bであると村との文化圏距離をしらべてみると前者は後者よりも幾分大である。つまり文化中心点より遠い村が却つて東京都型に似てゐるということになる。従つて一口に経済生活が理由になつてゐるといつても都会的文化生活の内容とする場合と、完全なる困窮を内容とする場合との二つの理由のあることに注意せねばなるまい。

四、不実行者の理由状況

東京都に於ける調査結果は実行者程一様でなく、特にその近郊村との間に大きな開きが見られたのである。即ち都心の官公職員ではC（子供数上の理由）が一番多く、次がA（無関心及び不必要）、B（主観的に拒否するもの）、D（客観的に実行不可能）の順であり、

第 6 表 実行者の理由別頻度の多寡より見た村の分布

型	県	村	計
A>B>C	青森県	大戸瀬(漁) 中郷(農)	2
	岩手県	愛宕(農) 小山(山) 荒沢(山) 御所(山)	4
	宮城県	須江(農) 沼辺(山)	2
	岡山県	井原町 野谷(果樹)	2
A>B=C	青森県	平館(漁)	1
	宮城県	宮戸(漁)	1
	岡山県	清音(農)	1
A>C>B	青森県	川内(農山)	1
	宮城県	東大崎(農)	1
	埼玉県	国神(農) 久那(農山)	2
A=B>C	岩手県	田山(山)	1
	宮城県	北方(農)	1
B>A>C	青森県	岩崎(漁) 大浦(農) 市川(農)	3
	岩手県	志和(農) 水分(農)	2
	宮城県	唐桑(漁) 大島(漁)	2
B>A=C	青森県	和徳(農)	1
	宮城県	桜(農)	1
C>A>B	青森県	荒川(農)	1
A>B	岩手県	白山(農) 江刈(山)	2
Cナシ	宮城県	姫松(山)	1
B>A Cナシ	宮城県	畑岡(農)	2
A>C Bナシ	岩手県	御明神(山)	1
A=C Bナシ	青森県	階上(漁)	1

註 Aは経済上の理由
 Bは母体の健康上の理由
 Cは子供に対する配慮の理由

都心でも工員は、A B C D、近郊村はA C B Dの順であつた。実行者の場合と同様に斯る順序の型別に村を区分してみると第七表の如くである。

即ち本表より分ることは都会の官公職員の不実行者が示したような型は地方では何処もなく、寧ろ都会の工員が示したような型が一町九ヶ村に見られ、東京都の近郊村にみられるような型が七ヶ村に

みられている。従つて無関心及び不必要と言う理由が宮城県須江村を除いて殆んど最上位を占めていることは地方における本問題の知識に欠けている人が如何に多いかを物語るものである。

此処で前の実行者の構成と一緒にして見た場合、東京都型のものと同様な構成型のは宮城県沼辺山村と岡山県野谷果樹村の二ヶ村に止り、実行者が都会型であるが不実行者がこれに近いものは

第 7 表 不実行者の理由別頻度の多寡よりみた村の分布

型	県	村	計
A>B>C>D	青森県	荒川(農) 大戸瀬(漁) 和徳(農)	3
	宮城県	唐桑(漁) 大島(漁) 北方(農) 桜(農) 姫松(山)	5
	岡山県	清音(農) 井原町	2
A>B>D>C	青森県	中郷(農) 川内(農山)	2
	岩手県	志和(農) 小山(山) 白山(農) 御所(山) 御明神(山) 江刈(山) 田山(山)	7
	宮城県	畑岡(農)	1
A>B=C>D	宮城県	宮戸(漁)	1
A>B>C=D	岩手県	水分(農)	1
A>C>D>B	青森県	平館(漁) 大浦(農)	2
	岩手県	荒沢(山)	1
A>C>B>D	青森県	岩崎(漁) 階上(漁)	2
	宮城県	東大崎(農) 沼辺(山)	2
	埼玉県	国神(農) 久那(農山)	2
	岡山県	野谷(果樹)	1
A>D>B>C	青森県	市川(農)	1
	岩手県	愛宕(農)	1
B>A>C>D	宮城県	釜江(農)	1

註 A=無関心及不必要
 B=主観的に実行しないもの、その意志のないもの
 C=子供数上の理由
 D=客観的に実行不可能のもの

岩手県荒沢山村、宮城県須江農村に見られ、又不実行者が都会型であるが実行者が之に近い村は青森県階上漁村、宮城県東大崎農村、埼玉県国神農村、久那農山村以上六ヶ村に過ぎない。都会は都会型でも都会の工員型を示すものは青森県大戸瀬漁村、岡山県井原町を挙げることが出来る。その他の県は何れも以上述べた諸型の中間的様相を示すものが多いが、特に青森県の荒川村は極端な型、即

ち実行者は非常に進んだ意識を示しているに反して、不実行者は工員型の低い型を示していることが伺われる。
 以上不実行者の理由とする処は、主観的なものの拒否理由と、無関心性が圧倒的であり、この点は東京都の官公職員を除いた一般の実状と相応するものがあることを思わしめる。

五、受胎調節と収入、教育程度及び年齢

受胎調節実行者が不実行者に比して東京都心では収入が高く、近郊村では逆に低かつたが、実行者の方が収入の高い地方は青森県では七ヶ村、岩手県は三ヶ村、宮城県は八ヶ村、岡山県は一町二ヶ村である。つまり実行者の方が高い程、実行率も東京では高かつたが、青森、宮城両県の過半数の村は実行者が高い収入を示し、岩手県では逆に不実行者の方が収入が多く東京近郊村と同様である。此の実状より考へるとこの相関関係は東京都にみられたような実行率の現象と逆である。この実状より見ると、収入と実行率との関係については發展段階の相異によつて時には正反對の關係をも呈していることが分る。即ち東北地方では実行者が収入があるから受胎調節をしないと云う面と、又、収入が低いから、受胎調節をせずにはいられないと云う面とが對蹠的に出て来る、埼玉県では実行率は稍々高いがこれは東京都に於ける様な生活水準を下げたくないと言ふ意欲からではなく、収入が少いために逆に実行すると言ふ結果が示されたものである。

即ち岩手県と埼玉県の実行率が青森、宮城に比して高いのは、実行者が不実行者に比して低収入であり、生活に追いつめられた結果実行せざるを得ないと言ふ実状の反映とも考えられる。教育程度別に実行状況を眺めればやはり、高いもの程、実行する割合が増して行くことは争われない、平均婚姻年齢は東京都に比して早く岩手県に於いて特に若い。概して実行者の方が不実行者より婚姻年齢は低く示されている。このことは東京都の調査結果と同様である。

六、初婚再婚別の実行率と現存子供数の

性比關係

夫妻とも初婚のものと夫妻とも再婚のものとを比較して、その実行率を見ると、後者の実行率の高いものは、青森県平館漁村、和徳農村、市川農村、岩手県志和農村、愛宕農村、小山村、白山農村、御所山村、宮城県唐桑漁村、畑岡農村、倭農村、岡山県清音農村、計一二ヶ村である。

特に岩手県に多いことは前節で述べた如く、高年齢者に実行者が多いことを物語り、しかも相次ぐ出産に苦しめられ、更に収入が低いと言ふ生活に追いつめられて、その結果実行者が多いと言ふことを意味するものであろう。

次に村別に子供の性比を見ると実行者が男子を女子より多く持っているものは、青森県で六ヶ村、岩手県六ヶ村、宮城県七ヶ村、岡山県一町一村、埼玉県二ヶ村で、これは東京都調査で見ると、男子を女子に比して多く持つことが受胎調節実行条件となつてゐることより見て地方に於いても、斯る條件に該当しているものが多いことを示すものである。従つて不実行者については性比一〇〇に達しないものが多いことが子供数を中心条件として見た時に逆に裏打される可きであるが、事實は、不実行者で斯る條件に該当する村は、青森県四ヶ村、岩手県四ヶ村、宮城県三ヶ村、岡山県一ヶ村に過ぎない。これは実行者の方が産兒計画と言ふものについて進んだ意識を持つてゐるものが多いのに反して不実行者の方は受胎調節と言ふものを計画産兒と結びつけて考へるものが少いことを意味している。つまり地方人は東京都人程割り切れてないと言ふことであらう。

然し第四節で述べた最も都会型を示した岡山県野谷果樹村では実行率も高く、又性比条件も全く都会と軌を一にしてゐる。又宮城県沼辺村は不実行者の性比が一〇五で稍々高いが回収率も一〇〇%、有効率九八・七%と言ふ実状より考へてやはり受胎調節に對して認識が深いことを証明している。更に之に次ぐ岩手県荒沢村、宮城県須江村もこの條件を充たしている。従つて実行理由、不実行理

由の構成状況より見て都会型に近いものは、やはり都会人の条件であつた性比条件も同様な実行前提条件になつてゐることは見逃せない。然し乍ら実行率に於いて格段の差が出て来ることは、不実行理由でも若干ふれた通り、地方に行くにつれて、器具薬品の高価なためや、方法を知らないために実行しなくても出来ない人が都会人に比して多くあることも考慮する必要がある。

又地方と都会との生活水準の相違や、又子供数に対する考えが相違していることもその一因である。平均現存子供数が都会では実行者二・七人、不実行者二・二人であるが地方では実行者で二・二人は一ヶ村のみで他は何れも二・五人以上である。従つて平均三人以上であることも子供数を考える場合、数の基準が異つて来ることは争われない事実である。更にこの事実を裏書するものは、希望子供数が都会人より上廻つてゐることである。即ち都会人では夫妻、実行者不実行者ともに希望してゐる数は三・三人より三・八人までであるが、地方人は三・三人より五・一人までである。平均は四人位であるが、斯る平均四人以上を求めている村が青森県で六ヶ村、岩手県で三ヶ村、宮城県では六ヶ村に達してゐる。

従つて都会では既に実行に入る子供線であつても農山漁村では実行に入る子供線でないと言ふ差が実行率にも反映してゐるものと見られるが、一番大きな原因は無関心な人々が圧倒的に多いためであることは銘記しなければならない。

七、妊娠回数別及職業別にみた実行率

妊娠回数別に実行の割合を見ると青森県では妊娠一回、二回、三回に高く、あとは次第に率が下つて一回、一二回の妊娠に又高くなつてゐる。岩手県ではこのような傾向が見られず若干の起伏をえ

がいて妊娠十回に及んでゐる。宮城県は二回三回に高く又六回目に山があり、埼玉県は二回目に高くその後は若干の波があり、岡山県では四回目に高くこれを中心として上下に起伏を示して減少してゐる。

以上を総計して見ると、妊娠一回、二回と言ふ少数の異例を除けば、妊娠四回を経験した人々が一番実行率が高く、次が妊娠二回を経験した人々である。(第八表参照)

妊娠回数が多いもの程、受胎調節を行う人々の割合もふえるであろうと一般には予想されるのであるが事實はこれと異り、寧ろ逆に減少してゐることは、普及性と言ふものが合理化されてゐないことを暗示すると共に、妊娠が死産その他で現存子供数とならず浪産に終つてゐることのあることも伏在してゐる一つの原因であろう。

次に職業別にみた実行状況を見ると、第九表の如く農業者の実行率は埼玉県が一番高く次が岡山県、岩手県、青森県で最低が宮城県となり、商業者も大体この順序であるが、最低が青森県となつて、宮城県と入れ代つてゐる。工業者は埼玉県にはなく不明であるが、岡山県、岩手県、宮城県、青森県の順で、特に青森県の工業者の実行率は職業別実行率の割合でも一番低く出ている。労働者は農業者の実行状況と県別に略々同様な順序であるが、勤人は岡山県が最高で次が埼玉県、青森県、宮城県で岩手県は青森県の工業者と同様に略々最低の率を示した。その他の職業に入る人々は岡山県が最高で、岩手県が之に次ぎ、埼玉県、青森県、宮城県となつてゐる。漁業者は宮城、青森の二県丈であるが、青森県の方が低い、即ち県別にみれば職業別に最高の割合を占めるものは埼玉県が三つ、岡山県三つで、埼玉、岡山両県がやはり高く、東北三県は何れも低く示されてゐる。更に職業別に各県毎にみると、岡山県は工業者が最も高く、勤人「その他の職業に入る人々」となり農業者が一番低く、埼玉県は、商業者に最も高く、労働者、勤人の順で「その他の職業に入る

第 8 表 妊 娠 回 数 別 実 行 率

青 森 県						岩 手 県					
妊娠 回数	実行者 数	有効 票数	回収 票数	有効票中 の 実行率	回収票中 の 実行率	妊娠 回数	実行者 数	有効 票数	回収 票数	有効票中 の 実行率	回収票中 の 実行率
0	26	312	436	8.3%	6.0%	0	52	366	602	14.2%	8.6%
1	77	690	845	11.2	9.1	1	111	626	885	17.7	12.5
2	64	614	737	10.4	8.7	2	103	563	807	18.3	12.8
3	50	464	574	10.8	8.7	3	68	454	645	15.0	10.5
4	40	427	530	9.4	7.5	4	77	422	596	18.2	12.9
5	33	405	490	8.1	6.7	5	55	361	506	15.2	10.9
6	23	314	367	7.3	6.3	6	35	308	420	11.4	8.3
7	17	275	324	6.2	5.2	7	25	196	269	12.8	9.3
8	9	158	198	5.7	4.5	8	20	134	181	14.9	11.0
9	4	131	159	3.1	2.5	9	10	92	122	10.9	8.2
10	0	21	32	0	0	10	2	15	22	13.3	9.1
11	3	11	12	27.3	25.0	11	0	2	2	0	0
12	1	4	4	25.0	25.0	12	0	0	0	0	0
13	0	1	1	0	0	13	0	1	1	0	0
不明	0	0	0	0	0	不明	0	0	6	0	0
計	347	3827	4709	9.1	7.4	計	558	3540	5064	15.8	11.0

宮 城 県						埼 玉 県					
妊娠 回数	実行者 数	有効 票数	回収 票数	有効票中 の 実行率	回収票中 の 実行率	妊娠 回数	実行者 数	有効 票数	回収 票数	有効票中 の 実行率	回収票中 の 実行率
0	30	431	701	7.0%	4.3%	0	6	19	78	31.6%	7.7%
1	58	699	946	8.3	6.1	1	15	55	104	27.3	14.4
2	56	511	684	11.0	8.2	2	14	48	67	29.2	20.9
3	50	406	551	12.3	9.1	3	9	41	58	22.0	15.5
4	36	367	494	9.8	7.3	4	11	42	70	26.2	15.7
5	35	358	482	9.8	7.3	5	6	34	53	17.6	11.3
6	34	317	414	10.7	8.2	6	3	18	34	16.7	8.8
7	17	242	318	7.0	5.3	7	4	21	29	19.0	13.8
8	17	179	244	9.5	7.0	8	0	11	19	0	0
9	11	143	197	7.7	5.6	9	1	13	21	7.7	4.8
10	2	41	51	4.9	3.9	10	0	0	2	0	0
11	0	12	18	0	0	11	0	1	1	0	0
12	0	4	4	0	0	12	0	1	1	0	0
13	0	5	6	0	0	13	0	0	0	0	0
14	0	1	1	0	0	14	0	0	0	0	0
15	0	1	1	0	0	15	0	0	0	0	0
不明	1	8	28	12.5	3.5	不明	0	0	0	0	0
計	347	3725	5140	9.3	6.8	計	69	304	537	22.7	12.8

岡 山 県						総 計					
妊娠 回数	実行者 数	有効 票数	回収 票数	有効票中 の 実行率	回収票中 の 実行率	妊娠 回数	実行者 数	有効 票数	回収 票数	有効票中 の 実行率	回収票中 の 実行率
0	25	134	303	18.7%	8.3%	0	139	1262	2120	11.0%	6.6%
1	64	265	430	24.2	14.9	1	325	2335	3210	13.9	10.1
2	70	267	402	26.2	17.4	2	307	2003	2697	15.3	11.4
3	49	204	306	24.0	16.0	3	226	1569	2134	14.4	10.6
4	69	185	298	37.3	23.2	4	233	1443	1988	16.1	11.7
5	26	115	198	22.6	13.1	5	155	1273	1729	12.2	9.0
6	20	73	115	27.4	17.4	6	115	1030	1350	11.2	8.5
7	18	61	79	29.5	22.8	7	81	795	1019	10.2	7.9
8	2	17	28	11.8	7.1	8	48	499	670	9.6	7.2
9	1	11	13	9.1	7.7	9	27	390	512	6.9	5.3
10	0	2	2	0	0	10	4	79	109	5.1	3.7
11	0	0	0	0	0	11	3	26	33	11.5	9.1
12	0	0	0	0	0	12	1	9	9	11.1	11.1
13	0	0	0	0	0	13	0	7	8	0	0
14	0	0	0	0	0	14	0	1	1	0	0
15	0	0	0	0	0	15	0	1	1	0	0
不明	0	0	0	0	0	不明	1	8	34	12.5	3.5
計	344	1334	2174	25.8	15.8	計	1665	12730	17624	13.1	9.4

第 9 表 職 業 別 実 行 率

	農業者	漁業者	商業者	工業者	労働者	勤 人	その他	不 明	計
岡山県 実 行 者	107	0	32	19	33	96	34	23	344
不 実 行 者	386	0	98	37	105	217	82	65	990
不 完 全 票	364	0	85	31	116	109	46	89	840
計	857	0	215	87	254	422	162	177	2174
有効票中実行率	21.7	—	24.6	33.9	23.9	30.7	29.3	26.1	25.8
回収票中実行率	12.5	—	14.9	21.8	13.0	22.7	21.0	13.0	15.8
埼玉県 実 行 者	32	0	5	0	12	13	2	5	69
不 実 行 者	111	0	6	11	25	39	14	29	235
不 完 全 票	91	0	13	7	36	23	10	53	233
計	234	0	24	18	73	75	26	87	537
有効票中実行率	22.4	—	45.5	0	32.4	25.0	12.5	14.7	22.7
回収票中実行率	13.7	—	20.8	0	16.4	17.3	7.7	5.7	12.8
宮城県 実 行 者	178	75	12	8	13	44	6	11	347
不 実 行 者	2182	560	84	43	133	236	61	79	3378
不 完 全 票	632	490	19	26	60	33	16	139	1415
計	2992	1125	115	77	206	313	83	229	5140
有効票中実行率	7.5	11.8	12.5	15.7	8.9	15.7	9.0	12.2	9.3
回収票中実行率	5.9	6.7	10.4	10.4	6.3	14.1	7.2	4.8	6.8
岩手県 実 行 者	399	0	15	9	37	70	11	17	558
不 実 行 者	2232	0	71	33	222	279	53	92	2982
不 完 全 票	1164	0	43	13	95	87	21	101	1524
計	3795	0	129	55	354	436	85	210	5064
有効票中実行率	15.2	—	17.4	21.4	14.3	2.0	17.1	15.6	15.8
回収票中実行率	10.5	—	11.6	16.4	10.5	1.6	12.9	8.1	11.0
青森県 実 行 者	183	24	14	1	31	74	9	11	347
不 実 行 者	2051	481	114	49	283	354	70	78	3480
不 完 全 票	465	91	33	17	120	60	22	74	882
計	2699	596	161	67	434	488	101	163	4709
有効票中実行率	8.2	4.8	10.9	2.0	9.9	17.3	11.4	12.4	9.1
回収票中実行率	6.8	4.0	8.7	1.5	7.1	15.2	8.9	6.7	7.4
総 計 実 行 者	899	99	78	37	126	297	62	67	1665
不 実 行 者	6962	1041	373	173	768	1125	280	343	11065
不 完 全 票	2716	581	193	94	427	312	115	456	4894
計	10577	1721	644	304	1321	1734	457	866	17624
有効票中実行率	11.4	8.7	17.3	17.6	14.1	20.9	18.1	16.3	13.1
回収票中実行率	8.5	5.8	12.1	12.2	9.5	17.1	13.6	7.7	9.4

第10表 実行者の実行方法の割合

種 類	青森県		岩手県		宮城県		埼玉県		岡山県		総 計	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
定期禁欲法	11	3.3	24	4.3	10	2.9	6	8.7	7	2.0	58	3.4
禁 欲 法	37	10.8	35	6.3	30	8.5	6	8.7	32	9.3	140	8.4
コンドーム	62	17.9	71	12.7	45	13.0	9	13.0	66	19.1	253	15.2
ベツサリー	18	5.2	13	2.3	2	0.6	—	—	9	2.6	42	2.5
避 妊 薬	10	2.0	25	4.5	19	5.5	3	4.3	47	13.7	104	6.2
洗 滌	—	—	2	0.4	1	0.3	—	—	2	0.6	5	0.3
梅 干	—	—	—	—	1	0.3	—	—	1	0.3	2	0.1
手 術	4	1.2	4	0.7	4	1.2	—	—	2	0.6	14	0.8
器 具	1	0.3	—	—	—	—	—	—	2	0.6	3	0.2
臍 外 射 精	—	—	16	2.9	6	1.7	1	1.5	2	0.6	25	1.5
体温器避妊	—	—	1	0.1	—	—	—	—	—	—	1	0.1
話 合	—	—	1	0.1	—	—	—	—	—	—	1	0.1
漢 法 薬	—	—	1	0.1	1	0.3	—	—	—	—	2	0.1
医 師	—	—	1	0.1	—	—	—	—	—	—	1	0.1
中 絶 法	—	—	2	0.4	1	0.3	2	2.9	—	—	5	0.3
別 居	—	—	—	—	5	1.4	—	—	—	—	5	0.3
輸卵管結紮	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0.3	1	0.1
帝王切開	—	—	—	—	1	0.3	—	—	—	—	1	0.1
レントゲン	—	—	—	—	1	0.3	—	—	1	0.3	2	0.1
禁欲中絶法	—	—	—	—	—	—	1	1.5	1	0.3	2	0.1
禁欲コンドーム	4	1.2	6	1.1	5	1.4	—	—	—	—	15	0.9
薬品コンドーム	1	0.3	5	0.9	4	1.2	3	4.3	1	0.3	14	0.8
薬品ベツサリー	2	0.7	1	0.1	3	0.9	—	—	—	—	6	0.4
薬 品 器 具	3	1.0	4	0.7	2	0.6	—	—	1	0.3	10	0.6
定期禁欲器具	—	—	2	0.4	—	—	—	—	3	0.9	5	0.3
臍外射精コン ドーム	—	—	1	0.1	1	0.3	—	—	—	—	2	0.1
定期禁欲コン ドーム	—	—	1	0.1	2	0.6	—	—	2	0.6	5	0.3
薬 品 医 師	—	—	1	0.1	—	—	—	—	—	—	1	0.1
コンドームベ ツサリー	—	—	2	0.4	2	0.6	—	—	—	—	4	0.3
定期禁欲ベツ サリー	—	—	1	0.1	—	—	—	—	1	0.3	2	0.1
禁欲臍外射精	—	—	—	—	1	0.3	—	—	1	0.3	2	0.1
定期禁欲薬品	—	—	—	—	—	—	1	1.5	1	0.3	2	0.1
三種類併用	—	—	1	0.1	—	—	1	1.5	1	0.3	3	0.2
そ の 他	—	—	3	0.5	—	—	—	—	26	7.5	29	1.6
不 明	194	56.1	334	60.5	200	57.5	36	52.1	134	38.9	898	54.1
総 計	347	100.0	558	100.0	347	100.0	69	100.0	344	100.0	1665	100.0

第11表

農山漁村地方都市別実行方法

	農村		山村		漁村		地方小都市		総計	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
定期禁欲法	34	4.5	17	4.1	7	2.7	0	—	58	—
禁欲法	70	9.4	38	9.2	7	2.7	25	10.1	140	—
コンドーム	130	17.4	49	11.9	33	12.8	41	16.6	253	—
ベツサリー	17	2.3	9	2.2	8	3.1	8	3.2	42	—
避妊薬	34	4.5	22	5.3	9	3.5	39	15.8	104	—
洗滌	0	—	3	0.7	0	—	2	0.8	5	—
梅毒干渉	1	0.1	1	0.2	0	—	0	—	2	—
手術器具	9	1.2	1	0.2	3	1.2	1	0.4	14	—
器具	2	0.3	0	—	1	0.4	0	—	3	—
膣外射精	17	2.3	4	1.0	4	1.6	0	—	25	—
体温器避妊	0	—	1	0.2	0	—	0	—	1	—
話合	0	—	1	0.2	0	—	0	—	1	—
漢法薬	1	0.1	1	0.2	0	—	0	—	2	—
医師	0	—	1	0.2	0	—	0	—	1	—
中絶法	4	0.5	1	0.2	0	—	0	—	5	—
別居	2	0.3	0	—	3	1.2	0	—	5	—
輸卵管結紮	1	0.1	0	—	0	—	0	—	1	—
帝王切開	1	0.1	0	—	0	—	0	—	1	—
レントゲン	1	0.1	0	—	1	0.4	0	—	2	—
禁欲中絶法	2	0.3	0	—	0	—	0	—	2	—
禁欲コンドーム	8	1.1	5	1.2	2	0.8	0	—	15	—
薬品コンドーム	8	1.1	4	1.0	2	0.8	0	—	14	—
薬品ベツサリー	2	0.3	3	0.7	1	0.4	0	—	6	—
薬品器具	7	0.9	3	0.7	0	—	0	—	10	—
定期禁欲器具	0	—	2	0.5	0	—	3	1.2	5	—
膣外射精コンドーム	2	0.3	0	—	0	—	0	—	2	—
定期禁欲コンドーム	4	0.5	0	—	1	0.4	0	—	5	—
薬品医師	0	—	1	0.2	0	—	0	—	1	—
コンドームベツサリー	1	0.1	2	0.5	1	0.4	0	—	4	—
定期禁欲ベツサリー	1	0.1	1	0.2	0	—	0	—	2	—
禁欲・膣外射精	1	0.1	0	—	1	0.4	0	—	2	—
定期禁欲薬品	2	0.3	0	—	0	—	0	—	2	—
三種併用	3	0.4	0	—	0	—	0	—	3	—
その他	5	0.7	1	0.2	0	—	23	9.3	29	—
不明	378	50.6	241	59.0	174	67.2	105	42.6	898	—
総計	748	100.0	412	100.0	258	100.0	247	100.0	1665	—

人々」が最も低率である。宮城県では一番高い率を示すものが勤人で工業者が之に次ぎ、農業者はやはり最低率であり、岩手県は工業者が最高で、「その他の職業に入る人々」及び商業者が略々同様な実行率で之に次いでいるが、最低は勤人で他の県と趣きを異にしている。青森県は反対に勤人が最高の率を示し「その他の職業に入る人々」が之に次いで高く、最低は工業者であつた。

以上の様に各県によつて、その実状を異にしている結果が示されたが、総計してみれば、やはり勤人が最高の割合を示し、これに次いで「その他の職業に入る人々」、工業者、商業者、労働者、農業者の順で、漁業者は二県丈の結果であるが最低率を示している。

昭和二三年の東京都を中必とする職業別の実行率と比較すると、勤人が辛うじて東京北多摩郡の商業者の最低率に匹敵している外、他の職業の人々は遙に及ばない現状である。特に農業者に到つては、東京近郊農業者の二〇％に対して、これ等純農村地域の農業者は高くても一・四％であり、全体からみれば八・五％と一〇％に充たない半数以下の低率である。

斯ることは前節でも触れた通り、地域による文化圏距離の條件、及び斯る問題についての無関心性及び、客観的に器具薬品の手に入り難い條件や、特に具体的方法の知識が欠けていること等が、からみ合つて、東京近郊村との差をつけたものと考えられる。

八 受胎調節実行者の実行方法

本調査の結果、総数一六六五組の夫婦が受胎調節を実行しているのであるが、この中、その方法を眺めると第十表の如く、各県ともコンドーム使用者が一番多く、次が禁欲法となつているが然し岡山県では避妊薬を使用するものも又多い。この禁欲とはどの位の期間禁欲するのか内容が不明であるが、荻野氏法による月経週期による

定期禁欲法ではない。

従つて斯る科学的な月経週期による方法を実行しているのは埼玉県に多く、次が岩手県で他は何れも三％位に止つている。昭和二二年当時は未だ避妊薬が売り出されていなかつたので、その使用率も不明であつたが、今回の調査では、かなり使用されていることが伺える。即ち岡山県の一三・七％を最高に、宮城県五・五％、岩手県四・五％、埼玉県四・三％、青森県二・〇％となつている。ベッサリーは相当にクリニック指導として宣伝されたが、普及性は、わずかに青森県の五・二％が最高で、他は何れも三％以下である。斯る点より見て、普及性は遙に劣るものがある。その他の方法を見ると、陸外射精と言うのが計一・五％の普及性を示している外、手術と言うのも全体で〇・八％に示されている。ただこの表の中で医師、話合など記入しているものがあるが、その内容は詳でない。又単一方法でなく、二種類の方法を実行している人々も合計すると四％に達している。然し方法の記入してない不明のものが五四％余り存在することは、色々の点で実行方法について、断定することが出来ない余地を残しているが、傾向としては、やはりコンドームが圧倒的に多く、次が禁欲、避妊薬、月経週期法の順序であろう。従つて考えられることは、日本の受胎調節の具体的実行方法は、男性側にあると言つて大過ない。

次に農山漁村別に第十一表を眺めるとコンドームの多いことは第十表と同様であるが、地方都市、漁村に案外避妊薬が普及していることが分る。之に比較するとベッサリーは少い。陸外射精は農村に一番多く、梅干なども農山村だけに見られる。

つまり文化中心的な都市的傾向が進むにつれて原始的な方法は使われなくなつていくことは争われないが、此処で農村と山村とは略々同様な普及実状であり、漁村は寧ろ、地方小都市的な方向を辿つていようである。従つて農山村ではその実行方法が多様多様

で、不確実なものも相当実行されている反面、確実性を求めるために、二種類併用しているものもかなりの率に達している。

更に実行者が現在実行している方法をどうして使用しているかの理由を第十二表によつて見ると、コンドーム使用者の過半数は入手し易いと言う理由で、次が方法として簡便性をあげている。処がベッサリー使用者は寧ろ確実安全性を主とし、避妊薬を用いるものは方法の簡便性を先づ第一としていているものが多い。その他、禁欲を行ふものは確実性を第一とし、費用の掛かる内点などは考慮されないが、陰外射精者が身体に障害がないことを第一の理由としていることは興味ある対象を示している。つまり産児制限を実行する人々には先づ何よりもその方法がすぐ実行にうつせる即ち入手し易いことが一番の理由で、次が方法の簡單、便利なものも望まれている訳であり、その後始めて確実性や安全性あるものが求められていることになる。この外、人に知られたくないとか、自己の意志で解決出来る等と言うものも若干あるが、考えられていた程、実行者に障害になつていないことは今後の普及方法について一考の余地がある、従つて受胎調節の具体的方法は、何よりも先に、知識を興えることと、人に気兼ねすることなく、簡單に入手出来て、容易に操作が出来るものが、望まれていることを第十二表は物語つているのである。

九 受胎調節実行者の実行効果

受胎調節実行の効果については客観的に妊娠期間を計算して、若しその人が避妊をしなかつたなら、これ位の妊娠をしたであろうと言う効果率を示すものもあるが、此処では卒直に実行者が実行してみても、失敗して妊娠してしまつたかどうかと言う成功率の問題を述べることとする。これはパールやノートシユタインの効果率の計算ではなく、失敗、成功の結果を示すもので、ある意味ではこの方が

第 12 表 実行方法別選択理由の割合

	コンドーム	ベッサリー	避妊薬	禁欲	定期禁欲	陰外射精	中絶法	洗滌	医師	梅毒	手術	漢方薬	家伝薬	二の併用	計	%
入手し易い	118	2	19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	140	41.5
確実安全である	18	9	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	37	11.0
方法が簡單便利である	54	1	30	1	2	3	1	1	—	—	—	—	—	1	94	27.9
自宅で出来る	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	0.6
身体に障害がない	—	—	—	—	8	7	—	—	1	—	—	—	—	—	11	3.2
費用がかゝらぬ	—	—	1	2	1	3	1	1	—	—	—	—	—	1	10	3.0
器具薬品がない	—	—	—	2	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	3	0.9
他の方法を知らない	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	4	1.2
人に知られたくない	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	0.3
医師が進めたから	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0.3
自己の意志で解決出来る	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0.3
道徳的である	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0.3
自然な方法である	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	1	—	—	3	0.9
夫婦が協力的である	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0.3
法規上当り前である	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	1.5
月経が一定している	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0.3
母体の病弱	4	—	1	11	1	—	—	—	—	—	2	—	—	1	20	5.9
希望の子供数に達している	0	—	0	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	0.6
計	196	12	59	26	11	13	2	2	1	1	3	2	9	337	100.0	

第13表 避妊成功不成功の割合

		青森県		岩手県		宮城県		埼玉県		岡山県		計	
		実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
成	功	103	29.7	175	31.3	107	30.8	229	42.3	147	42.7	561	33.7
不	成	46	13.3	94	16.8	56	16.1	4	5.8	32	9.3	232	13.9
不	明	73	21.0	134	24.0	76	21.9	111	20.3	82	23.8	379	22.8
無	記	125	36.0	155	27.9	108	31.2	222	31.6	83	24.2	493	29.6
計		347	100.0	558	100.0	347	100.0	699	100.0	344	100.0	1665	100.0

第14表 農山漁村別成功不成功の割合

		農 村		山 村		漁 村		地方小都市	
		実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
成	功	261	34.9	133	32.3	66	25.6	101	41.9
不	成	95	12.7	79	19.2	38	14.7	20	8.1
不	明	171	22.9	91	22.1	59	22.9	58	23.5
無	記	221	29.5	109	26.4	95	36.8	68	26.5
計		748	100.0	412	100.0	258	100.0	247	100.0

第15表 避妊実行の障害の割合

		青森県		岩手県		宮城県		埼玉県		岡山県		計	
		実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
障	害	129	37.2	193	34.6	118	34.0	320	50.8	137	39.8	612	36.8
炎	症	5	1.5	2	0.4	8	2.3	—	—	5	1.5	20	1.2
性	生	13	3.7	43	7.7	23	6.7	11	4.4	32	9.3	114	6.8
炎	症	1	0.4	1	0.2	—	—	—	—	—	—	2	0.1
そ	の	6	1.8	9	1.6	7	2.1	—	—	6	1.7	28	1.7
無	記	193	55.4	310	55.5	191	54.9	341	44.8	164	47.7	889	53.4
計		347	100.0	558	100.0	347	100.0	699	100.0	344	100.0	1665	100.0

第16表 農山漁村別避妊実行障害の割合

		農 村		山 村		漁 村		地方小都市	
		実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
障	害	294	39.3	149	26.2	78	30.2	91	37.8
炎	症	12	1.6	2	0.5	2	0.8	4	1.6
性	生	50	6.7	29	7.0	14	5.4	21	8.5
炎	症	1	0.1	—	—	1	0.4	—	—
そ	の	17	2.3	3	0.7	6	2.3	2	0.8
無	記	374	50.0	229	55.6	157	60.9	129	51.3
計		748	100.0	412	100.0	258	100.0	247	100.0

直接的であり、又現実的な問題を拾うことが出来る、出産間隔の延長と言う効果の点では前者の計算が理論的であるが、これも同一妊娠条件を背景としたもので基礎資料が信用出来ない限り同様に信頼性に乏しい、従つて此処に述べる成功不成功も事実と異なる記入があれば同様の欠点があるが、効果と言うよりも、実際に実行した人が今までに妊娠しなかつたかそれとも妊娠したかと言う面と、更に夫々の方法を實行して、その結果如何なる障害が起つたかと言う点に於ける生々しい体験を示すものとして述べることにする。

第十三表、第十四表によつて、その実状を眺めると成功していると答えているものは全体の三三・七%で、不成功だつたものは一三・九%となつてゐる。又不明と言う人は避妊を始めてから期間が短いではつきりしたことが言えない立場にある人であるが、成功か不成功、何れも記入のない人が二九・六%あつた。県別に見ると埼玉県、岡山県に成功者の割合が多く東北地方は低く特に青森県は三〇%以下である。

これと対照的に不成功者の割合は埼玉、岡山は一〇%以下で低く、東北三県は何れも一〇%以上である。此処で岩手県は東北三県の中で成功者の割合も多いが、失敗者の割合も一番多いことは、無記入者の割合が少いことより見て、斯る産兒調節に熱心な関心が払われていることを物語つてゐる。都市農山漁村別に見れば、地方都市居住者に成功者の率が高いことは予想した如くであるが、農村に案外高く示され、漁村に寧ろ低い率が示されたことは普及傾向の面から見て注意を要する。然しこの事が即ち農家の人々が産兒調節に成功していると速断する事は出来ない。何となれば前述の第九表によつても分る通り、各県に於いて実行率の高いものは農業者ではなく、やはり農村居住の勤人、商業者、工業者に実行者が多いからで、その成功率の影響を考えねばならないからである。

失敗の原因は主として器具の破損、及び月経週期の誤算に基づく

もので、注意をすれば解消出来る程度のものである。

次に斯る避妊を實行して何か障害が起きたか、どうかと言う点については、第十五、十六表に見る通り過半数のものは何等記入していないが、約三六・八%のものは先づ何等の故障をも訴えていない。然しその他の人々は何等かの問題を提起している。この中で一番多い訴えは、夫婦の性生活に不満を生じたことで岡山県の率が一番高く、岩手、宮城、埼玉、青森の順になつてゐる。産兒調節と言うことが、一般に夫婦の性生活をして禁欲的、無味乾燥的雰囲気になつて考へせしめ勝ちな方向がある事を是認せしめるような斯る率は、産兒調節普及の面より見て無視し難いものが其処にある。勿論、自然に營んでいた夫婦の性生活態度にある種の制約が加わることは否めないとしても、それだからこそ一層、夫婦関係の振舞態度の技巧性が尊重されねばならず、従つて斯る習熟性の上によつて始めて新たな愛情の展開が約束されねばならないからなのである。従つて夫婦が斯る段階にまで行けるか否かによつて、本問題の不満性は軽減されて行くものと思ふのであるが、とに角、六・八%に斯る障害性が述べられていることは、産兒調節の普及啓蒙等に更に一段の工夫がなされてしかる可きものである。又純然たる肉体的障害を示した、炎症の問題は、器具及び薬品等の品質に関して最大の注意と、粗悪品の一掃に努力を払う必要がある。

更に農山漁村別に見れば、性生活の不満は地方都市、山村に多く見られる。性交法の技術的なものと、より高い欲望に対する渴望の期待性の多少によつて相互に影響され合う一つの端的な訴えが此処にも看取されるのである。

十 結 語

今回の地方に於ける純農山漁村の実態調査を集計要約して見れ

ば、東北三県は今後も猶引き続いて啓蒙し、正しい知識の普及を計らねばならない実状であり、特に希望子供数に対する一般農村風潮は極めて水準を上廻つたものを最小限としている。つまり都会で三人と言う処が、地方では五人と言つた工合で、子供を多く持つことによつて何か、社会的の優越感を獲得するような気持が漲つてゐる。

東北の産兒調節の実行率は埼玉県や、関西の岡山県よりも低く、生活水準も低い。この反面実行してゐる人々は社会生活への自発的適応として行つてゐる感覚よりも、生活に追いつめられて止むなく実行すると言ふ感覚の方が強い。これは岩手県に青森、宮城に比して高い率が見られている原因でもある。

然し乍らやはり農民の大部分、特に主婦達は無知、無関心のものが圧倒的で、斯る問題に対しては是非を判断する素地もなければ、資格もないと言つた方が正しい位である。

普及傾向は東京都と同様に交通便利な文化圏距離に比例してゐる。従つて実行してゐるものの構成員と、実行してゐないものの構成員とは、はつきり一線がひかれる程の心理的な差があることが分るのである。

漁村に比較的都市的雰囲気傾向が見られるにも拘らず、実行率が低いのは、農村では別居等も広い意味で産兒制限と思つて実行者に入つてゐるのに、漁村では職業上、遠洋漁業等で相当期間、禁欲してゐるにも拘らず、斯る人々は実行してゐないと言ふ意識によつて不実行者に入つてゐるためもある。又この事は第十一表でも分る通り、農山村に比較して漁村は禁欲と答えた人々が遙に少いことでも肯づけよう。これを逆に言えば産兒調節と言ふことが夫婦關係を断つと言ふ面に於いて強く捕えられてゐる者が、農山地方都市生活者に予想外に多いと言ふことで、斯る点より見れば受胎調節の眞の方法論的意義が徹底してゐないと言へる。

実行者の実行理由に二つ以上を挙げているものが一〇%以上ある

に反して、不実行者が二つ以上の理由を持つものは一〇%以下であることは、その單純複雑性の問題で東京都心の人々と同様な傾向であるが、その内容は不実行者に於いて格段の差がある。即ち産兒調節と言ふことをよく分つてゐても、計画産兒と言ふ立前から現在も実行に入らないと言ふ認識ではなく、何も知らないからか、知つていても自分の生活や、特に子供と言ふものについての觀念がなお漠然としているためで、特に多産を望むという意味で実行しないと云ふことでもないのである。

問題は何よりも正確な知識を凡ての夫婦に與えることが先決であつて、これなくしては健全な産兒調節の思想は普及し難いであらう。

(一九五二、九二)

日本における最近の死産

一

生命を失つた胎児の出産は、妊娠月数に関係なく、すべて死産と見るべきであるが、日本の死産統計で取扱われる自然死産は、妊娠月数四カ月以上の死産にかぎられている。一九四八年以来、「優生保護法」に基づく人工妊娠中絶（人工死産）の場合には、妊娠月数四カ月未満の死産も届出の義務を課せられているが、自然死産の場合には、従来も、今日も、妊娠月数四カ月未満の死産は、何らの届出の義務を課せられていないから、これを統計的に調査することは全く不可能である。ただ優生保護法が実施されて以来、人工妊娠中絶数について、妊娠月数四カ月未満のものと妊娠月数四カ月以上のものとの割合が明らかであるから、この割合を、自然死産にも適用することが許されるとするならば、妊娠月数四カ月未満の死産数を推算することができるであろう。

日本の刑法は、妊娠月数に関係なく、墮胎を禁止し、これを犯す者を処罰している。（刑法第二二二―二二六條）ところが、このような墮胎は、毎年、行われているが、現実に検挙され、処罰を受ける者の数は極めて少ない。刑事統計によつて、処罰された墮胎罪を示すと下の様である。

もしこの統計が真実であるとすれば、日本では、墮胎は極めて稀であるといわなければならないが、しかし、事実は決してそう

墮胎罪件数

年次	件数
1940	12
1941	29
1942	10
1943	18
1945	26
1946	13
1947	3
1948	—
1949	1
1950	2

に多くの墮胎が行われているにちがいない。したがつて、ここで取扱う死産統計は、このような墮胎を除外したものにきぎられている。

二

最近十カ年の死産統計を示すと、つぎの表のようである。

死産数およびその死産率

年次	死産数	死産率	
		出生十死産	出産1,000につき死産数
1940年	102,033	2,202,197	46.3
1941	103,393	2,363,663	43.7
1942	95,446	2,311,717	41.3
1943	92,882	2,328,313	39.9
1944	—	—	—
1945	—	—	—
1946	—	—	—
1947	123,837	2,802,629	44.2
1948	143,963	2,825,587	50.9
1949	192,677	2,889,315	66.7
1950	216,982	2,573,837	84.3

備考 1944—46年の死産統計は欠如す

岡崎文規

ではあるまい。この計数は、検挙され、処罰を受けられるものが少ないというだけのことであつて、実際には、相当

右の表で見ると、一九四〇年の死産率は四六・三であつて、一九四三年まで、死産率はやや減少の傾向を示している。ところが、死産率は、戦後、増加の傾向に転じ、殊に一九四九年には六六七、一九五〇年には八四・三という高率を示している。一九四七年の死産率にたいして、一九四八年の死産率は一五・二%、一九四九年の死産率は五〇・九%、一九五〇年の死産率は九〇・七%の増加になつてゐる。

この数年間に、死産率が激増したのは、一九四八年七月に優生保護法が制定せられ、殊に一九四九年五月に、この法律が改正せられて、人工妊娠中絶の適用範囲が拡大されたからである。

日本では、従来、母体の生命を保護する見地から、医学的適応症についてのみ人工妊娠中絶を許容していたが、優生保護法の制定以来、「多産者または貧困者であつて、生れ出る子が病弱化し或いは不良な環境のために劣悪化するおそれあるとき」「妊婦が強姦その他不当な原因に基いて自己の自由な意志に反して受胎した場合に、生れ出る子が必然的に不幸な環境におかれ、そのために劣悪化するおそれあるとき」また「現に数人の子を有している者が更に妊娠し、かつ分娩によつて母体の健康を著しく害するおそれあるとき」なども、人工妊娠中絶を行つてよいことになつたのである。

優生保護法による人工妊娠中絶数（妊娠四カ月以上のもの）は、つ下の表のごとくである。

一九四八年の人工妊娠中絶数は三一、〇五五で、全死産に対する割合は二一・六%である。ところが、人工妊娠中絶数も全死産に対する人工妊娠中絶の割合も合次第に増加して、一九五〇年には、人工妊娠中絶数は十萬を越え、全死産の五〇%を占めるに至つた。

人工妊娠中絶は、妊娠四カ月以上のものばかりではなく、妊娠月数がそれ以下の人工妊娠中絶があり、それも報告せられてゐる。妊

優生保護法による人工妊娠中絶

	人工妊娠中絶数	全死産に対する人工妊娠中絶の割合
1948	31,055	21.6
1949	75,585	39.2
1950	109,170	50.3

六、九二三となり、死産率は、一九四九年には一一八・七三、一九五〇年には二〇二・〇九であつて、終戦前の四〇―一五〇にくらべると、実に数倍の激増を示している。

自然死産の場合には、妊娠四カ月以下のものは全く統計に数えられていないが、優生保護法による人工妊娠中絶の場合には、妊娠四カ月以下のものは、妊娠四カ月以上のものよりも遙かに多いのであつて、もしこの比率が自然死産にもあてはまるものとすれば、自然死産は、統計に現われてゐる数よりも遙かに多いにちがいない。

三

死産率（妊娠四カ月以上の死産についての）は、すでに述べたように、一九四三年には三九・九であり、一九四九年には六六・七であつて、六七・二%の激増を示した。この激増は、人工妊娠中絶の増加に原因していることもすでに述べた。しかし、死産率の増加割合は、それぞれの府県によつて異なつてゐるのであつて、府県別死産率を一九四三年一と九四九年について計算すると、つぎの表のごとくである。一九五〇年の府県別死産数は、いまのところ、まだ公表されるに至つていないから、一九四九年の資料を利用した。

府 県 別 死 産 率

		1943年			1949年			増加割合
		死産数	出生数	死産率	死産数	出生数	死産率	
総		92,882	2,328,313	39.9	192,677	2,889,315	66.7	67.2%
北	海	4,253	122,879	34.6	9,933	174,573	56.9	64.5
青		1,354	39,920	33.9	2,891	54,366	53.2	56.9
岩		1,744	32,249	54.1	3,438	52,933	64.9	20.0
宮		1,750	44,516	39.3	4,268	61,320	69.6	77.1
秋		1,544	38,305	40.3	3,339	50,799	65.7	63.1
山		1,354	36,543	37.1	3,124	47,236	68.1	83.6
福		2,127	55,961	38.0	5,314	78,365	67.8	78.4
茨		2,272	53,828	42.2	4,827	71,078	67.9	60.9
栃		1,769	39,940	44.3	3,234	56,507	57.2	29.1
群		1,954	44,502	43.9	4,216	56,222	75.0	70.8
埼		2,890	56,989	50.7	4,629	76,052	60.9	20.1
千		1,957	52,614	37.2	4,141	71,706	57.8	55.4
東		10,101	248,162	40.7	11,047	178,744	61.8	51.8
神	奈	3,230	77,891	41.5	4,704	79,301	59.3	42.9
新		2,806	68,229	41.1	6,582	90,760	72.5	76.4
富		898	28,578	31.4	2,099	36,357	57.7	83.8
石		843	24,875	33.9	2,009	34,140	58.8	73.5
福		791	21,082	37.5	1,641	26,433	62.1	65.6
山		654	20,912	31.3	1,994	27,083	73.6	135.1
長		1,952	50,396	25.6	5,316	64,203	82.8	223.4
岐		1,492	40,602	36.7	3,447	53,285	64.7	76.3
静		2,796	66,409	42.1	5,550	86,587	64.1	52.3
愛		3,921	102,542	38.2	8,290	114,784	72.2	89.0
三		1,336	36,385	36.7	3,199	46,578	68.7	87.2
滋		831	20,555	40.4	1,895	27,557	68.8	70.3
京		1,813	47,082	38.5	4,313	56,561	76.3	98.2
大		6,849	134,967	50.7	9,495	119,275	79.6	57.0
兵		4,285	95,065	45.1	8,455	107,450	78.7	74.5
奈		791	17,056	46.4	1,521	23,172	65.6	41.4
和	歌	987	23,435	42.1	2,017	30,892	65.3	55.1
島		521	13,983	37.3	1,783	20,504	67.0	79.6
島		854	22,710	37.6	2,419	31,990	75.6	101.1
岡		1,519	39,872	38.1	4,415	54,246	81.4	113.6
広		2,207	56,480	39.1	4,052	66,763	60.7	55.2
山		1,567	37,034	42.3	3,892	54,140	70.8	67.4
德		936	22,042	42.5	2,182	31,805	68.6	61.4
香		766	21,897	35.0	2,316	33,219	69.7	99.1
愛		1,205	36,104	33.4	2,360	56,030	60.0	79.6
高		695	19,398	35.8	1,628	28,003	58.1	62.3
福		3,761	90,953	41.1	9,275	133,227	69.6	68.1
佐		658	21,291	30.9	2,301	36,462	63.1	104.2
長		1,580	42,887	36.8	3,886	65,031	59.8	62.5
熊		1,358	42,425	32.0	3,987	66,898	59.6	86.3
大		1,121	30,935	36.2	3,094	45,294	68.3	88.7
宮		1,179	27,774	42.4	3,141	43,284	72.6	71.2
鹿	児	1,611	50,279	32.0	4,078	68,094	59.9	87.2

人口階級別死産率

人口階級	死産数	出産数	死産率
人口10万以上の都市の合計	52,701	637,144	83.2
人口5万—10万未満の都市の合計	21,397	227,716	94.0
人口2万5千—5万未満の都市の合計	14,646	141,684	103.4
人口1万—2万5千未満の町の合計	29,513	424,644	69.5
人口1万以下の町村の合計	69,034	1,381,420	49.9

右の表で見ると、一九四九年の死産率は、一九四三年の死産率にくらべて、いずれの府県においても、一つの例外もなく、増加を示している。しかし、増加の割合は、それぞれの府県によつて、著しい差異がある。増加の割合に比較的に少ないのは、岩手県の二〇%、埼玉県の二〇・一%、栃木県の二九・一%である。これに反して増加の割合の比較的に多いのは、長野県の二三・四%、山梨県の一三五・一%、岡山県の一一三・六%、佐賀県の一〇四・二%、鳥根県の一〇一・一%、香川県の九九・一%、京都府の九八・二%、大分県の八八・七%、鹿児島県の八七・二%、三重県の八七・二%、熊本県の八六・三%、富山県の八三・八%、山形県の八三・六%である。

死産率の激増したこれらの府県は、京都府を除外すれば、いずれも大都市や大工業都市の少ない地方である。したがつて、大都市や大工業都市よりも、中小都市において死産率が高いのではあるまいかと想像される。いま、人口階級別に死産率（一九四九年）を計算すると、つぎの表のようである。

上の表で見ると、死産率は農村においては四九・九で最も少ない。大都市においても八三・二で比較的に少ない。これに反して人口二万五千—五万の小都市において最も高く、一〇三・四を示している。
○三・四を示している。
農村における死産率の低いことは、一般の常識とよく合致してい

る。農村婦人は概して健康的であつて、自然死産の危険も比較的に少く、また生活水準は一般に低いかかわらず、優生保護法に便乗して、人工妊娠中絶を行う意図も比較的に乏しいと考えられるからである。

大都市における死産率が、中小都市における死産率よりも低いのはなぜであるか、私の推想するところによれば、妊娠四カ月以上の死産だけについて見れば、確かに右に示したような結果になるが、大都市においては、避妊方法が普及して、生みたくない子供の受胎は防止せられてゐること、また受胎しても、生みたくない場合には、妊娠四カ月未満で優生保護法に依らない人工妊娠中絶を行うために、死産統計に現れない死産の多いことなどが考えられる。したがつて、妊娠四カ月未満の死産も調査することができたならば、大都市の死産率は、これよりも遙かに高くなるのではあるまいかと考えられる。

四

一九四九年における七大都市の死産率を示すと、つぎの表のようである。

都市	死産数	出産数	死産率
東京	9,600	150,570	63.8
大阪	5,833	61,396	95.0
京都	2,596	32,741	79.3
名古屋	2,989	32,530	91.9
横浜	1,918	29,088	65.9
神戸	2,269	21,733	104.4
福岡	1,103	12,368	89.2

大都市の死産率は案外に低いといつたが、右の表で見られる通り、七大都市の死産率には、著しい差異が見られる。すなわち神戸市の一〇四・四が最も高く、大阪市の九五・〇がこれにつき、名古屋市の九一・九が第三位を占めている。これに反して、東京の六三・八、横浜市の六

母の年齢別死産率

母の年齢	1947			1948			1949		
	死産数	出産数	死産率	死産数	出産数	死産率	死産数	出産数	死産率
15才未満	15	66	227.3	26	78	333.3	56	99	565.7
15—19才	4,334	65,506	66.2	6,145	79,222	77.6	9,305	76,649	121.4
20—24才	29,552	645,210	45.8	36,977	724,881	51.0	47,939	743,006	64.5
25—29才	32,180	858,781	27.5	36,936	854,846	43.2	50,134	931,693	53.8
30—34才	26,143	671,472	38.9	28,046	613,636	45.7	37,588	621,628	60.5
35—39才	21,162	420,147	50.4	23,213	406,330	57.2	31,245	385,175	81.1
40—44才	9,113	126,919	71.8	10,963	135,136	81.1	14,637	122,406	119.6
45—49才	1,005	10,974	91.6	1,242	9,930	125.1	1,482	7,846	189.0
50—54才	100	1,541	64.9	88	909	96.8	68	439	154.9
55才以上	22	511	43.1	15	238	63.0	27	106	254.7

母の年齢別死産率の増加割合

年次	15才未満	15—19才	20—24才	25—29才	30—34才	35—39才	40—44才	45—49才	50—54才	55才以上
1947	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1948	146.6	117.2	111.4	115.2	117.5	113.5	112.9	136.6	146.9	146.2
1949	248.9	183.4	140.8	143.5	155.5	160.9	166.6	205.4	298.7	591.0

五・九が最も低い。これによつて見ると、死産率は、概して関西の都市において高く、関東の都市において低い。

五

一九四七年—一九四九年における母の年齢別に死産率を示すと、つぎの表のようである。

上の表で見ると、いずれの年次においても死産率は、母の年齢二五—二九歳において最も低く、これよりも母の年齢が若くなり、または大きくなるにつれて、次第に増大している。殊に母の年齢一五歳未満の死産率は異常に高い。

つぎに、それぞれの母の年齢における死産率を年次別に見ると、いずれの母の年齢においても、死産率は、優生保護法の実施以来、著しい増加を示している。殊に一九四七年にたいして一九四九年の増加率は大きい。そのなかでも、母の年齢一五歳未満および四五歳以上において、激増している。

六

一九四七—一九四九年における出産順位別死産率を示すと、つぎの表のごとくである。

右の表で見ると、いずれの年次においても、第一子の死産率は、第二子の死産率よりもやや高い。第一子の出産においては、死産の危険は、第二子の出産の場合にくらべて、大きいことがわかる。また出生児数が多くなると、死産率は増大の傾向を示している。殊に十子以上の死産率は相当に高くなっている。

つぎに同一出産順位における死産率を年次別にくらべると、一九四八年は一九四七年よりも、一九四九年には一九四八年よりも常に高くなっている。

出 産 順 位 別 死 産 率

出産順位	1947			1948			1949		
	死産数	出産数	死産率	死産数	出産数	死産率	死産数	出産数	死産率
第 1 子	42,257	808,117	52.3	51,063	913,106	55.9	59,209	805,782	73.5
2 子	19,694	561,963	35.1	23,431	542,873	43.2	35,071	693,256	49.1
3 子	14,353	422,297	34.0	16,471	409,518	40.2	23,656	454,576	52.0
4 子	11,934	317,455	37.6	13,281	242,169	54.8	18,943	316,693	59.8
5 子	10,026	236,042	42.5	10,957	219,606	49.9	15,729	218,516	72.0
6 子	8,221	170,253	48.3	9,243	161,035	57.4	12,937	153,172	84.5
7 子	6,316	117,963	53.5	7,030	113,004	62.2	9,952	103,832	95.8
8 子	4,548	77,152	58.9	5,246	75,179	69.8	7,120	66,925	106.4
9 子	3,006	45,775	65.7	3,407	45,233	75.3	4,765	39,763	119.8
10子	1,761	24,558	71.7	2,009	24,248	82.9	2,771	21,011	131.9
11子	932	11,704	79.6	1,052	11,234	93.6	1,370	9,405	145.7
12子	426	5,102	83.5	443	4,699	94.3	661	4,111	160.8
13子	181	1,911	94.7	178	1,718	103.6	263	1,432	182.3
14子以上	127	965	131.6	88	864	101.9	120	665	179.4

資料

アメリカにおける産兒制限の普及状況に関する最近諸調査の概要

本多 龍雄

目次

はしがき

その一、レイモンド・パールの調査

一、最初の二、〇〇〇件についての中間報告

二、抽出六、〇〇〇件についての中間報告

三、ニューヨーク及びシカゴ両市の報告

その二、ステイックス及びノートシュタインの調査

一、第一次報告

二、第二次報告

その三、シンシナチ市におけるステイックスの調査

一、相談所訪問前の経験について

二、相談所訪問後の経験について

三、劃一的指導法の当否について

はしがき

産兒制限の普及状況については各国とも古くから若干の実測値が発表されているが、少数観察の誤差はしのぶとしても多くは知識階級層を対象と

したもので全般の状況を推測するには不便である。アメリカにおいてもこの種調査の先鞭をつけた今世紀二〇年代におけるカザリン・B・デーヴィスの仕事 (Katherine B. Davis, Factors in the Sex Life of 2200 Women, 1929) は相当に

大がかりな最初の調査であつたが、やはり主として知識階級層を対象としたもので、かつ調査事項のとり方にも詳細な医学的・生物学的な計数値の算出を欠いていた。そういうわけで、三〇年代に入つてから、とくにレイモンド・パールを先達として行われるようになった諸調査は、第一には調査の対象をひろく一般人口の中に求めようとしてゐること、とくに一般大衆が専門医の指導を受けると以前の、いわば「自己流」の産兒制限の状況とその効果を明きらかにしようとしている点において、また第二にはその効果を科学的に厳正な方法によつて算定しようとしている点において特色があるといえよう。以下パールを筆頭とする若干の調査結果の概要を利用しうる資料にもとづいて以下に紹介することとする。

その一、レイモンド・パールの調査

レイモンド・パール (Raymond Pearl) は早く一九二四年以来この種調査に関心し一部着手していたが、二九年ミルバンク記念財団の財政的補助をえてから始めて本格的な調査を実施した。それはバルチモア、フィラデルフィア、ワシントン、シカゴ及びニューヨークの諸市の三九産院において一九三一年七月一日から翌三二年二月三十一日

にいたる受付患者を捉え、その産院訪問前の経験を対象として調査されたもので、総計三〇、九五一件の大数に及んでいる。全般的報告はなお未完成であるらしいが、ここには一部中間報告について紹介することとする。

抽出集計された結果によつて右調査対象の社会的構成をみると、白人と黒人の割合はほぼ七対三であり、その経済状態は普通の水準に満たざる貧および極貧のもの白人において約六割、黒人においてほぼ九割五分に及んでいる。但し調査時期は恐慌後の不景気時代であつたことを考慮せねばなるまい。その本職からみると総数の八割は俸給生活者か又は熟練・半熟練の労働者であつた。教育程度においては小学卒業程度の者が白人においても六割をこえている。配偶関係においては殆んどが有配偶者であるが若干の未配偶者もあり、その割合は黒人においてとくに高い。また信教関係については過半数がキヤソリック又はユダヤ教徒であつた。

すなわち大都市の中下層階級を代表するものとしてよいが、大都市住民に限られているところに一つの制約があり、また方法的に産院出産者を対象としているところにも他の制約がある。もつともアメリカでは出産の三分の一は産院で行われるといわれ、都市では更にその割合が高いから出産者の出産歴調査として難はないわけであるが、しかし完全な不妊者や効果一〇〇%の産制実行者は当然に調査対象の外に逸せられたわけになる。またとくに上流階級の婦人には調査を拒絶された例が多いということであるが、一般大衆の産制状況

調査としておこなつて問題とするには及ぶまい。参
照文献は左のとおり、

Raymond Pearl, Contraception and Fertility
in 2000 Women (Human Biology, Vol. 4, No.
3, Sept. 1932)

R.P., Preliminary Notes on A Cooperative
Investigation of Family Limitation (The Mil-
bank Memorial Fund Quarterly, Vol. XI No.
1, Jan, 1933)

R.P., Second Progress Report on A Study
of Family Limitation (Ibid Vol. XII, No. 3,
July 1934)

R.P., Fertility and Contraception in New
York and Chicago (The Journal of the Ameri-
can Medical Association, Vol. 108, April 24,
1937)

一、最初の二、〇〇〇件についての中間
報告

蒐集順位に最初の二、〇〇〇の件について集計さ
れた結果は左のとおりであつた。

産院訪問前に何らかの方法による避妊法を常時
ないし間歇的に実行していた者と如何なる方法に
よる避妊をも行わなかつた者との割合を人種別に
みると第一表のとおり、またその実行者の避妊方
法別にみた割合は第二表のとおりであつた。

パールがこの調査報告で始めて提供した最も興
味ある点は避妊実行者の避妊による妊娠の減少程
度すなわち避妊の効果度の測定に関するもので、
その要領はおよそ次のようである。すなわち結婚

第 1 表 実行不実行割合 (%)

	白人	黒人	計
実行	35.8	15.4	29.55
不実行	64.2	84.6	70.45
計	100.0	100.0	100.00

を観察するものである。なお妊娠の危険なき期間
を比較して避妊によ
る妊娠率の低下度

第 2 表 方法別実行者割合

	白人	黒人	計
コンドーム	30.3	21.6	29.0
洗滌 (薬品)	20.6	41.7	23.8
中絶法	18.4	11.5	17.4
洗滌 (水)	16.5	13.7	16.1
子宮帽	5.2	2.9	4.9
その他	4.1	5.0	4.2
定期禁欲法	2.0	2.9	2.2
ペッサリーと	1.3	0.7	1.2
ペッサリーと洗滌	0.9	—	0.7
ペッサリーのみ	0.5	—	0.4
腔内操作	0.1	—	0.1
計	99.9	100.0	100.0

第 3 表 実行不実行者別妊娠率
(妊娠危険期間 100 年につき妊娠数)

	女子数	妊娠危険 期間(年)	一人あたり 危険期間(年)	妊娠数	危険期間 100 年 につき妊娠数	一人あた り妊娠数
			— 白	人 —		
実行者	493	2,168.77	4.40	1,376	63.44	2.79
不実行者	855	2,940.56	3.44	2,294	78.01	2.68
			— 黒	人 —		
実行者	88	385.59	4.38	365	94.66	4.15
不実行者	388	1,374.34	3.54	1,141	83.02	2.94
			— 計	—		
実行者	581	2,554.36	4.40	1,741	68.16	3.00
不実行者	1,243	4,314.90	3.47	3,435	79.61	2.76

としては生産および死産については〇・七五〇年、自然流産および一般の墮胎については〇・二五〇年、医療的墮胎については〇・三七五年が差しひかれてゐる。また合法的な婚姻関係にない婦人についてはその妊娠の一カ年前から妊娠危険期間に這入つたものと仮定されている。以上の想定によりこの二、〇〇〇人中の有配偶者のみについて計算された結果は第三表のとおりである。

すなわち妊娠危険期間一〇〇年に対する妊娠数としてみた妊娠率は、白人婦人については二〇％弱低下している計算になる。この数値は避妊宣伝家たちにとつては極めて不満足なものであらうが、しかしこれは避妊の理論的に可能な効果率をしめすものではなく、またそれが無効におつた原因についても差しあつて問題にしていない。例えば子供が欲しいために実行を一時中断する場合もあり、また不注意や怠慢などの責めに帰すべき場合もある。つまり、そのような場合も一切ふくめた場合の避妊のデモグラフィ的効果をしめすものといつてよい。なお黒人婦人においては実行者の方に却つて妊娠率が高く出ているが、一人あたり妊娠数についても見られるように、黒人にあつては不実行者群にくらべて実行者の方が格段に多産な婦人であつたことをしめす。概してこの調査の対象に選ばれた標本集団は平均してほぼ二年に一回の妊娠を経験しており、一般人口に比してはるか多産な人口集団であつたことも注意をねばならぬ。

二、抽出六、〇〇〇件についての中聞報告

第4表 貧富階級別・実行不実行者割合 (%)

	白人				計
	極貧	貧	普通	富裕	
A 不実行者	67.3	61.2	49.4	21.7	54.7
B 常時実行者	11.6	16.6	20.4	22.0	17.1
C 計画的な中断者	13.4	13.4	24.0	47.6	19.8
D その他の中断者	7.7	8.8	6.2	8.7	7.8
小計 (B+C+D)	32.7	38.8	50.6	78.3	45.3
小計 (A+B+C+D)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	黒人				計
	極貧	貧	普通	富裕	
A 不実行者	76.0	72.2	79.4	—	74.3
B 常時実行者	8.7	11.8	10.3	—	10.3
C 計画的な中断者	2.3	5.2	7.7	—	4.0
D その他の中断者	13.0	10.8	2.6	—	11.4
小計 (B+C+D)	24.0	27.8	20.6	—	25.7
小計 (A+B+C+D)	100.0	100.0	100.0	—	100.0

(備考) 実数は白人 極貧 509, 貧 1,948, 普通 1,354, 富裕 355, 計 4,166人, 黒人極貧 346, 貧 381, 普通 39, 計 766人である。

第5表 実行形態別利用避妊方法の割合 (%)

	B 常時実行者	C 計画的な中断者	D その他の中断者
ム	19.6	32.5	25.9
シ	19.3	21.7	18.4
下	29.1	19.3	24.9
絶	19.4	11.8	17.4
法 (薬品)	5.5	8.2	4.8
法 (水)	3.5	2.8	3.0
またはジェリー	3.6	3.7	5.6
定期禁慾	100.0	100.0	100.0
その他			
計			

パールはついで上記の二、〇〇〇件を含む蒐集順位による最初の五、〇〇〇件と二万六千一番に初まる一、〇〇〇件との計六、〇〇〇件のうち、有配偶婦人のみ四、九四五件について集計を

このところ第二次中間報告を行つてゐる。観察数の増加にとまらぬ一段と詳細な分析が行われており、とくに避妊実行者を常時的実行者と、子供を欲するため計画的に避妊を中断したことのある計画的な中断者と、不注意その他の理由により中断した

その他の中断者との三群に分けたこと、経済状況を富裕、普通、貧、極貧の四段にわけて観察して

その主要結果は別掲諸表のとおりで、第四表は貧富階級別の普及状況をしめす。階級差は避妊技術を最も自在に利用してゐるといつてよい計画的な中断者の割合の変化にとくに顕著である。第五表はそのような実行形態別に利用避妊方法の分布頻度をみたものである。

第6表 貧富階級別および実行形態別妊娠率（排卵100回に対する妊娠数）

		極 貧		貧		普通		富 裕		計
				白	人					
A	不 実 行 者	14.02±0.62	16.00±0.38	13.56±0.46	16.97±1.89	15.03±0.26				
B	常 時 実 行 者	8.77±0.92	10.56±0.50	8.63±0.46	9.71±0.88	9.60±0.31				
C	計 画 的 中 断 者	6.32±0.40	7.27±0.32	6.55±0.27	5.16±0.28	6.48±0.16				
D	そ の 他 の 中 断 者	8.59±1.25	10.41±0.65	9.67±0.84	8.87±0.89	9.85±0.44				
		— 黒 人 —								
A	不 実 行 者	14.03±0.74	14.67±0.71	18.24±2.55	—	14.54±0.51				
B	常 時 実 行 者	10.42±0.84	10.83±1.40	21.35±5.35	—	11.20±0.92				
C	計 画 的 中 断 者	5.63±0.58	9.25±0.64	9.17±1.84	—	8.30±0.51				
D	そ の 他 の 中 断 者	9.22±0.88	9.33±0.86	—*	—	9.45±0.62				

* 一件のみ、その妊娠率は 20.0—29.9% の階層に属する。

また第六表は貧富階級別ならびに実行形態別に妊娠率を計算したものであるが、この第二次報告においては上記の妊娠危険期間百年に対する妊娠数を見るかわりに排卵百回に対する妊娠数が計算されている。本表についてみると、白人不実行者の妊娠率は各経済階級を通じてほとんど実質的に近似している。最大の差は普通と富裕の間であり、3.38±1.05 となるが統計学的に無意味であり、次の普通と貧との間の差 2.41±0.60 は統計学的には有意だが特殊の生物学的意味をもたせうるほど大きな差ではない。貧富階級間に生物学的意味での妊娠力の差がないということは一般の先入見に反対するものであるが、しかしこの結果はエディンガストックホルム人口について行つた観察（ロンドンの世界人口会議における報告）とも一致することをパールは告げている。また同じく白人について避妊による妊娠率の低下割合をみると、C 計画的中断者は不実行者にくらべてその妊娠率を五七%低下させており、その内とくに富裕階級者にあつては同階級の不実行者に比し低下率は七〇%に及んでいる。これに対し、B 常時実行者と D その他の中断者の合計においては、低下率は約三五%に止まり、不注意や無知な努力が多く行われていることを思わせる。なお、実行者についても各実行形態別にみると貧富階級による差異が極めて少なく、ほとんど近似の数値を示していることが注目せられよう。最後に黒人についても少数観察による制限内ではあるが同じ傾向がよく認められる。また黒人の不実行者の妊娠率は白人のそれと近似しており、自然生物学的妊娠力の同一性を

ここにも重ねて確認させている。

三、ニューヨーク及びシカゴ両市についての報告

とくにニューヨークおよびシカゴの両市の合計七、五四〇件についての集計報告から主要な結果の一部を再編表示すれば第七表のとおりである。妊娠経験一回の者と二回以上の者とを分けて観察している点が新しい。蓋しこれら二つの集団間には著大な差異があるからである。妊娠経験一回の者とは産院訪問者の前歴を捉えたこの調査にあつては未だ一度も妊娠経験のなかつた者をいうこととなるわけである。

両市を白人婦人について比較すると普及率はシカゴ、実行効果度はニューヨーク市の方が高い。またわれわれにとくに興味のある点は非合法的墮胎の割合が避妊不実行者よりも寧ろ実行者の方に遙かに高いことで、総流早死産 (fatal reproductive wastage) 中この非合法的墮胎の占める割合は白人婦人についてみるとニューヨーク市で二一・〇%（とくに妊娠経験、二回以上の避妊実行者においては二九・七%）、シカゴ市で一五・一%（妊娠経験二回以上の避妊実行者においては二〇・〇%）に及んでいる。

その二、ステイツクス及びノ

ートシュエタインの調査

パールの創意にさらに改良を加え、同じく主として都市の下層市民階級の避妊普及状況を精査したものはミルバンク記念財団人口問題研究部によ

第7表 妊娠経験回数別実行不実行者別妊娠率その他

	ニューヨーク市		シカゴ市	
	白人	黒人	白人	黒人
——実行および不実行者数——				
a 妊娠経験1回の不実行者	748	151	629	29
b 同 実行者	476	21	868	12
c 妊娠経験2回以上の不実行者	868	252	600	45
d 同 実行者	1,328	107	1,354	52
計 (a~d)	3,420	531	3,451	138
——妊娠危険期間100年につき妊娠数——				
a 妊娠経験1回の不実行者	195.4	144.9	123.6	192.1
b 同 実行者	69.5	63.4	64.8	67.4
c 妊娠経験2回以上の不実行者	109.4	94.2	84.2	103.2
d 同 実行者	68.0	101.0	62.8	93.7
計 (a~d)	84.6	99.0	70.7	99.9
——妊娠率の低下割合(%)——				
b 妊娠経験1回の実行者	64.4	56.2	47.6	64.9
d 同 2回以上の実行者	37.8	-7.2	25.4	9.2
——妊娠100につき流早死産数——				
a 妊娠経験1回の不実行者	3.5	6.0	2.2	0
b 同 実行者	2.1	4.8	0.9	0
c 同 2回以上の不実行者	16.0	14.4	13.2	18.8
d 同 実行者	14.2	13.5	13.4	16.4
計 (a~d)	13.3	13.1	10.9	15.9
——妊娠100につき非合法墮胎数——				
a 妊娠経験1回の不実行者	0.3	0	0.3	0
b 同 実行者	0.4	0	0	0
c 妊娠経験2回以上の不実行者	1.8	0.3	0.7	2.2
d 同 実行者	4.2	2.2	2.7	0
計	2.8	0.9	1.6	0.9
——婦人100人につき非合法墮胎数——				
a 妊娠経験1回の不実行者	0.3	0	0.3	0
b 同 実行者	0.4	0	0	0
c 妊娠経験2以上の不実行者	6.9	1.2	2.2	8.9
d 同 実行者	13.9	9.3	7.8	0
計	7.3	2.4	3.5	2.9

New York Women (The Milbank Memorial Fund Quarterly, Vol. XII, No. 1, Jan. 1934)

ibid., Effectiveness of Birth Control, A Second Study (ibid., Vol. XIII, No. 2, April 1935)

「産児制限の効果について——ニューヨーク市の

の二婦人群を対象とするステイックス及びノット

シタインの研究」(人口問題研究所研究資料第

六二二号、昭和三五年八月)

一、第一次報告

第一次報告は右臨床調査局を訪れた婦人の中その後ひきつづいて一年半にわたり同地に居住していた七十四人の婦人についてその一人々々をその家庭に訪問して調査されたものである。

この選ばれた調査集団の平均婚姻期間は一〇年以下であつたがその間平均三・二三回の妊娠と二・二六回の生産を経験している相当に多産な婦人群

つて進められたステイックス及びノットシタインによる調査は、一九三二年ニューヨーク市ブロンクス区在住者で同市の産制臨床調査局 Birth Control Clinical Research Beaureau を訪れた婦人について調査されたものである。参照文献は左のとおり、

Regime K. Stix and Frank Notestein, Effectiveness of Birth Control, a Study of Contraceptive practice in a Selected Group of

であつた。また彼女らの三分の二はユダヤ教徒、六分の一がカトリック教徒で、新教徒は僅かに十分の一であつた。また彼女らの半数以上は外国生まれで、米國生れの両親から生まれた者は僅かに十分の六であつた。その年收からみて彼女らの大部分は中流階級および労働者階級に属している者であつた。

調査の目的は調査局訪問前の出産歴および避妊状況を明らかにすることであつたが、これら婦人の九五%は訪問前にすでに彼女らが避妊法と信ずるものを実行していた。四〇%はすでに結婚直後から、また他の四〇%は二度目の妊娠に先立つて実行しはじめていた。その方法の頻度分布をみると第八表のようで、大抵一夫婦あたり一・八種の方法が利用されていたことになる。夫側の負担となる方法が三分の二を占めていることが注意をひく。

第 8 表 方法別利用度数

	実数	%
総 数	1,290	100.0
中 絶 法	430	33.3
コンドーム	417	32.3
洗 滌 法	301	23.3
坐 薬	77	6.0
そ の 他	63	4.9
方法不詳	2	0.2

その他は定期禁慾法、ベッサリー、子宮帽、ゼリー、スポンジ、子宮内挿作などを含む

またこの調査にあつては前記パールの先例に準じた妊娠率の計算が行われていたが、多少の変更

が試みられている。すなわち妊娠危険期間の計算に婚姻期間から実際の妊娠期間を差し引くほか、更に分娩に費された期間を考慮して各妊娠につき一月あるいはその端数が差し引かれる。したがつて完全な生産および死産については一〇月が差し引かれ、墮胎や流産についてもその実際妊娠期間に加えて更に一月あるいはその端数が差し引かれる。例えば六週間の懐妊後に妊娠中絶を行つたという婦人については端数を加えて合計二月を差し引くというわけになる。すべて月を単位としており、したがつて妊娠九ヶ月目に出生のあつた者については結婚後の一ヶ月が妊娠危険期間として取り扱われている。またこの調査においては二月以上継続した別居または禁欲期間も妊娠危険期間から差し引かれた。また前記パールにおいて実行者・不実行者別に算出された妊娠率はここでは更に詳細に同一人についても避妊行為の有無により実行・不実行期間別に集計されており、いろいろの点で改善の跡はいちじるしい。その結果は第九

第 9 表 実行不実行期間別妊娠率
(妊娠危険期間 100 年)
(につき妊娠数)

	実行	一時的 不実行	常時的 不実行
最初の妊娠	40	444	272
二回目以後 の妊娠	28	325	102
婚姻年数			
0—4	32	322	116
5—9	28	349	96
10—14	24	—*	66
15—19	16	—*	68
20—20	12	—*	53

* 妊娠危険期間 5 年に満たず。

第 10 表 実行者が実行しなかつたとした場
合の想定妊娠数と実際の妊娠数

	常時的 不実行 期間 の妊娠率 (1)	実行者の 妊娠危険 期間(年) (2)	想定妊娠数 (1)×(2)÷100	實際妊娠数
最初の妊娠	272	292.4	795	116
二回目以後の妊娠				
0—4	116	1,342.8	1,558	429
5—9	96	1,342.2	1,289	373
10—14	66	657.5	434	160
15—19	68	194.3	132	32
20—29	53	33.3	18	4
総 計	—	—	4,226	1,114

表のとおりで、一時的不実行期間に妊娠率が著しく高いのは子供が欲しくて実行を一時的に中断した有意的出産の多いことをしめすものである。そこで一時的不実行期間を除外し、常時的不実行期間の妊娠率を基準として実行期間の妊娠率の低下割合をみるために第一〇表のような推定計算が行われる。すなわち実行者の妊娠数を実行者が実行しなかつた想定した場合の想定妊娠数と対比してその減少度をみるわけで、実際妊娠数の想定妊娠数に対する割合は $1,114 \div 4,226 = 26.4\%$ となり、避妊の実行はおよそ七五%の効果があつ

たということになる。

もちろん右は妊娠の起りうべき等しい単位期間における妊娠数の比較であつて、結婚生活の等しい単位期間における妊娠数の比較ではない。そして既に妊娠している者は更に妊娠するということはないが、避妊夫婦は避妊に成功すればするほど妊娠する機会に長く曝されるわけであるから、その全生涯を通じて避妊の実行者は不実行者の四分の一しか妊娠しないというわけではないが、そういう限定された意味ではともかく七五%の効果をあげていたといつてよいことになる。なお、この調査に選ばれた集団は高い生産力をもつていて避妊に極めて熱心な人たちであつたことも記憶せねばならぬ。したがつて一般人口においてもこれと同じ効果度を期待してよいかどうかは別問題である。

二、第二次報告

調査の対象、方法とも前回と同じであるが、前回の七一四名が九九一名に増加されたために信教別などや、詳細な分析が行われた。調査客体の構成にはさして変化はない。信者別にはユダヤ系六七%、カトリック一七%、残りがプロテスタント及びその他（夫婦で信者を異にするものなど）であつた。平均婚姻期間は八・五年、平均妊娠数は三・一四、平均生存子供数は二・三人であつた。また出生地別には外国生まれの者五〇%、米国生まれだが外国生まれの両親から生まれたもの三五%であつた。社会階級別にするとその全家族の四五%は知的勤勞階級に属し、主として牧師および

小売商人であり、五〇%は熟練または半熟練労働者階級に属し、残りの僅か五%だけが非熟練労働者であつた。

第一一表は実行不実行期間別妊娠率をしめしたものであるが、前回よりやゝ観察数が多いだけや、詳細な分析が可能である。とくに一時的不実行期間（すなわち自発的出産者）の妊娠率が婚姻年数の変化にかゝりわりなく同一の値をしめしていることは妊娠力なるものが妻の年令や妊娠の順位とは無関係に一定したものであることをしめすものとして注目される。事実またこれらの一時的避妊中断者の五〇%は一月以内に、また七五%は三月以内に自ら欲する妊娠をえているという。また避妊方法別にその利用頻度、妊娠率、妊娠率低下の効果度などをみると第一二表のようで、一般大衆的避妊法としては中絶法とコンドームが

第 11 表 実行不実行期間別妊娠率
(妊娠危険期間 100 年につき妊娠数)

	実行	一時的 不実行	常時的 不実行
最初の妊娠	41	469	268
二回目以後の妊娠	27	434	105
婚姻年数	0-4	32	420
	5-9	27	453
	10-14	24	414
	15-19	16	—
	20-29	9	—

第 12 表 避妊方法別にみたその利用度
数割合、妊娠率および妊娠率低下割合

利用度	妊娠率 (妊娠危険 期間100 年につき 妊娠数)	効果率 (不実行期間に 対する割合%)
コンドーム	31.5	19
中絶法	36.4	29
以上二者併用	14.6	28
洗滌法	5.4	53
その他	12.2	33
計	100.1	27

(備考) 妊娠率は第2回目以後の妊娠に関するもの。

多く、又その効果もこの両者に高く、ことにコンドーム使用において最も高いことがしめされている。

なおこの第二次報告で行われた信教別の集計はわれわれにさして興味がないが、一時的な不実行期間の占める割合はユダヤ教徒に最も高く、合理的計画的な実行者が多いことをしめしており、カトリック教徒において最も低い。また妊娠率には信教別にさしたる有意義な差異はない。

以上の結果にもとづいてとくに報告者は次の諸点を要約特記している。

一、ほとんどすべての婦人は臨床調査局訪問前に避妊を実行していた。彼女らの妊娠の半分は偶発的なものであつたが、ほぼ五分の一は自発的に希望されたものであつた。

二、彼女らが自ら望んで避妊を中断したときに

は婚姻後一〇年以上たつた者も初婚者と同じような速さで妊娠した。妊娠力は妊娠年令期間中は年令や妊娠順位の増加につれて決して減少してない。

三、全婚姻期間を通じて避妊は妊娠率を低下させている。

四、どの避妊方法においても妊娠率は婚姻期間の増加につれて減少している。

五、避妊の効果度は方法別に差異があり、最高のコンドームで八三%、最低の洗滌法で五二%であつた。

六、どの方法についても、カトリック教徒によつて利用された場合は他の信教群の場合よりも効果度が低く出ている。逆にユダヤ教徒によつて利用される場合が最も効果が高かつた。

その三、シンシナチにおける

ステイックスの調査

この調査は同じく前記ステイックス女史の手になるもので、アメリカにおける避妊指導医療施設の先駆であつたシンシナチ市の母性保健相談所 Maternal Health clinics が一九二九年一月開設以来一九三四年末までに受けつけた患者二、四三九人のうち一、六二一人について、右相談所訪問前と訪問後にわたりその状況を精査したものである。

右調査客体の出産力をみると五才未満の平均子供数においてこの地方の一般人口に比し約二倍の数値をしめし、とくに多産な集団であることは前と同じ。夫の職業についてみるとその八〇%は筋

肉労働者であり、当人たちもその七五%は結婚前に工場、事務または家事労働に従事していた労働婦人であつた。経済状態からみると総数の二五%が被救護者で、つまり都市人口の中下層を代表するものとしてよ。

参照文献は左のとおり、

Regime K. Six Birth Control in A Midwestern City (Milbank Memorial Fund Quarterly, Vol XVII, No. 1, 2, & 4, Jan., April, & Oct 1939)

一、相談所訪問前の経験について

第一三表は社会階級別に相談所訪問前に利用さ

第 13 表 社会階級別にみた利用避妊方法別妊娠危険期間の割合

全危険期間(年)	総数	一般勤労者	労働者	被救護者
全危険期間(年)	6,498.4	933.6	4,061.4	1,503.4
利用避妊方法				
コンドーム	23.9	38.3	23.9	14.6
中絶法	35.8	29.6	35.3	41.2
洗滌法	23.0	15.1	22.2	30.3
その他	17.3	16.9	18.6	13.9
計	100.0	99.9	100.0	100.0

れていた避妊方法の利用割合をみたものであるが、大衆的避妊法としてコンドームと中絶法とが慣用されていることは前調査結果と同じ。とくに社会階級別にみると両者の中コンドーム使用は一般勤労者 White color Workers において高く、筋肉労働者 Manual Workers ならに被救護世帯と社会階層を下にしたがつて中絶法の利用度が高くかつていることが注目される。

右実行期間の妊娠率を社会階級別および避妊方法別にみると第一四、一五、一六表のよう、社会階級別には一般勤労者階級において、避妊方法別にはコンドーム利用者において妊娠率は最も低く、したがつて一般勤労者がコンドームを使用する場合に最も低いこととなる。

妊娠率の計算法は前段と同じであるが、避妊効果の測定の基本とすべき不実行期間の妊娠率についてはステイックス女史はこの調査においては次のような計算法を採用した。すなわちなるべく同じ条件下の実行期間と不実行期間とを対照することを主旨として、最初の妊娠までの不実行期間妊娠率、又その後の妊娠においては婚姻年数〇―四年の不実行期間妊娠率の算出については、結婚後第五年目までに実行者となつた者の不実行期間をとり、また婚姻年数五―九年の不実行期間妊娠率については結婚後五―一〇年間に実行者となつた者の不実行期間をとる。たゞし婚姻年数一〇年以上の場合については観察数が過小となるため不実行者をも含めた全数が利用される。

そのようにして算出された基準妊娠率すなわち不実行期間の妊娠率は第一七表のとおり、またこ

第 14 表 避妊実行者の社会階級別妊娠率

	総数	一般勤労者	労働者	被救護者
最初の妊娠	70	59	66	138
爾後の妊娠	55	44	53	68
婚姻年数	0-4	12	54	78
	5-9	53	40	51
	10-14	50	33	48
	15-29	49	38	48

第 15 表 避妊実行者の避妊方法別妊娠率

	コンドーム	中絶法	洗滌法	その他
最初の妊娠	25	103	126	45
爾後の妊娠	23	61	87	45
婚姻年数	0-4	29	65	92
	5-9	19	59	85
	10-14	22	58	81
	15-29	13	59	77

第 16 表 社会階級別・避妊方法別妊娠率

	一般勤労者	労働者	被救護者
総数	46	53	69
コンドーム	15	22	40
中絶法	59	60	68
洗滌法	108	87	89
その他	37	42	60

第 17 表 基準妊娠率 (不実行期間の妊娠率)

	妊娠危険期間(年)	妊娠数	妊娠率
最初の妊娠	307.2	629	205
爾後の妊娠			
婚姻年数	0-4	385.2	475
	5-9	101.1	127
	10-14	150.6	123
	15-29	108.9	77

第 18 表 避妊効果率 (妊娠率の低下割合%)

	総数	一般勤労者	労働者	被救護者
総数	50.2	63.5	54.2	38.0
コンドーム	80.9	88.3	81.6	64.5
中絶法	45.4	52.1	47.4	36.8
洗滌法	25.2	16.0	27.6	23.2
その他	61.4	70.0	63.4	46.6

れを基準として計算された社会階級別および避妊方法別の避妊効果(妊娠率の低下割合)は第一八表にみるとおりであった。避妊効果がコンドームにおいて最も高く、洗滌法において最も低く、これは前段の調査報告の場合と同様である。

なおこの調査は避妊実行不実行別に妊娠が如何なる終末(生産、流死産、その他)をつけているかを集計している。その結果は第一九表および第二〇表のとおりで、避妊実行期間(すなわち大体において避妊実行者)の方が非合法的墮胎に訴える割合が遙かに高いことをしめしており、非合法

的墮胎の割合は社会階級別にも避妊の普及度と一致して増加していることがしめされている。すなわち避妊に熱心な者ほどその失敗を非合法的墮胎によつて補足しようとしていることをしめすものであるが、しかしこの事実はまだ適にいえば最初から非合法的墮胎に訴えようとする者は極めて少ないということもなろう。

二、相談所訪問後の経験について

この調査は、以上相談所訪問前の経験を調査すると同時に、さらに訪問後平均は四〇カ月間の

経験についても調査しているところに前諸調査にみられない特色があり。避妊相談所の技術的指導の効果をはじめて科学的究明の論題にのぼせたものといつてよい。

このシンシナチ相談所によつて勸奨された避妊法はベッサリーとジャーリー The occlusive vaginal diaphragm with a spermicidal jelly を併用するもので(以下指導避妊法とよぶ)、捉ええた被調査者一、六二一人のうち四六%のものは完全に指導避妊法を実行していたが、五一・四%のものはその実行を中断し乃至は他の避妊法に乗りか

第 19 表 避妊の実行期間別にみた妊娠の結末

	総数	不実行期間	実行期間	不詳
出生の割合 (%)	81.9	89.3	75.8	93.8
非合法墮胎の (%)	7.5	1.2	12.6	2.1
その他の消耗の (%)	10.5	9.5	11.6	4.1
計	99.9	100.0	100.0	100.0

第 20 表 社会階級別にみた妊娠の結末

	総数	一般勤 労者	労働者	被救護者
出生の割合 (%)	81.9	76.7	81.4	84.8
非合法墮胎の%	7.5	13.1	8.1	4.5
その他の消耗の%	10.5	10.2	10.5	10.7
計	99.9	100.0	100.0	100.0

第 21 表 相談所訪問後の妊娠率

	総数	一般勤 労者	労働者	被救護者
A 指導避妊法完全実行者				
最初の妊娠	3	3	5	—
爾後の妊娠	9	6	8	15
婚姻年数				
0—4	12	10	9	28
5—9	9	3	8	16
10—14	8	8	7	10
15—29	8	4	8	11
B 同上, 不完全実行者				
総数	36	10	36	60
C その他の避妊法実行者				
総数	28	16	27	36
コンドーム	10	6	9	17
中絶法	38	24	37	47
洗滌法	36	30	40	31
その他	21	10	18	38

第 22 表 相談所訪問後の避妊効果率

	総数	一般勤労者	労働者	被救護者
総数	85(52)	93(64)	85(54)	76(38)
指導避妊法	90(—)	95(—)	90(—)	82(—)
完全実行者	92(—)	96(—)	92(—)	85(—)
不完全実行者	64(—)	91(—)	62(—)	35(—)
その他の避妊法	72(52)	86(64)	73(54)	63(38)
コンドーム	91(81)	95(88)	91(82)	85(65)
中絶法	62(45)	80(52)	64(47)	52(37)
洗滌法	63(25)	71(16)	59(28)	68(23)
その他	78(61)	91(70)	82(63)	57(47)

(備考) 括弧内は相談所訪問前の数傾をしめす。

えており、二・六%のものは最初から全然指導に従わなかった。

いま指導避妊法の完全実行者、不完全実行者および他の避妊法の実行者別にその妊娠率をみると第二一表のようで、指導避妊法の完全実行者の妊娠率が各社会階級を通じて極めて低くなっていることが注目されよう。たゞしその他の避妊法に訴えた者の妊娠率も相談所訪問前のそれより総体的に低下しているのは各自が自分の最も好適とする方法を選択する結果と考えられる。因みに相談所訪問前後の利用避妊法の異同をみると、指導避妊

法を採用したものの五三%、訪問前と同じもの二七・五%、訪問前と異なるもの一九・五%という割合になっている。

なお右の妊娠率を前記基準率に対照して実行効果を見ると第二二表のとおりで、相談所訪問後の妊娠率の低下割合は総括して八五% (訪問前は五二%)、指導避妊法の完全実行者にあつては九二%、その内とくに一般勤労者においては九六%という数値をみせている。たゞしその他の避妊法の実行効果もいちじるしく向上していることが観察せられ、指導避妊法の不実行者の多かつた事実

とあわせ、各自の特殊事情を考慮しない劃一的方法の勧奨について一つの問顔を提起しているという。

三、劃一的指導法の当否について

右の問顔を提起にしたがいスティックス女史はさらに相談所による劃一的な指導法の妥当性を検討するために種々の観点から相談所訪問後の事情について分析集計を試みている。第二三表は指導避妊法の実行期間別の人員割合を解剖学的異常の有無別に分析したものであるが、ベッサリーの装置

第 23 表 解剖学的異常の有無別にみた指導避
妊法の実行期間別人員割合

実行期間	総数	異常 なし	子宮位置 異常 異常 圧迫 盤部 異常	膀胱ヘル ニア 直腸ヘル ニア	骨盤部 以外 の症 状
3 月 以 内	20.0	19.2	20.5	21.2	18.8
4 — 12 月	14.6	15.0	12.9	17.2	21.9
13 月 以 上	65.4	65.8	66.6	61.6	59.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第 24 表 住宅事情別にみた指導避妊法の実行
期間別人員割合

実行期間	総数	一室あ て 1 人 未 満	1 人 以 上 2 人 未 満	2 人 以 上 3 人 未 満	3 人 以 上
3 月 以 内	20.0	15.7	18.0	24.1	26.7
4 — 12 月	14.6	12.0	13.4	15.5	27.7
13 月 以 上	65.4	72.4	68.6	60.4	45.5
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第 25 表 社会階級別にみた指導避妊法実行期
間別・住宅事情別人員割合

実行期間	総数	社会階級別		
		一般勤労者 ——一室あて 2 人以上——	労働者	被 救 護 者
3 月 以 内	24.6	33.3	21.7	27.1
4 — 12 月	18.1	—	19.8	18.8
13 月 以 上	57.3	66.7	58.5	54.2
計	100.0	100.0	100.0	100.1
		——一室あて 2 人未 満——		
3 月 以 内	17.5	13.0	18.0	22.0
4 — 12 月	13.1	11.6	13.0	15.9
13 月 以 上	69.5	75.4	69.0	62.1
計	100.1	100.0	100.1	100.1

第 26 表 教育程度別にみた指導避妊法
実行期間別・住宅事情別人員割合

実行期間	総数	教育程度別			
		就学 6 年 以 下	7—8 年	高 校 1—3 年	高 校 4 年 又 は 大 学
		——一室あて 2 人以上——			
3 月 以 内	24.6	30.3	21.9		23.9
4 — 12 月	18.1	16.4	19.8		16.5
13 月 以 上	57.3	53.3	58.3		59.6
計	100.0	100.0	100.0		100.0
		——一室あて 2 人未 満——			
3 月 以 内	17.5	20.0	19.9	17.2	9.8
4 — 12 月	13.1	18.3	14.5	12.1	7.2
13 月 以 上	69.5	61.7	65.5	70.7	83.0
計	100.1	100.0	99.9	100.0	100.0

に不便を感じずるような異常の有無別にみてもさしたる相違は観取しがたい。之に反し、第二四表、住宅事情別にこれをみると住宅事情の好否がこの相談所で勧奨するような避妊法の実行継続に極めて大きな影響をもっていることがわかる。

また第二五表および第二六表は、右の割合をさらに社会階級別にらびに教育程度別にみたもので、社会階級別には被救護者よりも労働者に、また労働者よりも一般勤労者に実行継続者の割合は高く、社会階級差が住宅事情の差とあわせて影響していることがしめされている。之に反し教育程度別に

は一般的に教育程度の高い者に実行継続者の割合も高いが、しかし一室に二人以上というような悪い住宅事情下にあつては教育程度の差はほとんど影響してないことがしめされている。

なお、指導避妊法を放棄した者についてその放棄理由の頻度分布をみると新島入手の困難によるもの最も多く三三・五%、装束が不快または困難だといふもの二六・四%、何となく性にあわぬといふもの一一・四%、用法があまりに煩雑だといふもの四・七%、使用に対する恐怖感が四・七%、使用したが妊娠したからといふもの八・六%、そ

の他および不詳五・九%であつた。またこの放棄理由の頻度分布は社会階級別にもさしたる差異がなかつた。

最後に、相談所訪問後に発生した偶発的妊娠の妊娠率（妊娠危険期間一〇〇につき妊娠数）を指導避妊法の実行の有無、住宅事情、および当人の妊娠力（妊娠経緯回数）別に分析してみると第二七表のようであるが、住宅事情、妊娠力ともに明確な影響を認められているが、その間にあつて指導避妊法を放棄した者の妊娠率は指導避妊法の実行者に比し、いづれの場合にも最小二倍以上の妊娠率をしめし

第 27 表 指導避妊法とその他の避妊法との別にみた相談所訪問後の住宅事情別および妊孕力別妊娠率

妊娠回数	指導避妊法		その他の避妊法	
	一室2人以上	同2人未満	一室2人以上	同2人未満
総数	28	5	42	21
2回以下	8	1	17	6
3—5回	19	5	31	25
6回以上	21	13	52	31

第 28 表 指導避妊法の実行中に発生した偶発的妊娠の発生理由の度数割合

理由	総数	一般勤労者	労働者	被保護者
技術上の過失	34.3	33.3	31.9	38.4
下手な装置法	6.9	7.4	9.4	5.8
器具使用の省略	37.5	29.6	39.3	37.2
器具の欠陥	7.7	7.4	7.4	8.1
その他及び不詳	12.7	22.2	14.1	10.5
計	100.1	99.9	100.1	100.0

第 29 表 指導避妊法実行者の実行経過期間別妊娠率

経過期間(月)	総数	一般勤労者	労働者	被保護者
1—3	15.4	9.6	14.4	18.4
4—6	13.6		14.4	18.4
7—12	10.3	4.9	10.1	15.2
13—24	7.3	4.4	5.4	15.2
25—36	4.1	2.4	2.7	8.8
37—48	3.0		2.7	8.8

第 30 表 各種避妊法に対する夫妻別好悪割合 (%)

	ベッサリーとジョリー		コンドーム		中絶法	洗滌法
	夫	妻	夫	妻		
好む又は無関心	87.5	87.5	11.4	11.4	12.3	84.6
好まざ	12.5	12.5	88.6	88.6	87.7	15.4
好む又は無関心	80.2	80.2	54.5	54.5	61.5	84.7
好まざ	19.8	19.8	45.5	45.5	38.5	15.3

ていることとなる。すなわち指導避妊法の技術的優位を物語っているが、これら指導避妊法実行者のみについてその偶発的妊娠の発生理由を分析してみると第二八表のとおりで、技術的過失によるもの(三四・三%)と避妊具使用の省略によるもの(三七・五%)でそれぞれほぼ三分の一以上をしめており、技術的な不慣れが相当に影響していることがわかる。したがってこれらの指導避妊法実行者の妊娠率を実行経過期間別に集計してみると第二九表のとおりで、実行経過期間の増加につれて妊娠率が著しく低下していることが観取され

よう。なお各種の避妊法に対する好悪の答を夫妻別に集計したものは第三〇表のようで、夫妻双方から忌避されているものは一つもないが、しかし双方から受け入れられているものも一つもないわけになる。双方に比較的多く受け入れられるものは指導避妊法と洗滌法であり、夫妻間の差異の甚しいのはコンドームと中絶法である。男性側の負担となるこの二つの方法に対してはいくまでもなく夫の嫌悪割合が高いが、しかし妻のこれを嫌悪する割合も他の方法より高く出ている。

以上、相談所訪問後の実状調査をみると、ほとんど凡ての者(九八%)に指導避妊法が推奨されたが、それを放棄した者は極めて多く、その放棄は訪問後三月以内におこっており、一年後になお指導法に従っていた者は要避妊者の五二乃至七一%に過ぎなかつた。放棄理由の最も大きなものは住宅事情であつたが、その実行継続期間の差異には社会階級別および教育程度の相異も観取される。指導避妊法を放棄した者の三分の一は新規用品の入手難であつたが、ほぼ半数に近い者はその不快感、使用難、または使用の煩雑さを理由とし

ている。避妊の失敗を理由とするものは僅かに九%に過ぎなかつた。

指導避妊法の技術的優秀さはいろいろの面から確認されたが、物的ならびに人的条件の如何によつてその効果には多少の差異があり、効果が最も低かつたのは、(1)訪問前の出産力が高く且つその避妊行為にも効果をあげていなかつた婦人、(2)一室に二人以上も生んでいるような悪い住宅事情の下にあつた婦人、および(3)ベッサリーの装置に不便な解剖学的異常をもつていた婦人たちであつた。

これらの諸結果は現在相談所の採用している調一的指導方法の当否について一つの政策的反省を強要するものであるとともに、逆に従来とかく効果があつたといわれた避妊法はとくにその方法を好みそれを慎重に使用する者にとつては極めて効果の高いものであることを確認させるものといえよう。

移民と経済開発

— I・L・O・移民予備

会議を中心として —

黒田俊夫

I 人的資源計画と移民

国際労働機関の国際的移民に関する活動をのべるに當つて、まづ同機関の一般活動並びに人的資源計画を概説して、移民活動との関連を明らかに

しておこう。

国際労働機関は(I・L・O・)元來一九一九年に国際連盟の部分機関として成立したものであつて、第二次世界大戦で国際連盟が崩壊するに至つた後、この機関は独立機関として残存を続けたのであるが、その後連盟に代つて新しく生じた国際連合の専門機関として緊密な協調関係を結んで極めて活潑な活動を展開している。

このI・L・O・の最近における活動中最も調期的なものは Manpower Programme と称せられる人的資源計画である。もつともI・L・O・が人的資源問題に関心をもつてこれの対策を考究するに至つたのはその歴史と共に古く、職業紹介機関の設置や失業対策についての国際條約案を採択し世界の人的資源問題の解決に貢献してきたのである。しかしながら、このI・L・O・の過去における事業は、具体的には国際的労働基準の設定や労働問題の調査研究、或は国際労働に関する情報収集、通報等の如き技術的な問題に対する解決策の提示や調査研究であつて、現実に各国におけるこの問題に対して貢献するというような積極的な実践的な機能は果しえなかつた。

また思想的にみても、I・L・O・が創設されて以降における世界的恐慌と長期的停滞に基く大量の失業が当時の世界各国の最も深刻な問題であつた結果、I・L・O・の考え方も人的資源問題は失業問題として提起され、公共事業の国際的協力をもつてその解決策としたのである。

しかるに、戦時中並びに戦後における各国特に欧米先進国の経済政策は、ケインズ雇用理論を背

景として、かつての公共事業的失業対策論から完全雇用政策論に転換するに至つたのであるが、これに呼応する如くI・L・O・の人的資源対策は国際的な労働再配分に基く経済開発、生活水準の向上を期する「人的資源計画」となつて其現するに至つたのである。従つてこの「計画」は卅年代のI・L・O・の人的資源対策とは、理念的な側面からみても、失業対策という消極的な立場から、経済発展のための計画的雇用組織の樹立という積極的な意義をもつに至ると共に他面においては、このような新意義からして当然の帰結であるが、かつての單なる調査研究或は勧告の段階から、現実の實行方法或はこれがための指導援助を行うという実践的な任務を持つに至つた点において、まさに調期的といふるのである。

以上の如くI・L・O・の世界の人的資源問題解決に対する積極的な責任と指導的地位が始めて明らかにされるに至つたのは一九四四年のフィデアルフイア宣言であつて、次いで一九四八年三月と十二月の理事会においては実行政策が審議決定された。そして一九四八年三月には理事会の決定に基いて歐洲において歐洲經濟委員会と提携して歐洲諸国における職業安定、青年及び成年労働者の教育、移民手続等について活動を開始し、また同年十二月には国際連合社會經濟理事會のアジア・極東・ラテンアメリカ經濟委員會よりこの分野における活動に対し協力を要請せられるに至つたのである。

I・L・O・の人的資源計画は以上の如く戦後急速に世界の各ブロックに対してその他の国際諸機

國の協力の下に具体化されるに至つては、この内容は当面の主要問題としては次の三箇の事業をもつてゐる。

(1) 効果的な雇用実現のための就業斡旋機軸の整備

(2) 職業訓練と再教育の向上

(3) 国際的移民問題の解決

本論においては前項第(3)の移民問題の解決に対するI・L・O.の活動を対象としているのであるが、これはI・L・O.の人的資源計画中の最も困難な問題であると共にこの計画において極めて重要な地位を占めてゐる。一國の經濟開発がその國の努力のみによつて達成し難いこと、またその發展のためには国際的な移民の解決が不可欠であるという観点から、I・L・O.はこの問題に重大な関心を示し、一九五〇年一月マイソールにおける第一〇回理事會において、国際的移民促進計画の樹立をして世界經濟發展の建設的要因たらしめる目的のための予備會議の開催が決定されたのである。かくして「移民予備會議」Preliminary Migration Conference が一九五〇年の四月廿五日から五月五日までジュネーブにおいて開催された。この會議における討議の内容並びに會議の報告について重要項目別に要約してI・L・O.の所期する目的・意義・内容について述べよう。

II 欧州における人的資源

欧州諸國は過去において海外植民地或は新大陸諸國に対する唯一の人的資源の供給源泉となつて、

これら新しい諸國の經濟構造發展の決定的要因として貢献してきたのであるが、他面これら地域は欧州の過剰人口の捌け口となつていたのである。

しかもに今次大戦によりこのような移民の正常な流れは中断されるに至つた結果、欧州の人的資源の過剰をもたらしに至つた。更に、戦後經濟の均衡攪亂は、欧州諸國特にオランダ・ベルギー・ギリシャ・オーストリア・就中イタリー・ドイツ連邦共和國における人力過剰に基づく深刻な問題を発生せしめるに至つた。

オランダ・ベルギーにおける過剰は農業労働者三五、〇〇〇、その他の労働者一五、〇〇〇でこれが移民に利用しうる数であるが、このような過剰は大部分は高出生率に基づくものである。労働年令人口は次の二十年間に毎年五〇、〇〇〇人の率で増加し、このうち兩國の經濟に毎年吸収しうる数は僅か三五、〇〇〇人にすぎないと推計されてゐる。

ギリシャにおいては、農業労働者一年平均労働日数が僅か一三七日、工業労働者が二二二日であるという事実からして過小雇用の存在していることは明瞭である。手工労働者に対する公共雇用事務所の存在する二二地区における失業者は、一九五〇年一月一日現在で被用者七〇三、五〇九人に対して一一二、〇〇〇人であつた。

オーストリアにおいては出生率が上昇しておりその結果人口は増加するであらう。隣接東方諸國からのドイツ系避難民が約三〇万人流入し、そのため既にかなりの失業が認められる。更に非ドイツ系避難民は八万あり、そのうち約五万人は「國

際避難民機構」The International Refugee Organizationの援助を受ける資格をもつてゐる。しかしオーストリアは避難民をすべて吸収しうらだけ余力をもつていない、従つて何万人かの労働者を移民に利用しうることは確實である。

イタリーには、約一七〇万人の失業者が存在するのみでなく、尙極めて多数の人々が過少雇用のために苦境にある。このような状態は次の如きいくつかの要因に基因する。高出生率の持続、移民の減少、中断、戰爭中における國民經濟開發の停頓等である。一九四六年—一九四七年においては經濟開發も再開されると共にある程度の移民も始つたので、労働年令人口の毎年の増加をかなり吸収しうるに至つたのであるが、しかし尙今後数年間は移民増加の方法に頼らねばならないであらう。家族形態で永久移民に直ちに利用しうる人口は約一五〇万人と推定されてゐる。

ドイツ連邦共和國の過剰は、東部ドイツからの約九百万人の追放者或は避難民によるものである。もつとも彼等の多くは現在西独に再定住してゐる。西ドイツの人口密度は戰爭中の一三九人から現在約二〇〇人に増加してゐる。一九五〇年の七月末現在における失業者は一五三万八千人であつた。

このような事態の深刻さについては改めて強調する必要はないであらう。それは、基本的人權の發行を阻害し、欧州の直接關係諸國の社會經濟的均衡を危うくするのみならず、その他の諸國に対しても有害な影響を與えるおそれがある。このようた事態に処すべき主要方策としては次の二箇の

ものがあげられるであろう。第一は経済開発の促進と過剰人口諸国における雇用機会増進であり、第二は仕事を見出しえない諸国から仕事を見出しうる或は仕事の創造される諸国への労働者移動の円滑化である。本論は以上のうち第二の方策を対象としている。

資料の利用しうる歐洲移民受入諸国における公的推計によると、外国人労働者需要は逐次減少している。一九四七年七月においてはその需要は六七万七千人以上と推計され、一九四八年始めにおける一九四八年五月から一九四九年五月までの期間に対する推計は僅か三万七千人となつている。一九四九年九月における一九五〇年推計は七万八千二百五十人激減している。幸にして、一部海外諸国における歐洲移民の吸収の見透しは以前よりも明るくなつていふように思われる。このような移民による利益は移(出)民国のみの独占するものでなく、移民受入国も等しくその恩恵に浴するのである、即ち未開発の豊富資源を有する諸国は、その開発のために人口ならびに労働者特に土地植民者、技術者、熟練労働者の増加を必要とするのであつて、移民の増加は経済開発を促進してその繁栄を可能ならしめるからである。

(1) 移民の障壁

現在労働者の国際的移動を阻害している要因にはいくつあるが、それを大雑把に分類すると二群になる。第一群は行政上の障壁であり、第二群は経済的、財政的障壁である。

(イ) 行政上の障壁

行政上の阻害的原因は非常に多いが、次の如き

ものがあげられるであろう。出発前或は目的国に到着した時における移民に対する情報の供給が不十分であること、行政手続が複雑であり経費を要することが多いこと、外国の必要とする労働者の数と種類並びに移民に利用しうる労働者の数と職業上の範疇に関する情報の欠如ないし不十分であること、移民としての能力を有する熟練・半熟練労働者の不足、共通用語がないために移民需要国の要求条件に対する適否を決定し難いこと、医学上並びに職業上の選衡基準が移民受入国の代表者の最終決定を行うべき基準とが必ずしも合致しないという事実、旅行関係事務に欠陥の多いこと(集合地における不必要な長期の待機、旅行の中断、食事や医療施設の不十分であること、通訳のないこと等)、新任地における受入れ手段や新労働形態に適應せしめるためにとられる手段の不十分であること、移民の貯蓄送金の困難等である。

(ロ) 経済的・財政的諸困難

行政上の諸障壁を除去することによつてたしかに移民傾向の進展が促進せしめられるであろうが、しかしこれだけで充分な移民が行われるとは限らない。同時に移民についてのその他の重大な障壁

が存在する。即ちそれは海外の移民受入諸国の経済開発の緩慢さである。そしてこれらの諸国における経済開発の実行を遅滞せしめているものは主として資本の不足である。

伝統的に移民受入国であつた大多数の諸国は常に資本をもたざる国であつた。しかし、過去においては歐洲の資本はこの不足を埋め合はして彼等の経済的發展を、従つて歐洲からの移民發展を促進せしめてきたのである。ところが、現在多くの歐洲諸国特に主たる移民諸国は資本を不足しており、海外諸国の経済開発のための巨額の資金を融通しえない状況である。これらの諸国は現在、自国民の移民の経費を賄ひ或は移民所有の資金を無制限に輸出することを許可することさえできないのである。

以上の如き経済的・財政的諸困難は、大規模な移民の主要形態であつた植民型移民に極めて重大な影響を及ぼすであろう。多くの移民受入諸国においては、外国人労働者の入国許可に関する規程において農業労働者に対して特別の譲歩を示していることは事実である。しかし、これだけで極めて不十分であることは明らかである。肥沃な土地はますます稀少となつてきており、その結果新しい土地の耕作には多くの経費を必要とするに至つていふ。従つて、外国植民者にとつて利用しうる土地はすべて都市の中心から遠隔の地にあり、耕作のためには予め土地開墾・灌漑・道路・建物の建設が準備されねばならない。

また移民受入国の労働・生活状態のいかんも移民希望者の意欲に影響を與えるであろう。これら

(ii) 移民受入国の必要とする労働者の数並びに資格

(b) 移民労働者の募集・選衡・輸送・受入れ・配置並びに植民の組織化の適切な方法
(3) 移民と経済開発

(a) 外国人労働者の必要性を考慮に入れた工業農業計画に関連する経済開発促進機構樹立の重要性、工業計画、土地植民計画、

(b) 国際機関の供給しうら技術援助
(4) 経済開発計画の財政的基礎、国際機関の貸付と技術援助

会議の議長とI・L・O.の事務総長がこの会議の重要性並びにその本質的な実践的性情を強調した演説の終了後、会議は総会において議事の第(1)項目を討議することと第(2)項目と第(3)項目を処理する二委員会の任命を決議した。議事の第(3)項目は、厳密に言えばI・L・O.の権限に属しない諸問題にも関連をもつていたのであるが、I・L・O.の事業は特にその人的資源計画の適用を通じて経済開発の促進に貢献しつつあることを注目すべきである。一部諸国における移民受入の可能性はこのような経済開発の程度に依存するものであるという事実からして、会議は移民の社会的・技術的側面と同様に経済的・財政的側面をも当然研究することは不可欠であると考えたのである。

議事の第(2)(3)(4)項目について結論を採決した以外に、一般決議が満場一致で承認された。この一般決議は首席代表者達の提出したもので、一部欧州における人口過剰による諸問題の解決と国内的並びに国際的に採るべき活動についての勧告に関

したものである。

註(1) 参加諸国は次の廿九ヶ国である。アルヂェンチン共和国・濠洲・オーストリア・ベルギー・ボリウエア・ブラジル・カナダ・チリ・コロンビア・デンマーク・エクアドル・フィンランド・フランス・ギリシャ・グアテマラ・イタリー・ルクセンブルグ・メキシコ・ネーデルラント・パナマ・ペルー・ポルトガル・エルサルヴァドル・スエーデン・スイス・英国・米國・ウルガイ・ウヰネズエラ

IV 移民の現状に関する一般討議

参加諸国の代表の大部分は議事の第(1)項目に関する一般討議に参加した。移民の現状、各国政府の移民政策や移民発展の障碍についての資料が提出された。発言者はすべて移民問題の早急解決を行うべき必要性に注意を喚起し、移民に間接的な関係しかもたない諸国の代表者達でさえ、今日の世界においていかなる国もこの問題に無関心たりえないことを強調したのである。

満足すべき解決が行はれたならば、人力の円滑な国際的配分や政治、経済的安定性や社会状態の改善が実現されるし、その結果與えられる利益の大なることが多くの発言者によつて主張された。ある問題について移民国と移民受入国の間にどのような利益の背反が存在するとしても、移民の充分な発展に基く相互的利益によつて克服しうるものであると述べられた。関係諸国がその途上に横わる諸困難の克服に成功した場合においては、このような相互作用の存在は実際に実現しうべきいくたの機会を提供してきたのである。以上の諸

困難の中で特に経済開発とその資金に関するもの或は必要な市場や交通・移民国移民受入国における生活労働状態の差異や行政手続等が重要視された。

この予備討議においては、しばしばそれぞれの国際機関が演ずる役割に注意が喚起されたし、また技術援助計画の調整を行うことの価値が特に強調されたのである。

会議に提出された問題の多くは主として組織的移民に関連したものであつたが、個人による任意移民が果す貢献についても過少評価してはならないことが一般に承認された。またこの移民形態についても障碍的要素を最少限に減少せしめることによつて促進せしめる必要性が一般に認められたのである。

V 移民の組織

議事の第(2)項目研究のために編成された委員会は次の二箇の主要問題を研究対象とした。即ち移民の必要性を決定する方法と移民業務組織の方法である。

まづ委員会は、移民希望者の数と資格並びに利用可能性のある捌け口に関する充分な資料を準備するために関係諸国が採るべき手段の研究を行つた。そしてこの資料を各国毎に集計し調整すると共にこれを定期的に関係各国政府並びに国際団体に利用せしめる必要性の問題の討議が主として行われた。この点に関して多くの代表者は、移民諸国が移民希望者の国民登録を維持することは殆んど不可能であることを指摘し、「会議」の採用

すべき決議のテキストは充分弾力性のあるものとしてこの事実を考慮に入れらるべきであることを要求したのである。

最後に、一部代表者は雇用事情並びにその動向に関連して作製された国民の人力予算を基礎として移民計画を樹立することが望ましいことを強調した。また彼等は、いかなる長期の人力政策といえどもこのような基礎に基かずしては不可能であること、且いかなる国際的的人力予算も慎重に準備された国民の人力予算を基礎とせずしては樹立しえないことを主張したのである。

次いで委員会は移民業務を組織化する方法の問題に転じ、次の如き主題の下にそれを考察した。募集と選衡、移民に対する情報と援助、移民ならびに移民受入手続、輸送、移民の受入れ、配置と土地植民サービス、移民所有資金の資金、取得せしめ社会保障上の権利の移管、以上の如き問題の諸側面の徹底的研究において、委員会はその努力を主として、障碍を克服し、当事者特に移民自体の利益を保護し移民国と移民受入国間の効果的な協力を樹立し、かつ行政手続をかんそにして弾力性のある能率的なものたらしめるための最も適切な方法の意見に傾注したのである。それぞの点の検討にあつて、委員会は、国際的機関が果しうる貢献を詳細に明らかにしようとするのであ

(1) 国民的手段に関する報告

移民組織委員会が提出せる決議の草案は、多少の修正を行った後「会議」の総論において採択された。関係各国政府のとりべき手段に関するの

「会議」の報告は要約すると次の如くである。国際機関の担当すべき活動に関する報告については、第Ⅷ、「国際機関の活動と協力」において述べらる。

(2) 移民の必要性決定の方法

「会議」は、関係諸国が移民の必要性の範囲に関する資料を国民的基礎の下に蒐集し分類すべきことを報告した。移民受入国の作製する資料は、吸収しうる職業上の範疇、許可される移民家族数、生活、労働状態等のいくたの項目に関連したものでなければならぬし、また移民国の作製するものは移民希望者数やその特徴（出生地、国籍、年齢、配偶関係、家族の大きさ、現在ならびに以前の職業、移民希望国）に関連したものでなければならぬ。移民国も移民受入国も等しく、すべての関係資料を各国政府ならびにいかなる関係機関にも定期的にかつ標準形式で利用せしめらるようにならねばならぬ。

公共雇用サービス機関は、必要資料の蒐集、調整の主たる責任をとりうるように処置されねばならない。このようなサービス機関が存在しないか或はあつても不十分であるような移民受入国においては、資料の蒐集、利用を確保するために特別の手段をとらねばならぬ。この最後の報告は、「会議」の見解としては、恒久的な完全な機構が勿論望ましいのであるが、これが欠如している場合にはたとえ臨時的なものであつても特別の手段がとられるべきであることを示している。

また「会議」は関係諸国に対して、年々の国民的的人力予算の編成に関連して一九四八年の「国際労働会議」によつて採用された「雇用サービス制

告」の第九節から第十一節までの規定の適用が望ましいことに注意を喚起した。

(3) 移民業務組織化の方法

「会議」に提出されたテキストを基礎にして採用された決議は、移民業務について前述したところのいくたの側面に関連したものである。

(a) 募集と選衡

直接募集の方法は逐次制限ないし禁止されると共に候補者の事前選衡を移民国の当局に委任する傾向が増大しつつある事情からみて、選衡は移民業務の中核的任務となりつつあるといえらるであらう。そのことは、仕事に最も適した労働者を雇用しようとする将来の雇主にとつては当然第一義的関心事である。選衡の成功は国民経済に貢献することである以上、移民受入国の当局もこの点については著しく重要視している。この点に関しては移民国も等しく関心をもち、この点についてはその国からの移民が強健であり、有能であれば彼等が移民受入国において失望を感じるような事も生ぜず立派に貢献することによつて好評を博する限り、移民国も等しく利益を受けらるからである。

移民受入国が採用すべき手段に関して、「会議」は、選衡基準は單純にして合理的なものであるべきことを報告したのである。このような基準が嚴格でありすぎてはならないこと、また医学的、職業的見地からの要求が過酷であつてはならないことは、事実上明らかである。また「会議」は、移民受入諸国は、申込者が拒否される一般的な職業上、医学上の根拠に関して移民国に助言すべきことを暗示した。しかし、移民受入諸国が個

々の候補者のケースの詳細な内容を知らせたり、或は拒否された個々の労働者の特定の理由を示したりすることは不必要であると諒解された。勧告は、むしろ事前選衛業務において移民国の当局に役立つような一般的理由に関連したものである。

移民諸国については、「会議」は、移民受入国当局からの人力の要請受領や適切な地方機関等のこの要請の伝達或は移民希望者リストの作成保持等の業務に関しては単一機関をして実施せしめるべきことを勧告している。これに関連した決議においては明細な点のべられていないが、「会議」が考慮していた機関は移民希望者に関する資料作製の責任をもつものと同一のものであることは明瞭である。利用しうべき人力に關する最新の資料をもつていゝ機関がまた人力要請に應ずるための準備的手段を探すべき責任をもつことが論理的である。

「会議」は更に、移民受入国当局による最終選衛の過程において、拒否をさけるために、受入国と諒解の基に基いて事前選衛を行うべきことを暗示した。移民候補者の利益保護とこれによる移民の促進のために、「会議」は、最終選衛は極力候補者の居住地に近い中心地で行うべきこと、またこの中心地までの交通費並びに滞在費の支給のための手段を講ずべきことを勧告している。最後に、移民諸国に対して、その国で活動しているいくつかの移民受入当局と協力すべき特殊機構を樹立すべきことを勧告している。これによつて、一箇の移民国において、多くの移民受入諸国によつて実施される募集と選衛業務の調整が確保される

であらう。

(b) 移民に対する情報の供給と援助

この点は、移民の組織の最も重要な側面の一つを剋服するものであり、また政府指導の移民と共に個人的任意移民をも対象としている。自発的意思に基づく任意移民であると、組織的募集機構による移民であるとを問わず、移民を希望する労働者に対しては、彼の希望する国における生活、労働状態に關する最少限の信用しうべき情報を提供すべきである。その結果始めて彼等は移民についての完全な知識をえて決心しうると共に移民受入国に到着して彼等の想像と全く相反する現実に直面して幻滅の悲哀を味う危険を免れることができるのである。このような場合に受ける心理的衝撃は、新生活に対する計画を放棄せしめ、母國に引揚げを決議せしめることが多いのである。

移民に対する援助は適切な情報供給と同様に必要である。特に個人的自発的移民の場合においては、移民に対して、しばしば出発前に完了せねばならない、時間のかかる複雑な手続について注意と助言を與えることが望ましいのである。

移民は目的の國の習慣、言語、行政手続や労働方法等については殆んど知識がなく、到着した際には孤独感を抱きがちであつて、このような場合においては、情報の提供と援助が同様に必要なのである。適切な情報と援助サービスの提供は、移民に安心感を與え、に役立ち、新しい土地に到着した際避けられない淋しさを軽減せしめるであらう。

「会議」が關係諸國に勧告せる手段の基礎となつてゐる原則について要約すると次の如くであ

る。(4)情報の供給と援助を無料で、出発前においては移民國が到着後においては移民受入國が行うべきこと、(5)民間組織による同様の活動を促進せしめること、(6)與えられる情報と援助は次の如き事項に關したものであること、行政手続・貨銀並びにその購買力・生計費・住宅・社会立法・居住許可・婦化・言語・保健事情・食料・学校・税・一般的に移民の權利義務その他移民に課せられる諸制限。最後に、以上の如き情報は移民が理解しうる言語で極力單純な呑み込み易い用語で行うべきことを勧告している。

(c) 移民手続並びに移民受入手続

行政上の諸手続が複雑でありまたそのために高い経費を要することがあるが、これは明らかに移民の阻害要因である。それ許りでなく、複雑な手続は破廉恥な仲介人を発生せしめることとなるであらう。そこで、「会議」は關係諸國に行政手続を單純化せしめることとしてこのような手続に対する手数料や移民に要求される保証金等は引下げ、できれば免除することを勧告したのである。また移民の携行する諸道具や身廻品等については関税を免除すべきことを勧告した。

(b) 輸送

移民の陸上輸送については格別問題は生じないのであるが、海上輸送はかたんだではない。關係各國政府は、不必要に長い待機期間や不必要な旅行を避けるため、また旅行中の医療は無料で行うために必要の手段をとらすべきことを、「会議」は力説したのである。また移民の輸送費を軽減すべき手段を講ずることを勧告した。

(e) 移民の受入れ

この点について採択された決議は言うまでもなく特に移民受入諸国を対象としている。それは次の如きものに関連したものである。(1) 網状組織の受入れ相談所 (reception center) の設置、(2) 移民が必要な期間の間はこの相談所に入所を許可すること、(3) できるだけ早く移民を受入れのセンターから雇用地の至近のセンターに、更にそこから永久居住地に移転せしめること、(4) センターにおいては居住施設・食料・医療・法律上の助言ならびに指導・語学指導・通訳サービス・生活や労働状態に関する情報・職業補導学校に対する便宜やレクリエーション施設等を設備し供給すること。

(f) 配置と植民

組織移民の場合においては、募集された労働者の植民すべき地域或は彼等を雇用する雇主なども出発前に決定されていることが多い。また移民が雇用契約をしていたり或は目的地に雇用の取得が確定であるような個人移民の場合においても同様なことがいえるであろう。しかし、移民が定着すべき場所或は雇用機会の有無さえ明確でないままに目的国に到着する場合も極めて多いのである。このような場合については「会議」は雇用の斡旋や土地植民についての援助サービスを行うべきことを勧告している。このような援助を行うべき責任は、できれば、公共雇用サービス機関にもたせるべきこと、また特定地域或は植民者の如き特殊の移民範疇に対して効率的なサービスを送行するために必要な場合にはその他の機関に委任することも差支えないことをのべている。

また、最初の受入れ地や地方受入れセンターのいづれにおいても、雇用機関についての情報を移民に供給したり、雇主と面接せしめたりするサービスが行われねばならぬことも勧告されている。同様なサービス機関は、土地植民たらんとする移民に助言を與え、適切な土地発見に援助したり、また必要な場合には土地植民の前提として農業貸銀労働者としての機会を斡旋したりするのである。この最後の点は、将来の植民者が未知の耕作方法や穀類に習熟するための援助の必要から生じたものである。

(g) 資金の送金

移民希望者が目的地に自己の資金を携行できない場合には、移民を諦めねばならないかもしれない。既に移民せる労働者が母国に残してきた家族に所得の一部を送金できなくなつた場合、彼は落胆して帰国を決議するかもしれない。このような移民の送金上の困難の生ずる原因は主として移民国・移民受入国の両国における外国為替の不足である。このような資金の送金が原則的に許可されている場合においてさえもこのような外国為替の不足事情は色々な困難を惹起せしめる、その著しいものは必要な手続の暇のかかることと複雑なことである。

この問題に対する効果的な解決方法は当該二国間において双務協定を締結することであると「会議」は考へた。この点に関する勧告においては、移民の資金送金についての能率的な、敏速にして経費のかからない方法を設置するために、このような協定が持つべき條項が規定されている。

(h) 社会保障の諸権利

移民の社会保障に関する問題が技術的に複雑である点を考慮して、この問題の徹底的な研究はこの「会議」の任務外にあると考へられた。そこで、この「会議」では次のことを勧告するにとどめた。即ち一九四九年の雇用会議の移民に關する第六條に規定されている如く、移民受入諸国は社会保障に關して自国民に適用されているものより不利でない待遇を移民に適用すべきである。更に進んで、社会保障の権利の維持或は移管に關する諸困難は双務協定によつて克服すべきであると勧告した。

(4) その他の考慮事項

移民の組織に關する勧告においては、その結論の中心部に含めることの不適当な一部の一般的な考慮を要すべき事項については最後に提言するに止めて終つてゐる。即ち次の諸点を主張している。(1) 移民に關する規定の適用についてはできるだけ弾力性をもたせること、(2) 關係諸国は移民手続のあらゆる面において適切な協力体制を樹立すること、(3) 移民のために家族が別居しなければならぬようなことをなくするために凡ゆる努力を盡すべきこと、(4) 一九四九年の移民雇用会議並びに一九四八年の雇用サービス会議の早期批准に特別の考慮を払うべきこと。

VI 移民と経済開発

議事の第(3)(4)項目検討のために任命された委員会の討議によつて、一部歐洲諸国における現在の過剩人力を減少せしめる移民がもたらす著しい経

濟的利益が明らかにされた。このような移民の促進はこれらの諸国における政治社会状況を緩和せしめる以外に貿易收支を改善せしめると共に、他の諸国の経済に対してもあらゆる好影響をもたらすであろう。更にまた、外国人労働者の導入は受入諸国の経済開発を強化促進し、その結果国民所得は増大するに至るであろう。

歐洲の移民諸国が、外国人労働力の流入による直接利益と過剰人口が歐洲のみならず全世界経済に及ぼす好ましからざる影響を緩和せしめる間接的利益の兩者について充分認識していたことは、討議からも充分明らかなるであつた。歐洲外の諸国の代表者達も、これらの直接的、間接的利益について等しく認識していることを示した。

移民諸国は彼等の経済開発において著しい進歩を示しつつある。これらの進歩は、極力多くの過剰人口を即座に吸収するために促進せられねばならないことを認めると共に、他方において委員会は、多くの移民受入可能性が海外諸国の経済開発を通じて創造されることを理解したのである。そこで委員会はこの開発促進の手段を研究して次の如き結論に到達した。即ち関係諸国の活動が必要であること、特に問題の各国政府が一般経済開発の促進と特定計画の樹立、遂行のために必要な行政機構の効率を確保することが必要であること。委員会はまた、この点について、国連・国際復興開発銀行・食糧農業機構・世界保健機構・国際労働機関等の如き国際機関が貢献しうる貴重な援助を強調した。

一國の一般経済開発は大部分は国民貯蓄の動員

によつてまかなわれねばならないのであるが、同時にまた外國の公私投資・貸付や国際機関の投資を受ける必要があると、委員会は考へた。ここで国際復興開発銀行の代表者の行つた声明を注視すべきである。彼等はその声明においてこの銀行は貸付を行うのであつて補助金を支給するものではないことを指摘したのである。またこの銀行は一般銀行よりもはるかに大なる危険を負担するものであつて、貸付許可にあつては償還の見透しを充分に考慮に入れるのである。同時に、その本来の機能は必要な追加金融を供給するにあるから、一定額の投資はその國の源資をまづ充当すべきであることを要求している。既にこの銀行は経済開発計画に對する貸付を実施してきているのであつて、その一部は移民機会を創造してきている。特に移民促進を目的とする具体的計画は今迄のところ銀行に提出されるに至つてはいないが、しかしこのような計画が提出されたならば、充分慎重な考慮を払うであらう。銀行は生産的な移民受入計画に對する貸付申請に對しては常に好意的に考慮する意図をもつていたのである。

この声明は極めて重要な意義をもつている。この銀行の金融援助が移民に與える直接援助は別としても、民間資本の投資刺激によつて間接的に移民を促進せしめるであらう。

この「會議」はその總會において委員会の提出せる決議草案に僅かな修正を加えて採決したのである。國際的活動に關する報告を行う以外に、國際機関の技術援助の利用可能性について關係諸國の注意を喚起すると共に移民受入諸國に對しては、

移民受入増加を促進せしめるような開発計画遂行のための金融援助について國際復興開發銀行に申請書提出の可能性を考慮することを力説したのである。

VII 國際機関の活動と協力

「會議」はその討議においては常に、研究問題の解決に對して國際機関が與へうる援助を念頭においてそれを明らかにしようと努力したのである。この点について到達した決議の一部は一般的性格を有するものであり、全体としての活動に關連性をもつていたのであるが、大部分は慎重に研究された手段に關連したものである。あるものは單一機関の実行すべき任務に關したものであり、またあるものはいくつかの國際機関の協力活動を要求したものである。次に、移民組織、經濟開發並びに技術援助の三者に分類して分析してみよう。

(1) 移民組織に關する諸手段

國連は人口動向の変化についての推計を行うと共に移民が外國人であるが故に生ずる問題の解決のための研究を担当すべきであるとの報告が行われた。またユネスコは移民の文化融和を研究し労働者交換計画を樹立すべきことが要望された。最後に、國際避難民機構はその他の國際機関に對して組織のいくたの側面並びに移民業務実施に關する情報を供給すべきであること。

「會議」が國際労働機関に報告した活動には多くの各種の手段が含まれているが、あるものはその他の國際機関との協力に關するものでありまた

は国際労働機関のみが行うべき手段である。第一群の中には、非政府的機関の活動の調整、移民の医学的審査の基準決定、「受入れ相談所」において移民に供給されるべきサービスの明確化並びに移民に対する貸付処理手段の研究等に関する勧告が含まれている。以上の諸点に関しては、国際労働機関がそれぞれ国連・世界保健機構・ユネスコ・国際復興開発銀行と協力して適切な手段がとられねばならない。

「会議」が国際労働機関に対して単独で行うべきであると勧告した処置には次の如きものが含まれている。(イ)移民受入国が必要とする或は移民国で利用しうる労働者の職業別数並びに移民受入国の生活、労働状態に関する情報の蒐集、通報についてのモデル的な形態と手続の準備、(ロ)移民希望者並びに移民受入機会に関する情報を関係各国政府並びに国際機関に定期的に通報すること、(ハ)必要とされる特定範疇の労働者や適切な移民の利用可能性に関する情報を速急に供給しうる国際的処理制度の設置と運営。かくて会議の見解としては、国際労働機関が一種の手形交換所となつて、人力の需給が現実的な早急な処理目的のためにここに集中せしめられることとなる。この方法は需給を充足せしめるために必要な時間を最小限に短縮せしめるに役立つであらう。

(2) 経済開発に関する手段

国連の活動については色々な勧告が行われた。たとえば、移民受入に關連する経済開発についての報告は「ラテン・アメリカ経済委員」に通報すべきこと、移民の見地からみて移民受入国の輸

出貿易を發展せしめることは望ましいがこれについての研究を行うべきこと、等が要請されている。更に、国際労働機関は国連と共同して、移民と経済開発との關係の研究を担当すべきこと、移民の角度から重要な意義のある計画に關する情報を各国政府からできるだけ定期的に取得すべきことが勧告されている。

(3) 技術援助

移民の組織に關する「会議」の決議には次の如き一般勧告が含まれている、即ち国際諸機関は各国政府援助において必要な手段をとるために相互に協力すべきこと、特に以上の目的のための共同技術使節團を組織すべきである。

また、特定の国際機関が各国政府の要請に応じて與えうる技術援助の種類が規定されている。移民の組織に關して上述した任務の大部分は国際労働機関に割当てられている。それは次の如き広汎な分野にわたつてゐる。(イ)移民の輸送(国連との協力の下に)、(ロ)移民の要件に關する情報、(ハ)公雇用サービス(情報の募集、配置、植民サービス)、(ニ)各国の職業分類とその名称、(ホ)募集・選衡の諸問題、(ヘ)受入れ、(ト)社会保障、(チ)移民の組織化の諸側面に關する双務協定の條項の適用或は修正。

「会議」としては、経済開発の技術援助の詳細に立ち入るべき立場にはなかつた。ただ一つの勧告を行つたのみである、それはあらゆる有力な関係諸団体の国際的に調整された援助の利益を各国政府に利用せしめるとして直接活動の目的としてゐる以上、重要な勧告である。「会議」は、国連

の社会経済理事会は、移民受入諸国の経済開発の可能性を検討するために国際諸機関の技術使節團の派遣の有用性に着目すべきであることを勧告した。その他の事情が等しい限り、使節團は移民をもたらすような計画は格別の注意を払うべきである。

VII 一般的決議事項

會議は一般決議を採用してその討議を終了したのであるが、この決議においては移民の問題が各国政府と輿論の前に卒直に押出されている。

決議は、この問題が高度に複雑であり、技術的手段のみでは解決しえないのであつてすべての関係当事者間の協力を要請するものであるという事実を鮮明にすべき目的をもつ序文をもつて始つてゐる。

次いで次の三箇の主要点があげられている。第一に、各国政府は一部歐洲諸国における人力過剩の提起する諸問題の充分な解決に容與すべきことが要請されている。第二に、国連と特殊機関は歐洲移民促進のために全力を盡すべきことが勧告されている。最後に、この点において国際労働機関の担当すべき著しい役割を強調して次のことを勧告している。

(a) 移民の分野における現在の活動を強化すること

(b) 上述の諸目的達成のために国際的水準における最善の協力形態を暗示すること

(c) 関係各国政府と協議の後、次回會議に提出すべき適切な提案を製作すること

決議の最終部分において具体化されている理念は、濠洲代表が会議の初期総会において提案したもので、その時、彼は国際労働機関が果しうる特に重要な貢献に注意を喚起したものである。彼は、「今日、国際労働機関にとつては、国際避難民機構に対すると同様に国際的基礎の上に移民の動きを發展せしめるべき……一大機会が提供されている」とのべたのである。

IX 結論

移民予備会議の議事と期日は一九五〇年一月始めの国際労働機関の理事会で決定されたものである。一九五〇年五月九日に会議はその日程を終了した。すべての関係者の共同努力によつて、この仕事に必要な資料をすべて整備して各国政府と国際機関の代表者会議を開催するのに僅か四ヶ月しか要しなかつた。会議の事務総長は閉会の辞において次の如く指摘した、「以上の如くして我々は、国際的な活動は今までにいくたの失敗を経験してきてはいるけれども、困難な複雑な分野において大規模においてさえも早急に放果を發揮しうるものであることを明らかにしてきたのである。」

会議の成果からみて、この会議の仕事は成功であつたことを確信をもつてのべることができるであらう。二箇の本質的な問題即ち現存する移民機会を最もよく活用する方法と将来においてこの機会を増大せしめる方法が代表者達に提出されたのであつた。「会議」は移民の組織化に必要な手段に関するその決議においてこの第一の点についての回答を與えた。これは会議の仕事の中でも具体的

な細目にわたつた部分であり、また直ちに具体的な成果を生み出す可能性のあるものであつた。それは国際労働機関の能力内にある問題を直接処理する限りにおいて当然のことではあるが、暗示された手段は——任意移民もまた包括されるが——は主として組織移民に關連したものである。

それは移民の最も重要なすべての技術的側面に触れている。約三十国の政府と約十の国際機関を代表する国際的集會が、移民の組織化における本質的要因のそれぞれについての勧告の体系的要綱を制作したのは今回が始めてである。以上の權威ある勧告は、各国政府並びに国際機関の両者に対して実践的な価値あるガイドであることを示しているであらう。

この積極的な成果はそれ自体會議成功の証左である、しかしこの會議は更に立派な現実的功績を示している。即ち採決された決議において、移民と経済開發との關係を明らかにすると共に、移民に対する雇用をもたらすような経済開發計画によつて充される状態を明瞭にしたのである。これらの点についての討議に基く勧告がたとえ、移民の組織化に關する勧告と同様に直ちにその効果を發揮しえないとしても、今まで十分に明らかにされるに至らなかつた実行可能性を始めて闡明したことは各国政府にとつて有意義なことである。

會議の成果の批判は、一般決議に触れずしては完全でありえないであらう。そしてこの決議には、議長が閉会のスピーチにおいて述べた如く、「移民の全問題の總論」が内包されているのである。決議は、この問題は国際的協力の基礎の上におい

て解決されるものであることを指摘し、各国政府と国際諸機関特に国際労働機関とが、明確にされた線に沿うての調整のない共同活動によつて断乎としてこの問題に取組んで解決すべき任務を強調している。

「會議」は更に明確な成果を生み出している。国際労働機関の第一二回理事會は（一九五〇年六月、ジュネーヴ）會議の報告書を検討した後に、同機関に、會議の勧告を各国政府が実行するためにかつ最後に一般決議の關係部分を実現するためにかつ最後に行つたかを確認するために一定期間において各国政府に接近し、国際的諸機関と必要な交渉を行うことを許可したのである。

この最後の決定の遂行について、国際労働局はその活動の強化のためのプランを作製しつつある。このプランの実行は、次にのべる歐洲經濟協力機構（O.E.C.D.）が近く行ふ金融援助によつて容易となるであらう。移民事項についての国際協力に關する報告書は、關係の国際諸機関と協議した後各国政府に提出されることになつてゐる。その報告書には、(イ)移民問題の分析、(ロ)この問題の解決に現在適用されている國際協力の形態や歐洲から海外諸國への移民の動きを活潑に促進せしめんとする各国政府の要請において採られるその他の手段が含まれることであらう。各国政府から提出せる回答に基いて、國際労働局は第二回移民會議に提出すべき最終提案を準備することになつてゐる。

國際労働局は次の二箇の事件があつたためますます確信をもつてこの仕事を引き受けたのであ

る。第一は、英・米・仏三国外相の行つた歐洲移民に関する共同声明である。この声明は一九五〇年五月十三日即ちこの移民予備会議の終了後数日を出でずして公表されたのであるが、第一に歐洲移民強化の必要性を、第二には移民に關しての國際労働機関とその他の國際的機関の活動を強調している。また予備會議の結論の重要性をも指摘している。

第二の事件は、一九五〇年六月廿八日に歐洲經濟協力機構の事務局長から國際労働局局長に宛てられた文書であるが、これにおいて國際労働機関の委員である歐洲經濟協力機構の委員諸国は、移民予備會議の實行する仕事……そして特にこの分野における國際労働機関による追加活動の有効性についての會議の一般決議を充分に理解していること」を述べると共に「かかる追加活動をまかなうべき基金の設置のために総額九八八、〇〇〇米弗相当額を國際労働機関に利用せしめること」を申出たのである。一九五〇年六月卅日の會議において、理事會はこの申出を受理し、關係諸国に感謝の意を表したのである。また理事會は局長に、予備會議の決議に従つて移民国、移民受入国に技術援助を基金の負担によつて與えることを許可した。

國際労働機関は人力の國際的移動を促進するための活潑な活動を行うことを決定したのであるが、その他の國際諸機関も同様な態度を示すことは疑いのないところである。もし各政府が自ら會議の勧告を活動に移すならば、移民予備會議事務局長が指摘した如く「現在昏睡状態にあり絶望」し

ている何方の人々は再び生氣をとり戻し、「仕事を見出して自信を回復することによつて移民先の國の有用な市民となり、かくてその國の發展に、一般的繁榮に、そして世界平和の確立に貢献するであろう」。

附記—本論は主としてI・L・O.刊行のInternational Labour Review, vol. LXII. No. 2, August 1950, "Migration and Economic Development", and vol. LIX, No. 4, April 1949, "The I.L.O. Manpower Programme" による。

雜報

岡崎所長の渡仏

岡崎所長はフランス公衆衛生相の日本厚生大臣あて招請によつてフランス国立人口問題研究所と連絡協議のため昭和二十六年十一月八日約一カ月の旅程で渡仏、世界における人口政策の重要課題、国連人口委員会並びに人口局を中心とする人口研究の國際的協力、人口学的研究の基礎的組織および方法に關する問題、兩研究所間の研究員交換などについて協議多大の成果をえて十二月九日帰任した。

定例研究報告會

前号所載以降の定例研究報告會次第は左のとおりである。但し前記館技官の連続帰朝報告の分のぞく。

七月一日

社会保障と人口構造

黒田 技官

一〇月八日

八幡製鉄所関連産業従業者の職業移動調査結果の報告

長沢 技官

一〇月二十九日

千葉県東葛飾郡富勢村における農家就業状況調査結果の報告

皆川 技官

十一月二日

靜岡県小笠郡小笠村(茶業農村)における人口の分化と停滞

林 技官

研究資料の刊行

前々号掲載以降の刊行は以下のとおりである。

○研究資料

第六七号、優生保護法施行後の人工妊娠中絶の状況に關する研究、第一報(黒田)

二五・一一

第六八号、アメリカ南東部地方の高出生率に關する研究(青木)

二六・三

第六九号、ニュージーランドの社会保障制度(黒田)

二六・三

第七〇号、P・K・ウェルプトン稿「日本における産兒制限の概観」(黒田)

二六・四

第七一号、社会保障と人口構造(黒田)

二六・七

(2)

第1表 男女年令各才別人口

年 令	人 口			割合 (総人口100.0につき)			性 比 (女100.0に つき男)
	総 数	男	女	総 数	男	女	
総 数	千人 83,200	千人 40,791	千人 42,409	100.00	49.03	50.97	96.2
0	2,309	1,179	1,132	2.78	1.42	1.36	104.2
1	2,517	1,282	1,234	3.03	1.54	1.48	103.9
2	2,485	1,268	1,218	2.99	1.52	1.46	104.1
3	2,346	1,197	1,150	2.82	1.44	1.38	104.1
4	1,545	790	756	1.86	0.95	0.91	104.5
5	1,639	827	812	1.97	0.99	0.98	101.8
6	2,000	1,013	986	2.40	1.22	1.19	102.7
7	1,937	980	956	2.33	1.18	1.15	102.5
8	1,990	1,011	978	2.39	1.22	1.18	103.4
9	1,977	1,001	975	2.38	1.20	1.17	102.7
10	1,806	916	889	2.17	1.10	1.07	103.0
11	1,579	797	782	1.90	0.96	0.94	101.9
12	1,721	863	858	2.07	1.04	1.03	100.6
13	1,790	907	883	2.15	1.09	1.06	102.7
14	1,819	921	897	2.19	1.11	1.08	102.7
15	1,750	884	866	2.10	1.06	1.04	102.1
16	1,700	861	839	2.04	1.03	1.01	102.6
17	1,723	865	858	2.07	1.04	1.03	100.8
18	1,702	857	845	2.05	1.03	1.02	101.4
19	1,672	838	834	2.01	1.01	1.00	100.5
20	1,604	802	801	1.93	0.96	0.96	100.1
21	1,573	780	794	1.89	0.94	0.95	98.2
22	1,535	758	777	1.84	0.91	0.94	97.6
23	1,515	748	767	1.82	0.90	0.92	97.5
24	1,487	726	760	1.79	0.87	0.91	95.5
25	1,401	674	728	1.68	0.81	0.87	92.6
26	1,296	611	685	1.56	0.73	0.82	89.2
27	1,213	542	671	1.46	0.65	0.81	80.8
28	1,151	501	649	1.38	0.60	0.78	77.2
29	1,104	484	620	1.33	0.58	0.75	78.1
30	1,166	515	650	1.40	0.62	0.78	79.2
31	962	434	529	1.16	0.52	0.64	82.0
32	1,001	455	547	1.20	0.55	0.66	83.2
33	1,017	465	553	1.22	0.56	0.66	84.1
34	1,041	481	561	1.25	0.58	0.67	85.7
35	1,016	476	541	1.22	0.57	0.65	88.0
36	1,041	491	551	1.25	0.59	0.66	89.1
37	1,003	474	531	1.21	0.57	0.64	89.3
38	1,013	475	539	1.22	0.57	0.65	88.1
39	976	461	516	1.17	0.55	0.62	89.3

第1表 男女年令各才別人口 (つづき)

年 令	人 口			割 合 (総人口100.0につき)			性 比 (女100.0に つき男)
	総 数	男	女	総 数	男	女	
40	千人 950	千人 458	千人 493	1.14	0.55	0.59	92.9
41	949	460	491	1.14	0.55	0.59	93.7
42	915	451	465	1.10	0.54	0.56	97.0
43	893	444	451	1.07	0.53	0.54	98.4
44	776	396	380	0.93	0.48	0.46	104.2
45	812	407	406	0.98	0.49	0.49	100.2
46	779	393	387	0.94	0.47	0.47	101.6
47	820	414	407	0.99	0.50	0.49	101.7
48	807	409	399	0.97	0.49	0.48	102.5
49	781	397	385	0.91	0.48	0.46	103.1
50	735	369	367	0.88	0.44	0.44	100.5
51	680	344	335	0.82	0.41	0.40	102.7
52	698	354	343	0.84	0.43	0.41	103.2
53	650	333	316	0.78	0.40	0.38	105.4
54	633	320	312	0.76	0.38	0.37	102.6
55	609	309	300	0.73	0.37	0.36	103.0
56	572	286	285	0.69	0.34	0.34	100.4
57	535	269	265	0.64	0.32	0.32	101.5
58	546	272	273	0.66	0.33	0.33	99.6
59	483	238	244	0.58	0.29	0.29	97.5
60	511	248	262	0.61	0.30	0.31	94.7
61	507	247	259	0.61	0.30	0.31	95.4
62	473	228	244	0.57	0.27	0.29	93.4
63	437	209	227	0.53	0.25	0.27	92.1
64	378	175	203	0.45	0.21	0.24	86.2
65	382	178	203	0.46	0.21	0.24	87.7
66	372	169	202	0.45	0.20	0.24	83.7
67	355	158	197	0.43	0.19	0.24	80.2
68	341	152	190	0.41	0.18	0.23	80.0
69	322	142	179	0.39	0.17	0.22	79.3
70以上	2,339	935	1,404	2.81	1.12	1.69	66.6
不詳	32	15	17	0.04	0.02	0.02	88.2

備考 (25頁) 参照

(4)

第2表 男女年令5才階級別人口

(1) 全 国

年 令 階 級	人 口			割 合 (総人口100.0につき)			性 比 (女100.0に つき男)
	総 数	男	女	総 数	男	女	
総 数	83,200	40,791	42,409	100.00	49.03	50.97	96.2
0—4	11,203	5,715	5,488	13.47	6.87	6.60	104.1
5—9	9,541	4,834	4,709	11.47	5.81	5.66	102.7
10—14	8,715	4,405	4,310	10.47	5.29	5.18	102.2
15—19	8,549	4,306	4,243	10.28	5.18	5.10	101.5
20—24	7,714	3,815	3,899	9.27	4.59	4.69	97.8
25—29	6,165	2,811	3,354	7.41	3.38	4.03	83.8
30—34	5,188	2,349	2,840	6.24	2.82	3.41	82.7
35—39	5,051	2,375	2,677	6.07	2.85	3.22	88.7
40—44	4,484	2,207	2,278	5.39	2.65	2.74	96.9
45—49	4,000	2,017	1,983	4.81	2.42	2.38	101.7
50—54	3,396	1,721	1,674	4.08	2.07	2.01	102.8
55—59	2,743	1,375	1,368	3.30	1.65	1.64	100.5
60—64	2,304	1,109	1,196	2.77	1.33	1.44	92.7
65—69	1,772	800	972	2.13	0.96	1.17	82.3
70—79	1,964	807	1,157	2.36	0.97	1.39	69.7
80≤	377	129	247	0.45	0.16	0.30	52.2
不 詳	32	15	17	0.04	0.02	0.02	88.2
0—14	29,459	14,954	14,507	35.41	17.97	17.44	103.1
15—59	47,290	22,976	24,316	56.84	27.62	29.23	94.5
60≤	6,417	2,845	3,572	7.71	3.42	4.29	79.6

(2) 市 部

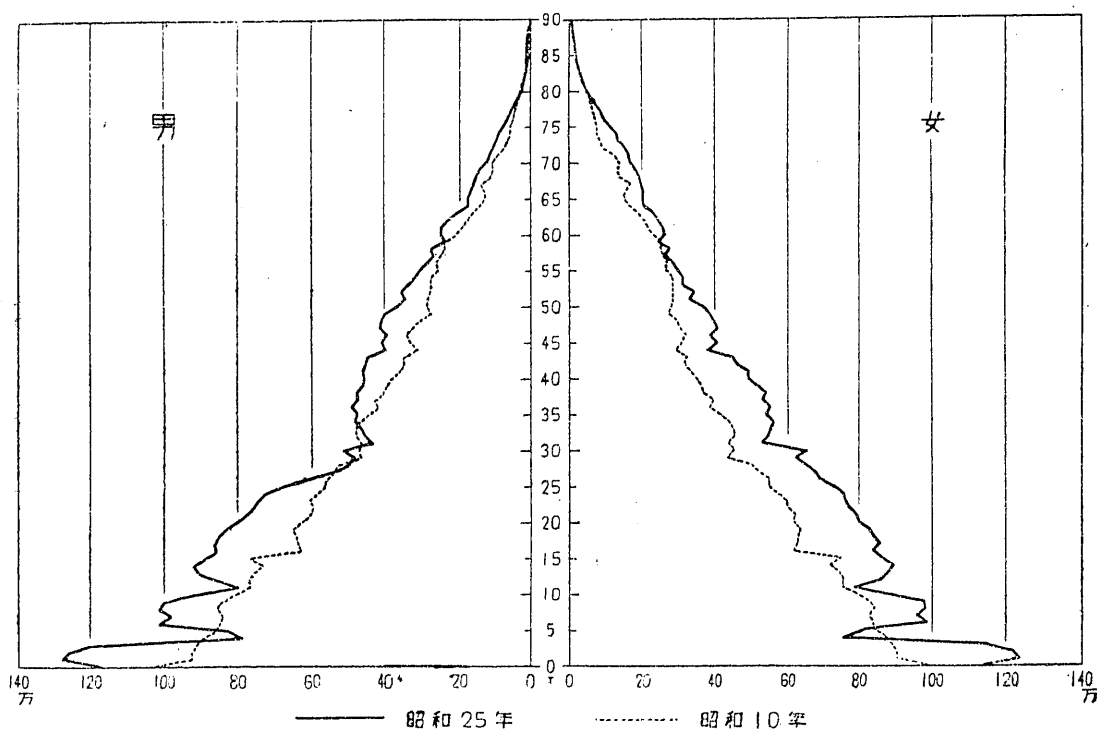
年 令 階 級	人 口			割 合 (総人口100.0につき)			性 比 (女100.0に つき男)
	総 数	男	女	総 数	男	女	
総 数	31,203	15,356	15,847	100.00	49.21	50.79	96.9
0—4	4,087	2,089	1,999	13.10	6.69	6.41	104.5
5—9	3,432	1,739	1,693	11.00	5.57	5.43	102.7
10—14	2,881	1,460	1,421	9.23	4.68	4.55	102.7
15—19	3,241	1,627	1,615	10.39	5.21	5.18	100.7
20—24	3,155	1,575	1,581	10.11	5.05	5.07	99.6
25—29	2,586	1,185	1,401	8.29	3.80	4.49	84.6
30—34	2,164	989	1,175	6.94	3.17	3.77	84.2
35—39	2,076	999	1,077	6.65	3.20	3.45	92.8
40—44	1,794	896	899	5.75	2.87	2.88	99.7
45—49	1,566	795	771	5.02	2.55	2.47	103.1
50—54	1,277	652	624	4.09	2.09	2.00	104.5
55—59	973	491	482	3.12	1.57	1.54	101.9
60—64	766	371	395	2.45	1.19	1.27	93.9
65—69	549	243	307	1.76	0.78	0.98	79.2
70—79	551	213	338	1.77	0.68	1.08	63.0
80≤	91	27	64	0.29	0.09	0.21	42.2
不 詳	10	5	5	0.03	0.02	0.02	100.0
0—14	10,400	5,288	5,113	33.33	16.95	16.39	103.4
15—59	18,832	9,209	9,625	60.35	29.51	30.85	95.7
60≤	1,957	854	1,104	6.27	2.74	3.54	77.4

(3) 郡 部

年 令 階 級	人 口			割 合 (総人口100.0につき)			性 比 (女100.0に つき男)
	総 数	男	女	総 数	男	女	
総 数	千人 51,996	千人 25,433	千人 26,563	100.00	48.91	51.09	95.7
0—4	7,115	3,627	3,488	13.68	6.98	6.71	104.0
5—9	6,109	3,094	3,016	11.75	5.95	5.80	102.6
10—14	5,833	2,945	2,888	11.22	5.66	5.55	102.0
15—19	5,308	2,679	2,628	10.21	5.15	5.05	101.9
20—24	4,559	2,241	2,319	8.77	4.31	4.46	96.6
25—29	3,578	1,626	1,953	6.88	3.13	3.76	83.3
30—34	3,025	1,360	1,664	5.82	2.62	3.20	81.7
35—39	2,976	1,376	1,599	5.72	2.65	3.08	86.1
40—44	2,690	1,311	1,379	5.17	2.52	2.65	95.1
45—49	2,434	1,222	1,212	4.68	2.35	2.33	100.8
50—54	2,119	1,068	1,051	4.08	2.05	2.02	101.6
55—59	1,771	885	886	3.41	1.70	1.70	99.9
60—64	1,538	738	801	2.96	1.42	1.54	92.1
65—69	1,223	557	666	2.35	1.07	1.28	83.6
70—79	1,411	594	819	2.71	1.14	1.58	72.5
80≤	285	101	183	0.55	0.19	0.35	55.2
不 詳	22	10	12	0.04	0.02	0.02	83.3
0—14	19,057	9,666	9,392	36.65	18.59	18.06	102.9
15—59	28,460	13,768	14,691	54.73	26.48	28.25	93.7
60≤	4,457	1,990	2,469	8.57	3.83	4.75	80.6

備 考 (25頁) 参照

参 考 図 男女年令各才別人口構成 (昭和25年, 昭和10年)



(6)

第3表 男女年令5才階級別配偶関係別人口

年令階級	人					割合(各年令階級人口100.0につき)				
	総 数	未 婚	有 配 偶	死 離 別	不 詳	未 婚	有 配 偶	死 離 別	不 詳	
15才以上 人口総数	千人 53,708	千人 16,025	千人 31,292	千人 6,367	千人 23	29.8	58.3	11.9	0.0	
15—19	8,549	8,381	156	11	1	98.0	1.8	0.1	0.0	
20—24	7,714	5,308	2,302	100	4	68.8	29.8	1.3	0.1	
25—29	6,165	1,482	4,446	233	3	24.0	72.1	3.8	0.0	
30—34	5,188	352	4,478	356	2	6.8	86.3	6.9	0.0	
35—39	5,051	158	4,455	437	1	3.1	88.2	8.7	0.0	
40—44	4,484	87	3,965	432	1	1.9	88.4	9.6	0.0	
45—49	4,000	63	3,438	499	1	1.6	86.0	12.5	0.0	
50—54	3,396	46	2,762	587	1	1.4	81.3	17.3	0.0	
55—59	2,743	36	2,040	666	1	1.3	74.4	24.3	0.0	
60≤	6,417	113	3,250	3,047	7	1.8	50.6	47.5	0.1	
不 詳	32	13	13	6	1	40.6	40.0	18.8	3.1	
15才以上 男 人 口	25,821	8,839	15,565	1,408	9	34.2	60.3	5.5	0.0	
15—19	4,306	4,284	19	2	1	99.5	0.4	0.0	0.0	
20—24	3,815	3,151	639	22	3	82.6	16.7	0.6	0.1	
25—29	2,811	967	1,799	43	1	34.4	64.0	1.5	0.0	
30—34	2,349	188	2,114	45	1	8.0	90.0	1.9	0.0	
35—39	2,375	77	2,247	51	0	3.2	94.6	2.1	0.0	
40—44	2,207	42	2,097	68	0	1.9	95.0	3.1	0.0	
45—49	2,017	32	1,880	105	0	1.6	93.2	5.2	0.0	
50—54	1,721	25	1,556	139	1	1.5	90.4	8.1	0.1	
55—59	1,375	18	1,193	164	1	1.3	86.8	11.9	0.1	
60≤	2,845	53	2,022	768	2	1.9	71.1	27.0	0.1	
不 詳	15	7	7	1	0	46.7	46.7	6.7	0.0	
15才以上 女 人 口	27,887	7,186	15,727	4,960	13	25.8	56.4	17.8	0.0	
15—19	4,243	4,096	137	9	0	96.5	3.2	0.2	0.0	
20—24	3,899	2,157	1,663	78	1	55.3	42.7	2.0	0.0	
25—29	3,354	514	2,644	190	1	15.3	79.0	5.7	0.0	
30—34	2,840	163	2,364	311	1	5.7	83.2	11.0	0.0	
35—39	2,677	81	2,209	386	1	3.0	82.5	14.4	0.0	
40—44	2,278	45	1,869	364	1	2.0	82.0	16.0	0.0	
45—49	1,983	31	1,557	394	1	1.6	78.5	19.9	0.1	
50—54	1,674	21	1,205	448	1	1.3	72.0	26.8	0.1	
55—59	1,368	17	847	502	1	1.2	61.9	36.7	0.1	
60≤	3,572	60	1,227	2,279	6	1.7	34.4	63.8	0.2	
不 詳	17	6	6	4	0	35.3	35.3	23.5	0.0	

備考(25頁)参照

参 考 昭和10年, 15年男女配偶関係別15才以上人口

男 女 別 (15才以上)	実 数				割 合 (15才以上男女各 総人口 100.0 につき)		
	総 数	未 婚	有 配 偶	死 離 別	未 婚	有 配 偶	死 離 別
総 数	昭和15年 45,575	13,638	26,621	5,316	29.9	58.4	11.7
男	22,546	7,903	13,226	1,418	35.0	58.7	6.3
女	23,028	5,735	13,395	3,898	24.9	58.2	16.9
総 数	昭和10年 43,352	12,104	26,095	5,153	27.9	60.2	11.9
男	21,678	7,196	13,033	1,449	33.2	60.1	6.7
女	21,674	4,908	13,062	3,704	22.6	60.3	17.1

昭15, 昭10は沖縄を含まない, 昭15人口には外国人を含まない (単位千人)

第4表 国籍又は出身地別人口

(1) 国籍又は出身地別人口

国籍又は出身地	人 口			割 合 (男女各総人口 100.0 につき)		
	総 数	男	女	総 数	男	女
総 数	千人 83,200	千人 40,790	千人 42,409	100.0	100.0	100.0
本邦在籍者	82,558	40,432	42,126	99.2	99.1	99.3
樺太及び千島在籍者	50	25	25	0.1	0.1	0.1
沖縄, 鹿児島県大島 郡及び小笠原在籍者	62	31	31	0.1	0.1	0.1
朝鮮在籍者	455	261	193	0.5	0.6	0.5
中国及び台湾在籍者	38	21	17	0.0	0.1	0.0
その他の外国人	35	18	17	0.0	0.0	0.0
不詳	2	2	0	0.0	0.0	0.0

(2) 本邦在籍者数の男女年令10才階級別人口

年令階級	人 口			割 合 (男女各総人口 100.0 につき)		
	総 数	男	女	総 数	男	女
総 数	千人 82,558	千人 40,432	千人 42,126	100.0	100.0	100.0
0-9	20,561	10,454	10,106	24.9	25.9	24.0
10-19	17,138	8,646	8,492	20.8	21.4	20.2
20-29	13,761	6,559	7,201	16.7	16.2	17.1
30-39	10,140	4,665	5,476	12.3	11.5	13.0
40-49	8,419	4,181	4,237	10.2	10.3	10.1
50-59	6,107	3,076	3,032	7.4	7.6	7.2
60-69	4,067	1,904	2,163	4.9	4.7	5.1
70<	2,335	933	1,402	2.8	2.3	3.3
不詳	31	15	16	0.0	0.0	0.0

本表による外国人数と外務省から公表された昭和25年9月30日現在の外国人登録令による外国人数を比較すると次の通りである。

	国 勢 調 査 人口(A)	標 準 誤 差	登 録 人 口 (B)	(差) (A)-(B)
朝 鮮 在 籍 者	455千人	24千人	542千人	-87千人
中 国 人 及 び 台 湾 在 籍 者	38	5	40	-2
そ の 他 の 外 国 人	35	5	12	23

すなわち「朝鮮人」は登録人口より87,000人少く, この差は標本誤差を考慮してもその範囲外にある。国勢調査はいうまでもなく申告によつており, 国籍についてもその証拠までせんさくすることはない。一方登録人口の中には二重登録になつていたり, 本人がいないのにもかかわらずその登録を消さない場合のあることが考えられる。

「中国人, 台湾人」については登録人口との差はきわめて少く, その差は標本誤差の範囲内に入つてい

「その他の外国人」は登録人口より23,000人多く, これは標本誤差を考慮してもその範囲外にある。しかし国勢調査では日本と他の国籍を持つている者をも含んでいるのに対し, 外国人登録令ではこのような者は外国人としていない。また国勢調査では日本に6カ月以上居住しているか, 又は居住しようとする外国人を調査したのに対し, 外国人登録令では日本に入国してから60日以内に登録すべきことになつている等定義上, 取扱上の差異のあることに注意しなければならない。なお備考(25頁)参照

(8)

B 都道府県別人口

第1表 男女年令5才階級別人口 (1) 実数

都道府県	総数	0—4	5—9	10—14	15—19	20—24	25—29	30—34
総数	83,200	11,203	9,541	8,715	8,549	7,714	6,165	5,188
北海道	4,296	667	525	477	449	410	333	276
青森	1,283	194	155	148	146	121	90	76
岩手	1,347	194	160	155	147	125	97	81
宮城	1,663	232	198	193	184	167	125	101
秋田	1,309	189	158	157	145	119	94	79
山形	1,357	172	159	160	148	127	97	79
福島	2,062	289	249	245	222	187	145	118
茨城	2,039	274	245	229	208	177	142	121
栃木	1,550	219	187	179	160	134	107	92
群馬	1,601	219	191	179	166	144	113	96
埼玉県	2,146	296	255	233	216	194	152	133
千葉県	2,139	284	268	225	212	186	152	131
東京都	6,278	781	670	534	651	695	569	466
神奈川県	2,488	330	283	236	245	256	206	174
新潟県	2,461	335	289	285	253	215	170	144
富山県	1,009	142	116	104	103	86	71	62
石川県	957	135	111	94	90	80	68	61
福井県	752	98	83	77	76	66	53	45
山梨県	811	105	99	97	83	70	55	48
長野県	2,061	243	244	232	201	181	146	124
岐阜県	1,545	202	177	171	156	142	108	93
静岡県	2,471	333	294	272	261	229	176	146
愛知県	3,391	453	395	348	364	314	245	211
三重県	1,461	181	167	155	150	131	98	88
滋賀県	861	103	95	89	90	77	59	50
東京都	1,833	225	175	174	183	175	134	117
大阪府	3,857	488	409	345	398	385	312	269
兵庫県	3,310	425	365	312	330	310	254	215
奈良県	764	88	80	77	78	72	54	47
和歌山県	982	118	106	102	98	87	71	60
鳥取県	600	77	67	64	59	52	43	36
島根県	913	125	106	96	86	74	62	54
岡山県	1,661	213	187	164	168	143	115	97
広島県	2,082	264	238	207	203	186	155	133
山口県	1,541	208	172	155	150	137	113	97
徳島県	879	121	99	97	88	76	58	49
香川県	946	127	106	98	98	80	65	56
愛媛県	1,522	214	177	165	157	135	106	87
高知県	874	112	95	84	83	75	64	52
福岡県	3,530	509	395	356	358	345	279	226
佐賀県	945	132	106	104	98	84	66	54
長門県	1,645	241	187	173	168	152	123	99
熊本県	1,828	256	209	197	189	160	130	106
大分県	1,253	170	146	133	129	108	86	73
宮崎県	1,091	162	130	123	112	98	77	65
鹿児島県	1,804	251	211	218	189	149	122	104

備考 (25頁) 参照

(A) 總數

(單位千人)

35—39	40—44	45—49	50—54	55—59	60—64	65—69	70—79	80以上	年令不詳
5,051	4,484	4,000	3,396	2,743	2,304	1,772	1,964	377	32
249	215	181	146	113	93	71	76	15	1
73	62	56	46	38	30	23	22	3	1
77	68	58	50	42	36	26	26	5	1
92	81	71	58	51	43	30	29	5	1
75	65	61	51	41	31	22	20	3	0
79	70	67	56	45	39	29	26	4	1
114	103	92	77	68	57	42	45	8	1
120	103	93	82	70	61	47	56	11	1
89	77	73	60	49	45	34	37	6	0
93	83	79	65	50	45	35	37	6	0
127	111	99	86	71	64	48	52	9	1
130	112	103	92	75	66	49	61	12	1
427	362	323	259	194	147	96	87	13	4
164	136	120	98	77	62	44	46	7	1
145	133	115	92	80	73	59	61	10	1
64	57	50	40	32	30	23	27	4	0
61	54	46	38	33	29	26	28	5	0
45	41	38	31	27	23	20	24	4	0
46	43	39	33	26	24	18	21	4	1
123	112	107	87	74	68	50	56	9	0
91	82	76	62	52	46	37	43	8	0
142	128	114	96	83	72	52	59	12	1
215	186	161	133	108	91	75	78	14	1
87	81	75	62	54	45	38	43	8	0
53	49	45	38	32	28	23	26	5	0
120	111	99	84	67	54	41	45	8	1
270	240	209	172	124	93	66	65	9	3
219	195	170	146	112	92	70	77	14	1
49	45	39	34	28	24	20	22	3	1
61	56	52	43	37	29	25	32	6	0
35	32	30	27	21	20	16	19	4	0
52	46	43	40	34	31	25	32	8	1
102	92	87	77	60	50	45	50	14	1
131	115	98	91	74	63	52	61	14	0
94	84	75	67	53	47	38	42	10	0
49	46	42	37	29	28	22	29	8	1
57	51	45	40	32	28	25	28	6	0
85	78	71	62	50	43	36	46	11	0
50	47	45	43	34	32	22	28	8	1
218	190	165	140	112	86	64	73	14	0
55	51	45	41	32	26	21	24	4	0
95	86	75	67	53	43	34	40	9	0
101	95	84	78	66	51	41	51	12	1
70	64	57	55	44	39	33	38	7	0
61	53	48	43	35	29	22	27	6	0
101	91	82	72	60	52	39	50	11	0

(10)

第1表 男女年令5才階級別人口 (1) 実数

都道府県	総数	0—4	5—9	10—14	15—19	20—24	25—29	30—34
総数	40,791	5,715	4,834	4,405	4,306	3,815	2,811	2,349
北海道	2,166	341	266	242	225	208	160	132
北海	636	99	79	76	73	61	41	35
青森	665	99	81	79	75	62	45	37
岩手	823	117	100	97	94	88	58	47
宮城	646	96	80	79	74	59	43	36
秋田								
山形	661	88	81	82	73	61	44	36
福島	1,004	147	125	123	110	89	66	53
茨城	990	139	125	114	105	87	62	54
栃木	755	113	94	90	80	66	48	40
群馬	778	112	97	89	82	69	50	44
埼玉県	1,052	150	129	118	105	96	69	61
千葉県	1,035	144	126	113	105	89	68	60
東京都	3,172	397	342	271	344	369	271	219
神奈川県	1,241	168	142	119	125	133	97	81
新潟	1,195	171	146	145	130	104	76	64
富山	489	73	58	52	51	41	33	29
石川	464	69	56	48	46	38	31	28
福井	365	49	43	39	38	33	23	20
山梨	394	53	51	49	42	33	25	21
長野	1,000	124	123	118	105	85	66	55
岐阜	761	102	90	87	79	72	50	42
静岡県	1,205	169	147	137	130	110	78	66
愛知県	1,647	231	200	175	173	151	109	93
三重	705	92	85	79	74	65	42	38
滋賀	413	53	47	45	44	38	25	21
東京都	890	115	99	89	94	90	58	50
大阪府	1,897	252	207	174	199	191	143	122
兵庫県	1,623	217	184	159	162	153	119	95
奈良	371	46	41	39	39	35	25	21
和歌山	473	61	54	51	48	42	31	27
鳥取	288	38	35	32	30	24	20	15
島根	445	61	53	49	46	35	28	24
岡山	803	108	95	83	82	68	51	43
広島	1,013	134	121	104	100	89	71	60
山口	757	107	87	77	77	69	51	44
徳島	427	61	50	49	44	36	27	22
香川県	459	65	54	50	49	38	29	24
愛媛	739	109	91	83	78	62	48	39
高知	427	58	48	43	43	36	29	24
福岡	1,749	260	201	179	181	176	131	103
佐賀	456	67	54	53	49	40	30	25
長崎	809	123	93	88	87	78	57	45
熊本	886	132	106	100	95	78	57	48
大分	604	87	74	68	65	49	37	33
宮崎	536	83	66	62	57	48	34	29
鹿児島	869	129	108	109	101	72	52	45

備考 (25頁) 参照

(B) 男

(單位千人)

35—39	40—44	45—49	50—54	55—59	60—64	65—69	70—79	80以上	年令不詳
2,375	2,207	2,017	1,721	1,375	1,109	800	807	129	15
124	114	96	76	60	47	34	35	6	0
35	31	28	23	20	15	10	9	1	0
37	34	30	24	20	17	13	11	2	0
43	40	35	30	26	21	14	12	2	0
36	33	30	26	21	16	10	8	1	0
38	34	33	28	23	18	12	10	1	0
53	49	46	39	34	27	19	18	3	0
57	51	47	41	35	30	20	22	3	1
42	38	36	31	25	20	15	14	2	0
43	42	40	33	25	21	26	15	2	0
60	56	52	44	35	31	22	21	3	0
59	55	52	46	37	31	21	25	4	0
212	184	169	137	100	73	44	33	4	2
81	69	62	51	39	30	19	19	3	0
68	64	57	46	38	34	25	24	3	0
29	28	25	21	15	13	10	10	1	0
28	27	23	19	17	14	11	11	2	0
20	20	19	16	13	11	8	11	1	0
21	20	19	17	13	11	8	9	1	0
56	53	53	43	38	33	22	23	3	0
42	39	38	32	27	23	18	19	3	0
65	63	58	48	41	35	24	25	5	0
100	92	80	69	54	45	34	33	5	0
40	39	37	30	27	21	17	19	3	0
23	23	22	20	17	14	10	11	1	0
54	54	49	42	33	25	18	18	2	0
129	120	107	89	65	45	29	24	2	1
105	96	87	74	55	46	32	32	4	1
22	22	20	16	14	12	9	9	1	0
27	27	26	22	19	14	11	13	2	0
15	15	14	12	10	9	7	7	1	0
23	21	22	20	17	15	11	14	3	0
47	44	42	39	30	24	21	20	7	0
61	56	49	46	37	30	23	26	5	0
44	41	38	35	27	23	18	18	4	0
22	23	21	19	14	13	11	13	3	0
26	24	23	20	16	14	12	12	2	0
39	38	36	32	24	21	16	19	4	0
23	23	23	22	17	14	10	12	3	0
105	96	85	72	55	40	29	30	5	0
25	24	23	21	16	12	9	9	1	0
45	42	37	33	26	20	15	16	3	0
45	45	41	37	33	25	19	22	4	0
31	31	28	27	23	18	15	16	2	0
28	26	24	22	18	15	10	11	2	0
45	42	40	34	28	24	18	20	4	0

(12)

第1表 男女年令5才階級別人口 (1) 実数

都道府県	総数	0—4	5—9	10—14	15—19	20—24	25—29	30—34
総数	42,409	5,488	4,709	4,310	4,243	3,899	3,354	2,840
北海道	2,130	327	258	235	223	203	173	144
青森	648	95	76	73	74	61	49	40
岩手	682	95	80	75	73	63	52	44
宮城	839	115	97	96	92	80	67	53
秋田	663	94	78	77	71	61	51	42
山形	696	84	78	78	74	65	53	44
福島	1,058	141	123	121	110	97	79	65
茨城	1,048	136	121	116	104	91	80	67
栃木	795	106	92	89	81	70	59	52
群馬	822	109	95	89	84	75	63	52
埼玉県	1,094	146	127	113	109	97	83	73
千葉県	1,104	140	122	112	107	96	84	71
東京都	3,106	383	328	263	307	325	298	247
神奈川県	1,247	162	140	116	119	122	108	93
新潟	1,265	164	143	142	124	110	94	80
富山	520	68	57	52	51	44	38	33
石川	493	66	55	46	43	40	36	33
福井	387	49	40	38	39	34	29	25
山梨	416	51	48	49	41	36	30	27
長野	1,060	119	121	114	97	96	80	69
岐阜	784	100	88	85	78	71	59	51
静岡県	1,265	162	146	134	130	119	97	80
愛知県	1,744	222	196	172	190	162	136	118
三重	756	89	83	77	76	67	57	50
滋賀	448	51	47	44	46	39	33	28
京都市	942	110	97	86	90	86	76	66
大阪府	1,960	236	202	171	199	195	169	148
兵庫県	1,687	208	181	153	169	157	137	119
奈良	393	42	40	38	40	37	30	28
和歌山	509	57	52	51	50	45	40	33
鳥取	311	38	32	32	29	27	24	21
島根	467	61	52	46	42	39	34	30
岡山	858	106	92	81	85	75	64	54
広島	1,070	129	118	102	102	96	83	72
山口	784	103	86	78	73	68	61	52
徳島	452	60	50	48	44	39	31	28
香川県	488	61	52	48	49	42	36	32
愛媛	783	105	87	83	78	71	58	48
高知	447	54	47	41	40	38	35	29
福岡	1,781	248	194	175	176	169	149	121
佐賀	490	65	54	52	50	43	36	30
長崎	836	118	94	85	82	75	66	53
熊本	942	124	101	97	95	84	73	59
大分	649	83	72	66	65	58	49	40
宮崎	555	79	65	60	55	49	43	35
鹿児島	935	124	103	110	88	78	70	59

備考 (25頁) 参照

(C) 女

(單位千人)

35—39	40—44	45—49	50—54	55—59	60—64	65—69	70—79	80以上	年令不詳
2,677	2,278	1,983	1,674	1,368	1,196	972	1,157	247	17
124	102	85	70	53	46	36	41	9	0
37	31	28	23	19	16	12	12	2	1
40	34	29	25	20	18	15	15	3	1
48	40	35	29	25	22	17	18	4	0
39	33	30	24	21	16	13	12	2	0
42	37	35	28	23	20	17	16	2	0
61	54	46	38	34	29	24	26	6	1
64	52	46	41	35	32	26	33	7	1
47	39	37	30	25	25	18	22	4	0
50	42	39	32	25	23	19	21	4	0
68	56	48	43	36	33	26	30	6	0
70	57	52	46	38	36	28	37	8	0
216	179	155	121	93	73	52	54	9	2
84	67	58	47	37	32	25	28	5	0
78	69	59	47	43	38	33	37	7	0
35	30	26	19	16	15	12	16	3	0
32	28	24	20	17	15	15	17	4	0
25	21	18	15	14	13	12	14	3	0
24	23	20	16	13	13	10	12	3	1
67	59	54	45	37	36	27	33	6	0
49	42	38	30	25	23	19	24	5	0
77	65	56	48	42	37	28	34	8	0
115	92	80	64	54	47	41	45	10	0
48	42	38	31	27	23	20	25	5	0
29	25	22	20	17	15	14	16	3	0
65	56	49	42	34	29	23	28	6	0
142	121	103	82	58	48	37	41	7	1
114	98	82	72	56	46	38	45	9	1
27	24	20	17	14	12	11	12	2	1
34	30	26	22	18	15	14	19	4	0
20	16	14	13	10	10	9	11	3	0
28	25	21	19	17	15	15	18	5	0
56	48	45	38	29	25	25	30	7	0
70	59	50	46	37	32	28	34	9	1
49	43	38	33	27	25	20	25	6	0
28	25	21	19	15	14	11	17	5	1
32	27	22	20	16	15	14	16	4	0
46	41	36	32	25	22	19	27	7	0
27	25	23	22	17	17	11	16	5	0
113	95	81	68	57	45	35	43	9	0
30	26	23	21	17	13	11	14	3	0
49	43	37	33	27	23	19	24	6	0
55	49	43	39	32	27	24	31	8	1
39	34	29	28	23	19	17	22	5	0
33	27	24	22	18	15	10	15	4	0
55	50	42	37	30	28	22	29	7	0

(14)

第2表 男女年令才5階級別人口 (2) 割合

都道府県	総数	0—4	5—9	10—14	15—19	20—24	25—29	30—34
総数	100.00	13.47	11.47	10.47	10.28	9.27	7.41	6.24
北海道	100.00	15.53	12.22	11.10	10.45	9.54	7.75	6.42
青森	100.00	15.12	12.08	11.54	11.38	9.43	7.01	5.92
岩手	100.00	14.40	11.88	11.51	10.91	9.28	7.20	6.01
宮城	100.00	13.95	11.91	11.61	11.06	10.04	7.52	6.07
秋田	100.00	14.44	12.07	11.99	11.08	9.09	7.18	6.04
山形	100.00	12.68	11.72	11.79	10.91	9.36	7.15	5.82
福島	100.00	14.02	12.08	11.88	10.77	9.07	7.03	5.72
茨城	100.00	13.44	12.02	11.23	10.20	8.68	6.96	5.93
栃木	100.00	14.13	12.06	11.55	10.32	8.65	6.90	5.94
群馬	100.00	13.68	11.93	11.12	10.31	8.93	7.00	6.00
埼玉県	100.00	13.79	11.88	10.86	10.07	9.04	7.08	6.20
千葉県	100.00	13.28	11.59	10.52	9.91	8.70	7.11	6.12
東京都	100.00	12.44	10.67	8.51	10.37	11.07	9.03	7.42
神奈川県	100.00	13.26	11.37	9.49	9.85	10.29	8.28	7.07
新潟県	100.00	13.61	11.74	11.58	10.28	8.74	6.91	5.85
富山県	100.00	14.07	11.50	10.31	10.21	8.52	7.04	6.14
石川県	100.00	14.11	11.60	9.82	9.40	8.36	7.11	6.37
福井県	100.00	13.03	11.04	10.24	10.11	8.78	7.05	5.98
山梨県	100.00	12.95	12.21	11.96	10.23	8.63	6.78	5.92
長野県	100.00	11.79	11.84	11.26	9.75	8.78	7.08	6.02
岐阜県	100.00	13.07	11.46	11.07	10.10	9.19	6.99	6.02
静岡県	100.00	13.48	11.90	11.01	10.56	9.27	7.12	5.91
愛知県	100.00	13.36	11.65	10.26	10.73	9.26	7.23	6.22
三重県	100.00	12.39	11.43	10.61	10.27	8.97	6.71	6.02
滋賀県	100.00	11.96	11.03	10.34	10.45	8.94	6.85	5.81
東京都	100.00	12.27	10.64	9.49	9.98	9.55	7.31	6.38
大阪府	100.00	12.65	10.60	8.94	10.32	9.98	8.09	6.97
兵庫県	100.00	12.84	11.03	9.43	9.97	9.37	7.67	6.50
奈良県	100.00	11.52	10.47	10.08	10.21	9.42	7.07	6.15
和歌山県	100.00	12.02	10.79	10.39	9.98	8.86	7.23	6.11
鳥取県	100.00	12.83	11.17	10.67	9.83	8.67	7.17	6.00
島根県	100.00	13.69	11.61	10.51	9.42	8.11	6.79	5.91
岡山県	100.00	12.82	11.26	9.87	10.11	8.61	6.92	5.84
広島県	100.00	12.68	11.43	9.94	9.75	8.93	7.44	6.39
山口県	100.00	13.50	11.16	10.06	9.73	8.89	7.33	6.29
徳島県	100.00	13.77	11.26	11.04	10.01	8.65	6.60	5.57
香川県	100.00	13.42	11.21	10.36	10.36	8.46	6.87	5.92
愛媛県	100.00	14.06	11.63	10.84	10.32	8.87	6.96	5.72
高知県	100.00	12.81	10.87	9.61	9.50	8.58	7.32	5.95
福岡県	100.00	14.42	11.19	10.08	10.14	9.77	7.90	6.40
佐賀県	100.00	13.97	11.22	11.01	10.37	8.89	6.98	5.71
長崎県	100.00	14.65	11.37	10.52	10.21	9.24	7.48	6.02
熊本県	100.00	14.00	11.43	10.78	10.34	8.75	7.11	5.80
大分県	100.00	13.57	11.65	10.61	10.30	8.62	6.86	5.83
宮崎県	100.00	14.85	11.92	11.27	10.27	8.98	7.06	5.96
鹿児島県	100.00	13.91	11.70	12.08	10.48	8.26	6.76	5.76

備考 (25頁) 参照

(a) 総 数

(総人口 100.00 につき)

35—39	40—44	45—49	50—54	55—59	60—64	65—69	70—79	80以上	不 詳
6.07	5.39	4.81	4.08	3.30	2.77	2.13	2.36	0.45	0.04
5.80	5.00	4.21	3.40	2.63	2.16	1.65	1.77	0.35	0.02
5.69	4.83	4.36	3.59	2.96	2.34	1.79	1.71	0.23	0.08
5.72	5.05	4.31	3.71	3.12	2.67	1.93	1.93	0.37	0.07
5.53	4.87	4.27	3.49	3.07	2.59	1.80	1.74	0.30	0.06
5.73	4.97	4.66	3.90	3.13	2.37	1.68	1.53	0.23	0.00
5.82	5.16	4.94	4.13	3.32	2.87	2.14	1.92	0.29	0.07
5.53	5.00	4.46	3.73	3.30	2.76	2.04	2.18	0.39	0.05
5.89	5.05	4.56	4.02	3.43	2.99	2.31	2.75	0.54	0.05
5.74	4.97	4.71	3.87	3.16	2.90	2.19	2.39	0.39	0.00
5.81	5.18	4.93	4.06	3.12	2.81	2.19	2.31	0.37	0.00
5.92	5.17	4.61	4.01	3.31	3.08	2.24	2.42	0.42	0.05
6.08	5.24	4.82	4.30	3.51	3.09	2.29	2.85	0.56	0.05
6.80	5.77	5.14	4.13	3.09	2.34	1.53	1.39	0.21	0.06
6.59	5.47	4.82	3.94	3.09	2.49	1.77	1.85	0.28	0.04
5.89	5.40	4.67	3.74	3.25	2.97	2.40	2.48	0.41	0.04
6.34	5.65	4.96	3.96	3.17	2.97	2.28	2.68	0.40	0.00
6.37	5.64	4.81	3.97	3.45	3.03	2.72	2.93	0.52	0.00
5.98	5.45	5.05	4.12	3.59	3.06	2.66	3.19	0.53	0.00
5.67	5.30	4.81	4.07	3.21	2.96	2.22	2.59	0.49	0.12
5.97	5.43	5.19	4.22	3.59	3.30	2.43	2.72	0.44	0.00
5.89	5.31	4.92	4.01	3.37	2.98	2.39	2.78	0.52	0.00
5.75	5.18	4.61	3.89	3.36	2.91	2.10	2.39	0.49	0.04
6.34	5.49	4.75	3.92	3.18	2.68	2.21	2.30	0.41	0.03
5.95	5.54	5.13	4.24	3.70	3.08	2.60	2.94	0.55	0.00
6.16	5.69	5.23	4.41	3.72	3.25	2.67	3.02	0.58	0.00
6.55	6.06	5.40	4.58	3.66	2.95	2.24	2.45	0.44	0.05
7.00	6.22	5.42	4.46	3.21	2.41	1.71	1.69	0.23	0.03
6.62	5.89	5.14	4.41	3.38	2.78	2.11	2.33	0.42	0.09
6.41	5.89	5.10	4.45	3.66	3.14	2.62	2.88	0.39	0.13
6.21	5.70	5.30	4.38	3.77	2.95	2.55	3.26	0.61	0.10
5.83	5.33	5.00	4.50	3.50	3.33	2.67	3.17	0.67	0.00
5.70	5.04	4.71	4.38	3.72	3.40	2.74	3.50	0.88	0.00
6.14	5.54	5.24	4.64	3.61	3.01	2.71	3.01	0.84	0.06
6.29	5.52	4.71	4.37	3.55	3.03	2.50	2.93	0.67	0.05
6.10	5.45	4.87	4.35	3.44	3.05	2.47	2.73	0.65	0.00
5.57	5.23	4.78	4.21	3.30	3.19	2.50	3.30	0.91	0.11
6.03	5.39	4.76	4.23	3.38	2.96	2.64	2.96	0.63	0.00
5.58	5.12	4.66	4.07	3.29	2.83	2.37	3.02	0.72	0.00
5.72	5.38	5.15	4.92	3.89	3.66	2.52	3.20	0.92	0.00
6.18	5.38	4.67	3.97	3.17	2.44	1.81	2.07	0.40	0.03
5.82	5.40	4.76	4.34	3.39	2.75	2.22	2.54	0.42	0.00
5.78	5.23	4.56	4.07	3.22	2.61	2.07	2.43	0.55	0.00
5.53	5.20	4.60	4.27	3.61	2.79	2.24	2.79	0.66	0.05
5.59	5.11	4.55	4.39	3.51	3.11	2.63	3.03	0.56	0.08
5.59	4.86	4.40	3.94	3.21	2.66	2.02	2.47	0.55	0.00
5.60	5.04	4.55	3.99	3.33	2.88	2.16	2.77	0.61	0.00

第2表 男女年令5才階級別人口 (2) 割合

都道府県	総数	0—4	5—9	10—14	15—19	20—24	25—29	30—34
総数	49.03	6.87	5.81	5.29	5.18	4.59	3.38	2.82
北海道	50.42	7.94	6.19	5.63	5.24	4.84	3.72	3.07
青森	49.57	7.72	6.16	5.92	5.69	4.75	3.20	2.73
岩手	49.37	7.35	6.01	5.86	5.57	4.60	3.34	2.75
宮城	49.49	7.04	6.01	5.83	5.65	5.29	3.49	2.83
秋田	49.35	7.33	6.11	6.04	5.65	4.51	3.28	2.75
山形	48.71	6.48	5.97	6.04	5.38	4.50	3.24	2.65
福島	48.69	7.13	6.06	5.97	5.33	4.32	3.20	2.57
茨城	48.55	6.82	6.13	5.59	5.15	4.27	3.04	2.65
栃木	48.71	7.29	6.06	5.81	5.16	4.26	3.10	2.58
群馬	48.59	7.00	6.06	5.56	5.12	4.31	3.12	2.75
埼玉県	49.02	6.99	6.01	5.50	4.89	4.47	3.22	2.84
千葉県	48.39	6.73	5.89	5.28	4.91	4.16	3.18	2.81
東京都	50.53	6.32	5.45	4.32	5.48	5.88	4.32	3.49
神奈川県	49.88	6.75	5.71	4.78	5.02	5.35	3.90	3.26
新潟	48.56	6.95	5.93	5.89	5.28	4.23	3.09	2.60
富山	48.46	7.23	5.75	5.15	5.05	4.06	3.27	2.87
石川	48.48	7.21	5.85	5.02	4.81	3.97	3.24	2.93
福井	48.54	6.52	5.72	5.19	5.05	4.39	3.06	2.66
山梨	48.58	6.54	6.29	6.04	5.18	4.07	3.08	2.59
長野	48.52	6.02	5.97	5.73	5.09	4.12	3.20	2.67
岐阜	49.26	6.60	5.83	5.63	5.11	4.66	3.24	2.72
静岡県	48.77	6.84	5.95	5.54	5.26	4.45	3.16	2.67
愛知	48.57	6.81	5.90	5.16	5.10	4.45	3.21	2.74
三重	48.25	6.30	5.82	5.41	5.07	4.45	2.87	2.60
滋賀	47.97	6.16	5.46	5.23	5.11	4.41	2.90	2.44
京都	48.55	6.27	5.40	4.86	5.13	4.91	3.16	2.73
大阪	49.18	6.53	5.37	4.51	5.16	4.95	3.71	3.16
兵庫県	49.03	6.56	5.56	4.80	4.89	4.62	3.60	2.87
奈良	48.56	6.02	5.37	5.10	5.10	4.58	3.27	2.75
和歌山	48.17	6.21	5.50	5.19	4.89	4.28	3.16	2.75
鳥取	48.00	6.33	5.83	5.33	5.00	4.00	3.33	2.50
島根	48.74	7.01	5.81	5.37	5.04	3.83	3.07	2.63
岡山	48.34	6.50	5.72	5.00	4.94	4.09	3.07	2.59
広島	48.66	6.44	5.81	5.00	4.80	4.27	3.41	2.88
山口	49.12	6.94	5.65	5.00	5.00	4.48	3.31	2.86
徳島	48.58	6.94	5.69	5.57	5.01	4.10	3.07	2.50
香川県	48.52	6.87	5.71	5.29	5.18	4.02	3.07	2.54
愛媛	48.55	7.16	5.98	5.45	5.12	4.07	3.15	2.56
高松	48.86	6.64	5.49	4.92	4.92	4.12	3.32	2.75
福岡	49.55	7.37	5.69	5.07	5.13	4.99	3.71	2.92
佐賀	48.25	7.09	5.71	5.61	5.19	4.23	3.17	2.65
長門	49.18	7.48	5.65	5.35	5.29	4.74	3.47	2.74
熊本	48.47	7.22	5.80	5.47	5.20	4.27	3.12	2.63
大分	48.20	6.94	5.91	5.43	5.19	3.91	2.95	2.63
宮崎	49.13	7.61	6.05	5.68	5.22	4.40	3.12	2.66
鹿児島	48.17	7.15	5.99	6.04	5.60	3.99	2.88	2.49

備考 (25頁) 参照

(b) 男

(総人口 100.00 につき)

35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-79	80以上	不詳
2.85	2.65	2.42	2.07	1.65	1.33	0.96	0.97	0.16	0.02
2.89	2.65	2.23	1.77	1.40	1.09	0.79	0.81	0.14	0.00
2.73	2.42	2.18	1.79	1.56	1.17	0.78	0.70	0.08	0.00
2.75	2.52	2.23	1.78	1.48	1.26	0.97	0.82	0.15	0.00
2.59	2.41	2.10	1.80	1.56	1.26	0.84	0.72	0.12	0.00
2.75	2.52	2.29	1.99	1.60	1.22	0.76	0.61	0.08	0.00
2.80	2.51	2.43	2.06	1.69	1.33	0.88	0.74	0.07	0.00
2.57	2.38	2.23	1.89	1.65	1.31	0.92	0.87	0.15	0.00
2.80	2.50	2.31	2.01	1.72	1.47	0.98	1.08	0.15	0.05
2.71	2.45	2.32	2.00	1.61	1.29	0.97	0.90	0.13	0.00
2.69	2.62	2.50	2.06	1.56	1.31	1.00	0.94	0.12	0.00
2.80	2.61	2.42	2.05	1.63	1.44	1.03	0.98	0.14	0.00
2.76	2.57	2.43	2.15	1.73	1.45	0.98	1.17	0.19	0.00
3.38	2.93	2.69	2.18	1.59	1.16	0.70	0.53	0.06	0.03
3.26	2.77	2.49	2.05	1.57	1.21	0.76	0.76	0.12	0.00
2.76	2.60	2.32	1.87	1.54	1.38	1.02	0.98	0.12	0.00
2.87	2.78	2.48	2.08	1.49	1.29	0.99	0.99	0.10	0.00
2.93	2.82	2.40	1.99	1.78	1.46	1.15	1.15	0.21	0.00
2.66	2.66	2.53	2.13	1.73	1.46	1.06	1.46	0.13	0.00
2.59	2.47	2.34	2.10	1.60	1.36	0.99	1.11	0.12	0.00
2.72	2.57	2.57	2.09	1.84	1.60	1.07	1.12	0.15	0.00
2.72	2.52	2.46	2.07	1.75	1.49	1.17	1.23	0.19	0.00
2.63	2.55	2.35	1.94	1.66	1.42	0.97	1.01	0.20	0.00
2.95	2.71	2.36	2.03	1.59	1.33	1.00	0.97	0.15	0.00
2.74	2.67	2.53	2.05	1.85	1.44	1.16	1.30	0.21	0.00
2.67	2.67	2.56	2.32	1.97	1.63	1.16	1.28	0.12	0.00
2.95	2.95	2.67	2.29	1.80	1.36	0.98	0.98	0.11	0.00
3.34	3.11	2.77	2.31	1.69	1.17	0.75	0.62	0.05	0.03
3.17	2.90	2.63	2.24	1.66	1.39	0.97	0.97	0.12	0.03
2.88	2.88	2.62	2.09	1.83	1.57	1.18	1.18	0.13	0.00
2.75	2.75	2.65	2.24	1.93	1.43	1.12	1.32	0.20	0.00
2.50	2.50	2.33	2.00	1.67	1.50	1.17	1.17	0.17	0.00
2.52	2.30	2.41	2.19	1.86	1.64	1.20	1.53	0.33	0.00
2.83	2.65	2.53	2.35	1.81	1.44	1.26	1.20	0.42	0.00
2.93	2.69	2.35	2.21	1.78	1.44	1.10	1.25	0.24	0.00
2.86	2.66	2.47	2.27	1.75	1.49	1.17	1.17	0.26	0.00
2.50	2.62	2.39	2.16	1.59	1.48	1.25	1.48	0.34	0.00
2.75	2.54	2.43	2.11	1.69	1.48	1.27	1.27	0.21	0.00
2.56	2.50	2.37	2.10	1.58	1.38	1.05	1.25	0.26	0.00
2.63	2.63	2.63	2.52	1.95	1.60	1.14	1.37	0.34	0.00
2.97	2.72	2.41	2.04	1.56	1.13	0.82	0.85	0.14	0.00
2.65	2.54	2.43	2.22	1.69	1.27	0.95	0.95	0.11	0.00
2.74	2.55	2.25	2.01	1.58	1.22	0.91	0.97	0.18	0.00
2.46	2.46	2.24	2.02	1.81	1.37	1.04	1.20	0.22	0.00
2.47	2.47	2.23	2.15	1.84	1.44	1.20	1.23	0.16	0.00
2.57	2.38	2.20	2.02	1.65	1.37	0.92	1.01	0.18	0.00
2.49	2.33	2.22	1.88	1.55	1.33	1.00	1.11	0.22	0.00

第2表 男女年令5才階級別人口 (2) 割合

都道府県	総数	0—4	5—9	10—14	15—19	20—24	25—29	30—34
総数	50.97	6.60	5.66	5.18	5.10	4.69	4.03	3.41
北海道	49.58	7.61	6.01	5.47	5.19	4.73	4.03	3.35
青森	50.51	7.40	5.92	5.69	5.77	4.75	3.82	3.12
岩手	50.63	7.05	5.94	5.57	5.42	4.68	3.86	3.27
宮城	50.45	6.92	5.83	5.77	5.53	4.81	4.03	3.19
秋田	50.65	7.18	5.96	5.88	5.42	4.66	3.90	3.21
山形	51.29	6.19	5.75	5.75	5.45	4.79	3.91	3.24
福島	51.31	6.84	5.97	5.87	5.33	4.70	3.83	3.15
茨城	51.40	6.67	5.93	5.69	5.10	4.46	3.92	3.29
栃木	51.29	6.84	5.94	5.74	5.23	4.52	3.81	3.35
群馬	51.34	6.81	5.93	5.56	5.25	4.68	3.94	3.25
埼玉県	50.98	6.80	5.92	5.27	5.08	4.52	3.87	3.40
千葉県	51.61	6.55	5.70	5.24	5.00	4.49	3.93	3.32
東京都	49.47	6.10	5.22	4.19	4.89	5.16	4.75	3.93
神奈川県	50.12	6.51	5.63	4.66	4.78	4.90	4.34	3.74
新潟	51.40	6.66	5.81	5.77	5.04	4.47	3.82	3.25
富山	51.54	6.74	5.65	5.15	5.05	4.36	3.77	3.27
石川	51.52	6.90	5.75	4.81	4.49	4.18	3.76	3.45
福井	51.46	6.52	5.32	5.05	5.19	4.52	3.86	3.32
山梨	51.29	6.29	5.92	6.04	5.06	4.44	3.70	3.33
長野	51.43	5.77	5.87	5.53	4.71	4.66	3.88	3.35
岐阜	50.74	6.47	5.70	5.50	5.05	4.60	3.82	3.30
静岡県	51.19	6.56	5.91	5.42	5.26	4.82	3.93	3.24
愛知	51.43	6.55	5.78	5.07	5.60	4.78	4.01	3.48
三重	51.75	6.09	5.68	5.27	5.20	4.59	3.90	3.42
滋賀	52.03	5.92	5.46	5.11	5.34	4.53	3.83	3.25
京都	51.39	6.00	5.29	4.69	4.91	4.69	4.15	3.60
大阪	50.82	6.12	5.24	4.43	5.16	5.06	4.38	3.84
兵庫県	50.97	6.28	5.47	4.62	5.11	4.74	4.14	3.60
奈良	51.44	5.50	5.24	4.97	5.24	4.84	3.93	3.66
和歌山	51.83	5.80	5.30	5.19	5.09	4.58	4.07	3.36
鳥取	51.83	6.33	5.33	5.33	4.83	4.50	4.00	3.50
島根	51.15	6.68	5.70	5.04	4.60	4.27	3.72	3.29
岡山	51.66	6.38	5.54	4.88	5.12	4.52	3.85	3.25
広島	51.39	6.20	5.67	4.90	4.90	4.61	3.99	3.46
山口	50.88	6.68	5.58	5.06	4.74	4.41	3.96	3.37
徳島	51.42	6.83	5.69	5.46	5.01	4.44	3.53	3.19
香川	51.59	6.45	5.50	5.07	5.18	4.44	3.81	3.38
愛媛	51.45	6.90	5.72	5.45	5.12	4.66	3.81	3.15
高知	51.14	6.18	5.38	4.69	4.58	4.35	4.00	3.32
福岡	50.45	7.03	5.50	4.96	4.99	4.79	4.22	3.43
佐賀	51.85	6.88	5.71	5.50	5.29	4.55	3.81	3.17
長門	50.82	7.17	5.71	5.17	4.98	4.56	4.01	3.22
熊本	51.53	6.78	5.53	5.31	5.20	4.60	3.99	3.23
大分	51.80	6.62	5.75	5.27	5.19	4.63	3.91	3.19
宮崎	50.87	7.24	5.96	5.50	5.04	4.49	3.94	3.21
鹿児島	51.83	6.87	5.71	6.10	4.88	4.32	3.88	3.27

備考 (25頁) 参照

(c) 女

(総人口 100.00 につき)

35—39	40—44	45—49	50—54	55—59	60—64	65—69	70—79	80以上	不詳
3.22	2.74	2.38	2.01	1.64	1.44	1.17	1.39	0.30	0.02
2.89	2.37	1.98	1.63	1.23	1.07	0.84	0.95	0.21	0.00
2.88	2.42	2.18	1.79	1.48	1.25	0.94	0.94	0.16	0.08
2.97	2.52	2.15	1.86	1.48	1.34	1.11	1.11	0.22	0.07
2.89	2.41	2.10	1.74	1.50	1.32	1.02	1.08	0.24	0.00
2.98	2.52	2.29	1.83	1.60	1.22	0.99	0.92	0.15	0.00
3.10	2.73	2.58	2.06	1.69	1.47	1.25	1.18	0.15	0.00
2.96	2.62	2.23	1.84	1.65	1.41	1.16	1.26	0.29	0.05
3.14	2.55	2.26	2.01	1.72	1.57	1.28	1.62	0.34	0.05
3.03	2.52	2.39	1.94	1.61	1.61	1.16	1.42	0.26	0.00
3.12	2.62	2.44	2.00	1.56	1.44	1.19	1.31	0.25	0.00
3.17	2.61	2.24	2.00	1.68	1.54	1.30	1.40	0.28	0.00
3.27	2.66	2.43	2.15	1.78	1.68	1.31	1.73	0.37	0.00
3.44	2.85	2.47	1.93	1.48	1.16	0.83	0.86	0.14	0.03
3.38	2.69	2.33	1.89	1.49	1.29	1.00	1.13	0.20	0.00
3.17	2.80	2.40	1.91	1.75	1.54	1.34	1.50	0.28	0.00
3.47	2.97	2.58	1.88	1.59	1.49	1.19	1.59	0.30	0.00
3.34	2.93	2.51	2.09	1.78	1.57	1.57	1.78	0.42	0.00
3.32	2.79	2.39	1.99	1.86	1.73	1.60	1.86	0.40	0.00
2.96	2.84	2.47	1.97	1.60	1.60	1.23	1.48	0.37	0.12
3.25	2.86	2.62	2.18	1.80	1.75	1.31	1.60	0.29	0.00
3.17	2.72	2.46	1.94	1.62	1.49	1.23	1.55	0.32	0.00
3.12	2.63	2.27	1.94	1.70	1.50	1.13	1.38	0.32	0.00
3.39	2.71	2.36	1.89	1.59	1.39	1.21	1.33	0.29	0.00
3.29	2.87	2.60	2.12	1.85	1.57	1.37	1.71	0.34	0.00
3.37	2.90	2.56	2.32	1.97	1.74	1.63	1.86	0.35	0.00
3.55	3.06	2.67	2.29	1.85	1.58	1.25	1.53	0.33	0.00
3.68	3.14	2.67	2.13	1.50	1.24	0.96	1.06	0.18	0.03
3.44	2.96	2.48	2.18	1.69	1.39	1.15	1.36	0.27	0.03
3.53	3.14	2.62	2.23	1.83	1.57	1.44	1.57	0.26	0.13
3.46	3.05	2.65	2.24	1.83	1.53	1.43	1.93	0.41	0.00
3.33	2.67	2.33	2.17	1.67	1.67	1.50	1.83	0.50	0.00
3.07	2.74	2.30	2.08	1.86	1.64	1.64	1.97	0.55	0.00
3.37	2.89	2.71	2.29	1.75	1.51	1.51	1.81	0.42	0.00
3.36	2.83	2.40	2.21	1.78	1.54	1.34	1.63	0.43	0.05
3.18	2.79	2.47	2.14	1.75	1.62	1.30	1.62	0.39	0.00
3.19	2.84	2.39	2.01	1.59	1.48	1.16	2.01	0.53	0.11
3.38	2.85	2.33	2.11	1.69	1.59	1.48	1.69	0.42	0.00
3.02	2.69	2.37	2.10	1.64	1.45	1.25	1.77	0.46	0.00
3.09	2.86	2.63	2.52	1.95	1.95	1.26	1.83	0.57	0.00
3.20	2.69	2.29	1.93	1.61	1.27	0.99	1.22	0.25	0.00
3.17	2.75	2.43	2.22	1.80	1.38	1.16	1.48	0.32	0.00
2.98	2.61	2.25	2.01	1.64	1.40	1.16	1.46	0.36	0.00
3.01	2.68	2.35	2.13	1.75	1.48	1.31	1.70	0.44	0.05
3.11	2.71	2.31	2.23	1.84	1.52	1.36	1.76	0.40	0.00
3.02	2.47	2.20	2.02	1.65	1.37	0.92	1.37	0.37	0.00
3.05	2.77	2.33	2.05	1.66	1.55	1.22	1.61	0.39	0.00

第3表 配偶関係別15才以上人口 (1) 総数

都道府県	人 口					割合 (総人口100.0につき)				
	総数	未婚	有配偶	死離別	不詳	未婚	有配偶	死離別	不詳	
総数	53,708	16,025	31,292	6,367	23	29.8	58.3	11.9	0.0	
北海道	2,626	835	1,542	248	1	31.8	58.7	9.4	0.0	
青森	785	232	467	85	1	29.6	59.5	10.8	0.1	
岩手	837	235	506	96	0	28.1	60.5	11.5	0.0	
宮城	1,040	334	597	109	0	32.1	57.4	10.5	0.0	
秋田	804	238	475	92	0	29.6	59.1	11.4	0.0	
山形	865	262	505	98	0	30.3	58.4	11.3	0.0	
福島	1,280	373	765	140	0	29.1	59.8	10.9	0.0	
茨城	1,289	373	768	148	1	28.9	59.6	11.5	0.0	
栃木	964	289	568	106	0	30.0	59.0	11.0	0.0	
群馬	1,011	314	598	99	0	31.1	59.1	9.8	0.0	
埼玉県	1,361	415	805	139	0	30.5	59.1	10.2	0.0	
千葉県	1,381	394	815	172	0	28.5	59.0	12.5	0.0	
東京都	4,289	1,534	2,341	410	3	35.8	54.6	9.6	0.1	
神奈川県	1,639	541	933	165	1	33.0	56.9	10.1	0.1	
新潟	1,551	454	906	190	1	29.3	58.4	12.3	0.1	
富山	647	161	402	85	0	24.9	62.1	13.1	0.0	
石川	617	151	377	89	0	24.5	61.1	14.4	0.0	
福山	492	127	293	72	0	25.8	59.6	14.6	0.0	
山梨	509	165	284	59	0	32.4	55.8	11.6	0.0	
長野	1,341	417	763	161	0	31.1	56.9	12.0	0.0	
岐阜	994	288	587	119	0	29.0	59.1	12.0	0.0	
静岡県	1,573	481	923	168	0	30.6	58.7	10.7	0.0	
愛知県	2,195	666	1,277	250	0	30.3	58.2	11.4	0.0	
三重	958	274	558	125	0	28.6	58.2	13.0	0.0	
滋賀	574	172	322	81	0	30.0	56.1	14.1	0.0	
東京都	1,239	372	699	166	2	30.0	56.4	13.4	0.0	
大阪府	2,614	817	1,484	312	1	31.3	56.8	11.9	0.0	
兵庫県	2,206	642	1,287	276	1	29.1	58.3	12.5	0.0	
奈良	517	147	299	70	0	28.4	57.8	13.5	0.0	
和歌山	655	187	378	91	0	28.5	57.7	13.9	0.0	
鳥取	392	101	235	56	0	25.8	59.9	14.3	0.0	
島根	586	146	351	88	0	24.9	59.9	15.0	0.0	
岡山	1,097	276	669	152	0	25.2	61.0	13.9	0.0	
広島	1,373	366	814	192	0	26.7	59.3	14.0	0.0	
山口	1,005	274	595	135	1	27.3	59.2	13.4	0.1	
徳島	560	144	337	79	0	25.7	60.2	14.1	0.0	
香川県	614	160	369	85	0	26.1	60.1	13.8	0.0	
愛媛	965	269	568	128	0	17.5	58.9	13.3	0.0	
高松	582	141	362	81	0	24.2	62.2	13.9	0.0	
福岡	2,270	672	1,338	258	1	29.6	58.9	11.4	0.0	
佐賀	601	175	352	74	0	29.1	58.6	12.3	0.0	
長門	1,044	310	605	130	0	29.7	58.0	12.5	0.0	
熊本	1,166	345	678	142	1	29.6	58.1	12.2	0.0	
大分	804	220	471	113	0	27.4	58.6	14.1	0.0	
宮崎	676	196	398	81	0	29.0	58.9	12.0	0.0	
鹿児島	1,123	341	629	153	0	30.4	56.0	13.6	0.0	

備考 (25頁) 参照

第3表 配偶関係別15才以上人口 (2) 男

都道府県	人 口					割合(男人口総数100.0につき)				
	総 数	未 婚	有配偶	死離別	不 詳	未 婚	有配偶	死離別	不 詳	
総 数	25,821	8,839	15,565	1,408	9	34.2	60.3	5.5	0.0	
北 海 道	1,316	478	774	64	1	36.3	58.8	4.9	0.0	
青 森 県	382	132	232	18	0	34.6	60.7	4.7	0.0	
岩 手 県	406	133	252	21	0	32.8	62.1	5.2	0.0	
宮 城 県	509	189	297	22	0	37.1	58.3	4.3	0.0	
秋 田 県	391	136	235	20	0	34.8	60.1	5.1	0.0	
山 形 県	410	139	250	20	0	33.9	61.0	4.9	0.0	
福 島 県	608	198	380	30	0	32.6	62.5	4.9	0.0	
茨 城 県	612	197	380	35	0	32.2	62.1	5.7	0.0	
栃 木 県	458	152	282	25	0	33.2	61.6	5.5	0.0	
群 馬 県	480	161	292	27	0	33.5	60.8	5.6	0.0	
埼 千 東 神 新	653	221	396	38	0	33.8	60.6	5.8	0.0	
千 葉 県	651	210	404	38	0	32.3	62.1	5.8	0.0	
東 京 府	2,159	893	1,178	85	1	41.4	54.6	3.9	0.0	
神 奈 川 県	811	309	467	36	0	38.1	57.6	4.4	0.0	
新 潟 県	733	242	448	43	0	33.0	61.1	5.9	0.0	
富 石 福 山 長	306	91	199	15	0	29.7	65.0	4.9	0.0	
石 川 県	292	89	187	17	0	30.5	64.0	5.8	0.0	
井 手 県	232	70	146	16	0	30.1	62.9	6.9	0.0	
梨 枝 野	241	87	140	14	0	36.1	58.1	5.8	0.0	
野 田 県	635	220	377	38	0	34.6	59.4	6.0	0.0	
岐 静 愛 三 滋	483	160	292	30	0	33.1	60.5	6.2	0.0	
静 岡 県	752	257	455	40	0	34.2	60.5	5.3	0.0	
愛 知 県	1,041	352	637	52	0	33.8	61.2	5.0	0.0	
重 慶 賀	450	145	275	28	0	32.2	61.1	6.2	0.0	
滋 賀 県	268	91	159	19	0	34.0	59.3	7.1	0.0	
京 大 兵 奈 和	589	206	347	33	1	34.9	58.9	5.6	0.2	
大 阪 府	1,263	451	746	66	0	35.7	59.1	5.2	0.0	
兵 庫 県	1,062	358	642	62	1	33.7	60.5	5.9	0.1	
良 山 県	245	79	149	16	0	32.2	60.8	6.5	0.0	
和 歌 山 県	307	101	187	20	0	32.9	60.9	6.5	0.0	
鳥 島 岡 広 山	182	55	116	12	—	30.2	63.7	6.6	—	
島 根 県	279	82	173	23	0	29.4	62.0	8.2	0.0	
山 口 県	518	150	331	37	0	29.0	63.9	7.1	0.0	
山 西 県	652	204	405	43	0	31.3	62.1	6.6	0.0	
徳 香 愛 高 福	488	160	297	31	0	32.8	60.9	6.4	0.0	
島 川 媛 知 岡	266	79	167	21	0	29.7	62.8	7.9	0.0	
香 川 県	289	87	182	20	0	30.1	63.0	6.9	0.0	
愛 媛 県	457	147	281	29	0	32.2	61.5	6.3	0.0	
高 松 県	278	80	180	18	0	28.8	64.7	6.5	0.0	
福 岡 県	1,108	384	670	52	0	34.7	60.5	4.7	0.0	
佐 長 熊 大 宮	280	94	175	13	0	33.6	62.5	4.6	0.0	
長 崎 県	506	177	302	26	0	35.0	59.7	5.1	0.0	
熊 本 県	547	184	336	28	0	33.6	61.4	5.1	0.0	
大 宮 県	376	117	236	23	0	31.1	62.8	6.1	0.0	
宮 崎 県	326	108	198	19	0	33.1	60.7	5.8	0.0	
鹿 兒 島 県	524	185	310	28	0	35.3	59.2	5.3	0.0	

備 考 (25頁) 参照

第3表 配偶関係別15才以上人口 (3) 女

都道府県		人 口					割合(女人口総数100.0につき)			
		総 数	未 婚	有配偶	死 離 別	不 詳	未 婚	有配偶	死 離 別	不 詳
総 数	千人	千人	千人	千人	千人	千人				
総	数	27,887	7,186	15,727	4,960	13	25.8	56.4	17.8	0.0
北海道	道	1,310	357	769	183	1	27.3	58.7	14.0	0.1
青森	森	403	102	234	67	0	25.3	58.1	16.6	0.0
岩手	手	431	102	254	75	0	23.7	59.0	17.4	0.0
宮城	城	531	144	299	87	0	27.1	56.3	16.4	0.0
秋田	田	414	103	239	72	0	24.9	57.7	17.4	0.0
山形	形	455	122	254	78	0	27.0	55.8	17.1	0.0
福島	島	672	176	386	110	0	26.2	57.4	16.4	0.0
茨城	城	676	175	388	113	0	25.9	57.4	16.7	0.0
栃木	木	508	137	287	83	0	26.9	56.4	16.3	0.0
群馬	馬	530	152	306	72	0	28.7	57.7	13.6	0.0
埼玉	玉	708	196	410	101	0	27.7	57.9	14.3	0.0
千代田	葉	729	184	412	134	0	25.2	56.5	18.4	0.0
東京	京	2,130	641	1,162	325	1	30.1	51.6	15.3	0.0
神奈川	川	826	232	465	129	0	28.1	56.3	15.6	0.0
新潟	潟	817	213	457	148	1	26.1	55.9	18.1	0.0
富山	山	341	70	263	70	0	20.5	59.5	20.5	0.0
石川	川	325	63	190	71	0	19.4	58.5	21.8	0.0
福山	井	261	57	148	56	0	21.8	56.7	21.5	0.0
山梨	梨	268	78	144	45	0	29.1	53.7	16.8	0.0
長野	野	706	197	386	123	0	27.9	54.7	17.4	0.0
岐阜	阜	511	127	293	90	0	24.9	57.3	17.6	0.0
静岡	岡	822	224	469	128	0	27.3	57.1	15.6	0.0
愛知	知	1,154	314	641	199	0	27.2	55.5	17.2	0.0
三重	重	508	128	281	98	0	25.2	55.3	19.3	0.0
滋賀	賀	306	81	163	62	0	26.5	53.3	20.3	0.0
京都	都	650	166	351	132	0	25.5	54.0	20.3	0.0
大阪	阪	1,350	366	740	245	1	27.1	54.8	18.1	0.1
兵庫	庫	1,144	284	645	214	1	24.8	56.4	18.7	0.1
奈良	良	272	68	151	53	0	25.0	55.5	19.5	0.0
和歌山	山	349	86	191	72	0	24.6	54.7	20.6	0.0
鳥取	取	209	47	119	43	—	22.5	56.9	20.6	—
島根	根	307	64	177	66	0	20.8	57.7	21.5	0.0
岡山	山	580	127	338	115	0	21.9	58.3	19.8	0.0
広島	島	721	162	410	149	0	22.5	56.9	20.7	0.0
山口	口	518	115	298	106	0	22.2	57.5	20.5	0.0
徳島	島	294	65	170	58	0	22.1	57.8	19.7	0.0
香川	川	326	73	186	65	0	22.4	57.1	19.9	0.0
愛媛	媛	510	122	286	100	0	23.9	56.1	19.6	0.0
高松	知	305	61	182	63	0	20.0	59.7	20.7	0.0
福岡	岡	1,162	289	668	205	0	24.9	57.5	17.6	0.0
佐賀	賀	318	81	177	61	0	25.5	55.7	19.2	0.0
長門	崎	539	133	302	104	0	24.7	56.0	19.3	0.0
熊本	本	618	160	343	114	1	25.9	55.5	18.4	0.2
大分	分	428	102	235	91	0	23.8	54.9	21.3	0.0
宮崎	崎	350	88	200	62	0	25.1	57.1	17.7	0.0
鹿児島	島	599	155	319	125	0	25.9	53.3	20.9	0.0

備 考 (25頁) 参照

第4表 国籍又は出身地別人口

(単位 千人)

都道府県	総 数			本 邦 在 籍 者			本邦在籍者以外の者*			
	総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女	
総 数	83,200	40,790	42,409	82,558	40,432	42,126	640	357	282	
北 海 道	道	4,296	2,166	2,130	4,249	2,142	2,107	47	24	23
	森	1,283	636	648	1,278	633	645	5	3	2
	手	1,347	665	682	1,343	663	680	4	2	2
	宮	1,663	823	839	1,657	820	837	5	3	2
	秋	1,309	646	663	1,304	643	661	5	3	2
山 形 県	形	1,357	661	696	1,355	660	695	3	2	1
	島	2,062	1,004	1,058	2,057	1,001	1,056	5	3	2
	城	2,039	990	1,048	2,033	987	1,046	6	3	2
	木	1,550	755	795	1,546	752	793	4	2	1
	馬	1,601	778	823	1,598	776	822	3	2	1
埼 阜 県	玉	2,146	1,052	1,094	2,140	1,048	1,091	6	4	2
	葉	2,139	1,035	1,104	2,129	1,029	1,101	10	6	4
	京	6,278	3,172	3,106	6,228	3,143	3,085	50	29	21
	奈	2,488	1,241	1,247	2,468	1,229	1,237	20	12	8
	新	2,461	1,195	1,265	2,457	1,193	1,263	4	2	1
富 山 県	山	1,009	490	520	1,008	489	519	2	1	1
	川	957	464	493	953	462	491	4	2	2
	井	752	365	387	747	361	385	6	3	2
	梨	811	394	416	808	392	415	3	2	1
	野	2,061	1,000	1,060	2,055	997	1,058	6	4	2
岐 阜 県	阜	1,545	761	784	1,534	755	780	11	6	5
	岡	2,471	1,205	1,265	2,465	1,202	1,263	5	3	2
	知	3,391	1,647	1,744	3,363	1,631	1,731	29	16	13
	重	1,461	705	756	1,451	699	752	10	6	4
	賀	861	413	448	849	408	442	12	6	5
京 都 府	都	1,833	890	942	1,796	870	925	37	20	17
	阪	3,857	1,897	1,960	3,748	1,839	1,910	109	58	49
	康	3,310	1,623	1,687	3,251	1,590	1,661	59	33	26
	良	764	371	393	760	369	391	4	2	2
	山	982	473	509	974	469	505	7	4	3
鳥 取 県	取	600	288	311	597	287	310	2	1	1
	根	913	446	467	907	442	464	6	3	3
	山	1,611	803	858	1,644	794	851	17	9	8
	島	2,082	1,013	1,070	2,062	1,002	1,060	20	10	10
	口	1,541	757	784	1,515	743	771	26	14	12
徳 島 県	島	879	427	452	877	426	451	1	1	0
	川	946	459	488	944	457	487	2	1	1
	媛	1,522	739	783	1,518	736	781	4	2	2
	知	874	427	447	873	426	447	2	1	1
	岡	3,530	1,749	1,781	3,496	1,731	1,766	34	20	15
佐 賀 県	賀	945	456	490	941	453	488	5	3	2
	崎	1,645	810	836	1,635	803	832	10	6	4
	本	1,828	886	942	1,819	881	938	9	5	4
	分	1,253	604	649	1,246	600	645	7	4	3
	崎	1,091	536	555	1,086	533	552	5	3	2
鹿 児 島 県	島	1,804	869	935	1,794	864	930	9	5	5

* 二重国籍者を含む。この他に「不詳」が2千人あるが都道府県別にはすべて500人未満であるから省略した。備考(25頁)参照

II 昭和26年1—6月人口動態

第1表 昭和26年1—6月人口動態

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	1—6月	1—12月
出生								
昭26	260,259	208,334	204,990	176,700	161,377	150,819	1,162,479	*2,239,000
25	258,135	221,843	217,517	189,292	173,098	163,529	1,223,414	2,356,856
24	322,478	241,501	246,741	218,543	201,362	187,434	1,418,059	2,696,638
23	319,851	257,255	252,681	219,661	197,430	184,956	1,431,834	2,681,624
22	295,465	226,018	235,891	209,159	195,574	194,633	1,356,740	2,678,792
死亡								
昭26	96,982	78,370	78,155	68,719	66,368	61,579	450,173	* 871,000
25	91,526	81,745	89,367	71,635	69,296	66,346	469,915	908,801
24	86,133	77,276	89,553	83,699	78,121	74,047	488,829	945,444
23	93,717	88,435	90,876	78,832	74,316	75,385	501,561	950,610
22	109,940	115,405	116,996	99,403	92,456	84,516	618,716	1,138,238
自然増加								
昭26	163,277	129,964	126,835	107,981	95,009	89,240	712,306	*1,369,000
25	166,609	140,098	128,150	117,657	103,802	97,183	753,499	1,448,055
24	236,345	164,225	157,188	134,844	123,241	113,387	929,230	1,751,194
23	226,134	168,820	161,805	140,829	123,114	109,571	930,273	1,731,014
22	185,525	110,613	118,895	109,756	103,118	110,117	738,024	1,540,554
死産								
昭26	19,423	18,752	20,534	17,809	17,772	15,504	109,794	*224,000
25	17,471	17,753	19,913	18,060	17,591	15,578	106,366	216,982
24	14,851	14,144	16,085	15,578	16,214	14,745	91,617	192,677
23	12,509	12,151	12,308	11,221	11,389	10,403	69,981	143,963
22	10,071	9,772	10,299	9,440	9,882	9,218	58,682	123,837
乳児死亡								
昭26	17,353	15,957	14,709	11,076	9,374	8,071	76,540	*128,000
25	19,553	16,878	16,676	11,464	10,233	9,400	84,204	141,003
24	19,651	17,243	18,910	15,949	13,703	12,073	97,529	168,467
23	20,845	19,556	18,344	13,385	11,305	11,397	94,832	165,406
22	21,088	24,154	23,936	17,965	15,096	13,816	116,055	205,360
婚姻								
昭26	58,366	63,379	68,461	62,994	73,438	51,170	377,808	*663,000
25	67,201	73,552	77,263	67,193	70,918	52,283	408,410	717,069
24	82,387	91,858	89,802	84,928	82,923	60,917	492,815	842,170
23	70,456	94,396	106,047	102,346	94,569	71,040	538,854	953,999
22	70,965	72,762	84,012	74,741	111,959	81,021	495,460	934,170
離婚								
昭26	6,164	6,725	7,892	6,289	7,718	6,350	41,138	*83,000
25	5,890	6,887	7,853	7,157	7,625	6,270	41,682	83,864
24	6,252	7,089	7,696	7,136	7,229	5,945	41,347	82,575
23	3,779	6,218	7,592	7,246	7,423	6,032	38,290	79,032
22	6,415	5,997	7,049	6,541	7,818	5,979	39,799	79,551

* は昭和25年の季節変動による推計 備考 (25頁) 参照

第2表 昭和26年人口動態の推計

年	次	出生	死亡	自然増加	死産	乳児死亡	婚姻	離婚	婚
** 昭	和 26 年	26.49	10.30	16.19	90.9	5.72	7.85		0.98
昭	和 25 年	28.33	10.92	17.41	84.3	5.98	8.62		1.01
昭	和 24 年	33.17	11.63	21.54	66.7	6.25	10.36		1.02
昭	和 23 年	33.43	11.85	21.58	50.9	6.17	11.89		0.99
昭	和 22 年	34.30	14.57	19.73	44.2	7.67	11.96		1.02
昭	和 8—12 年平均	30.78	17.43	13.35	50.8	10.62	8.02		0.69

** 第1表の人口動態実数に基づいて算定、ただし基礎人口は人口問題研究所において算定の推計人口による。乳児死亡率は出生 100 について、死産率は出産（出生＋死産）1,000 について、その他は人口 1,000 についての率。

備考 資料の出所：—

- I, A, 第1—3表……総理府統計局「昭和25年国勢調査10%抽出集計による結果速報、その2、全国人口の年齢及び配偶関係」昭和26年10月19日（国速B—2）による。
- I, A, 第4表……総理府統計局「昭和25年国勢調査10%抽出集計による結果速報、その1、全国人口の国籍又は出身地」昭和26年9月21日（国速B—1）による。
- I, B, 第1表、第3表……総理府統計局「昭和25年国勢調査10%抽出集計による結果速報、その2、都道府県及び六大都市別人口の年齢及び配偶関係」昭和26年10月19日（国速BP—2）による。
- 第2表……第1表に基づき人口問題研究所において算定した。
- 第4表……総理府統計局「昭和25年国勢調査10%抽出集計による結果速報、その1、都道府県及び六大都市別人口の国籍又は出身地」昭和26年9月21日（国速BP—1）による。
- II, 第1表……厚生大臣官房統計調査部「人口動態統計毎月概数、昭和26年6月」昭和26年10月による。
- 第2表……第1表に基づき人口問題研究所において算定した。

抽出集計の結果数字の信頼性：

I の各表の実数は、すべて抽出集計に基づき推計数であるから、いわゆる標本誤差を含んでいる。（ただし全国総人口、市部及び郡部の総人口のみは確定数を千単位で示したもので推計数ではない。）

一般的に言えば、この標本誤差は小さな推計数字に対するものほど大きく、大きな推計数字に対するものほど小さい。次表は種々の大きさの推計数字に対する標本誤差の大体の大きさを示すものである。推計数字と悉皆集計すれば得られるであろう値との差が標準誤差以内になる確率は3分の2であり、標準誤差の2倍以内になる確率は20分の19である。

a—1表 全国の男女年齢別人口及び配偶関係別人口の標準誤差 (I, A, 第1—3表)

推計数の大きさ	標準誤差		標準誤差の2倍	
	実数	その推計数に対する割合	実数	その推計数に対する割合
80,000,000	160,000	0.2%	320,000	0.4%
50,000,000	100,000	0.2	200,000	0.4
30,000,000	60,000	0.2	120,000	0.4
20,000,000	60,000	0.3	120,000	0.6
10,000,000	30,000	0.3	60,000	0.6
5,000,000	15,000	0.3	30,000	0.6
3,000,000	9,000	0.3	18,000	0.6
2,000,000	6,000	0.3	12,000	0.6
1,000,000	4,000	0.4	8,000	0.8
500,000	2,000	0.4	4,000	0.8
300,000	1,800	0.6	3,600	1.2
200,000	1,200	0.6	2,400	1.2
100,000	800	0.8	1,600	1.6
50,000	500	1.0	1,000	2.0
30,000	450	1.5	900	3.0
20,000	400	2.0	800	4.0
10,000	300	3.0	600	6.0
5,000	250	5.0	500	10.0
3,000	180	6.0	360	12.0
2,000	160	8.0	320	16.0
1,000	150	15.0	300	30.0

a-2表 全国の国籍又は出身地別人口の標準誤差 (I, A, 第4表)

推計数の大きさ	標準誤差		標準誤差の2倍	
	実数	その推計数に対する割合	実数	その推計数に対する割合
80,000,000	160,000	0.2%	320,000	0.4%
40,000,000	120,000	0.3	240,000	0.6
15,000,000	45,000	0.3	90,000	0.6
600,000	12,000	2.0	24,000	4.0
200,000	6,000	3.0	12,000	6.0
100,000	4,000	4.0	8,000	8.0
50,000	2,500	5.0	5,000	10.0
10,000	800	8.0	1,600	16.0
5,000	500	10.0	1,000	20.0

a-3表 全国の本邦在籍者の男女年令別人口の標準誤差 (I, A, 第4表)

推計数の大きさ	標準誤差		標準誤差の2倍	
	実数	その推計数に対する割合	実数	その推計数に対する割合
80,000,000	160,000	0.2%	320,000	0.4%
40,000,000	120,000	0.3	240,000	0.6
20,000,000	60,000	0.3	120,000	0.6
10,000,000	30,000	0.3	60,000	0.6
5,000,000	20,000	0.4	40,000	0.8
2,500,000	12,000	0.5	24,000	1.0
1,000,000	5,000	0.5	10,000	1.0
500,000	3,000	0.6	6,000	1.2
250,000	2,300	0.9	4,600	1.8

b表 都道府県に対する乗数

都道府県	乗数	都道府県	乗数	都道府県	乗数
北海道	4.0	富山県	8.5	鳥取県	10.0
青森県	8.0	石川県	8.5	島根県	9.0
岩手県	8.0	福井県	9.0	山口県	6.5
宮城県	7.0	山梨県	9.5	広島県	5.5
秋田県	8.0	長野県	6.0	徳島県	7.0
山形県	7.5	岐阜県	6.5	香川県	9.5
福島県	6.0	静岡県	6.0	愛媛県	9.0
茨城県	6.5	愛知県	4.5	高知県	7.0
栃木県	7.5	三重県	7.0	福岡県	8.5
群馬県	7.0	滋賀県	9.0	佐賀県	5.0
埼玉県	6.0	京都府	5.5	熊本県	9.5
千葉県	6.5	大阪府	4.5	熊谷県	7.0
東京都	3.5	兵庫県	4.5	大分県	7.0
神奈川県	5.5	奈良県	9.5	宮崎県	8.0
	5.5	和歌山県	8.5	鹿児島県	8.5
				鹿児島県	6.5

また I, B, 第1, 3, 4表の各都道府県の数字に対する標準誤差を求めるにはまずそれぞれの項目に関する全国推計数の変異係数(標準誤差の推計数に対する割合)をa表から求める。これに上のb表の乗数を乗じてその都道府県の変異係数を求め、各都道府県の推計数にこの変異係数を乗ずれば標準誤差が得られる。たとえば、北海道の0-4才人口667,000の標準誤差を求めるには、同年令階級の全国推計数11,203,000の変異係数をa-1表で見出し(0.3%)この変異係数にb表による北海道の乗数4.0を乗じて北海道の変異係数1.2%を得る。この変異係数を北海道の0-4才人口667,000に乗ずれば標準誤差の実数8,000が得られる。また推計数はすべて4捨5入して千位にとどめてあるから、個々の数字を合計しても必ずしも総数に合わない。500未満の推計数は「0」とし、500以上1,500未満は「1,000」としてある。実数の性質上、割合についても個々の数字を合しても総数に合わない場合がある。なお割合のうち「0.0」は0.005未満を示している。なお標本抽出の方法、調査の範囲等については上記の資料を参照のこと。